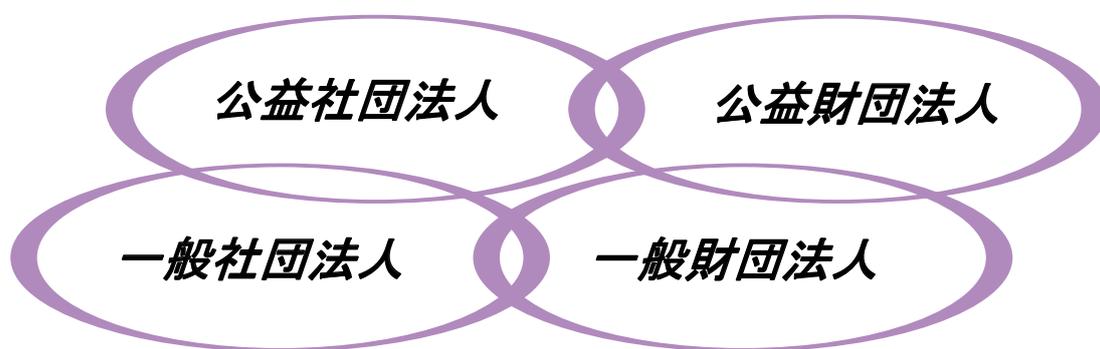


新たな公益法人関係税制の手引



平成 24 年 9 月 国税庁



e-Tax
国税電子申告・納税システム

詳しい情報は
www.e-tax.nta.go.jp
をご覧ください。

本書において使用している省略語は、次のとおりです。

法	法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）
令	法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）
規則	法人税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 12 号）
所法	所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）
所令	所得税法施行令（昭和 40 年政令第 96 号）
所規	所得税法施行規則（昭和 40 年大蔵省令第 11 号）
消法	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）
措法	租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）
措令	租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）
措規	租税特別措置法施行規則（昭和 32 年大蔵省令第 15 号）
平成 20 年改正法	所得税法等の一部を改正する法律（平成 20 年法律第 23 号）
法基通	法人税基本通達（昭和 44 年 5 月 1 日直審(法)25）
平成 20 年改正通達	法人税基本通達等の一部改正について（平成 20 年 7 月 2 日課法 2-5）
平成 21 年改正通達	法人税基本通達等の一部改正について（平成 21 年 12 月 28 日課法 2-5）
一般社団・財団法人法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）
公益法人認定法	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）
整備法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）
公益三法	一般社団・財団法人法、公益法人認定法及び整備法

○ この「新たな公益法人関係税制の手引」は、法人税に関係する制度の仕組みや手続を中心に説明したものです。正しい申告・届出などのための参考として活用してください。

○ 新たな公益法人関係税制についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく税務署又は税務相談室（電話相談センター）にお尋ねください。

なお、国税庁ホームページにおいても税に関する情報を提供しています。【www.nta.go.jp】

○ この手引は、平成 24 年 9 月 1 日現在の法令に基づいて作成しています。

目 次

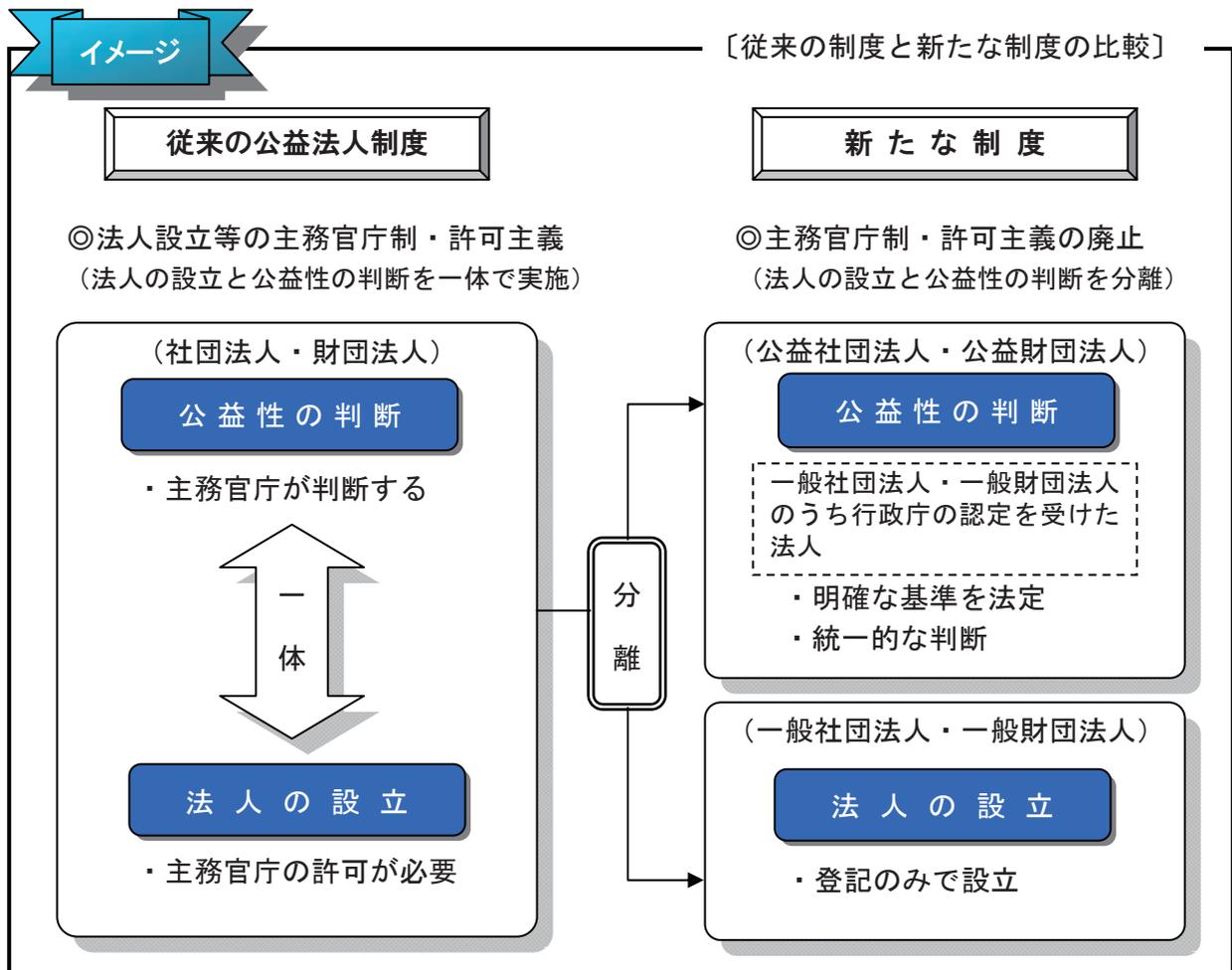
1	公益法人制度改革の概要	
(1)	新たな公益法人制度の創設	1
(2)	新制度における公益性の判断（認定）について	1
(3)	従来の社団法人・財団法人（旧民法34条法人）の新制度への移行について	2
	《参考》従来の有限責任中間法人及び無限責任中間法人からの新制度への移行	3
2	公益法人関係税制について	
(1)	税制改正後の社団法人・財団法人の区分	4
(2)	新たな法人区分ごとの課税所得の範囲及び税率並びに寄附金税制等	8
	《参考》新しい公益法人制度施行後の法人の体系について	12
(3)	法人区分の変更に伴う所要の調整	13
(4)	各種届出関係	17
(5)	損益計算書等の提出制度	19
3	届出書の記載例	
(1)	法人設立届出書	21
(2)	収益事業開始届出書	22
(3)	普通法人又は協同組合等となった旨の届出書	23
(4)	異動届出書	24
(5)	収益事業廃止届出書	28
(6)	給与支払事務所等の開設届出書	29
4	参考資料	
(1)	非営利型法人の要件	31
(2)	収益事業の範囲	32
(3)	公益社団法人・公益財団法人のみなし寄附金	34
(4)	課税所得の範囲の変更等に伴う所要の調整	35
(5)	行政庁の連絡先	36
(6)	届出書様式及び記載要領	37
(7)	関係法令等	51

1 公益法人制度改革の概要

(1) 新たな公益法人制度の創設

民間非営利部門の活動の健全な発展を促進し、従来の公益法人制度に見られる様々な問題に対応するため、従来の主務官庁による公益法人の設立許可制度を改め、一般社団法人・一般財団法人を登記のみで設立できる制度が創設されるとともに、そのうちの公益目的の事業を行うことを主たる目的とする法人については、民間有識者による委員会の意見に基づき公益法人に認定する制度が創設されました。

なお、この新制度は平成 20 年 12 月 1 日から施行されています。



(2) 新制度における公益性の判断(認定)について

公益目的の事業を行うことを主たる目的とするなどの一定の基準に適合している一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁から公益認定を受けることにより、公益社団法人又は公益財団法人となります(公益法人認定法 2-1-2、4、5)。

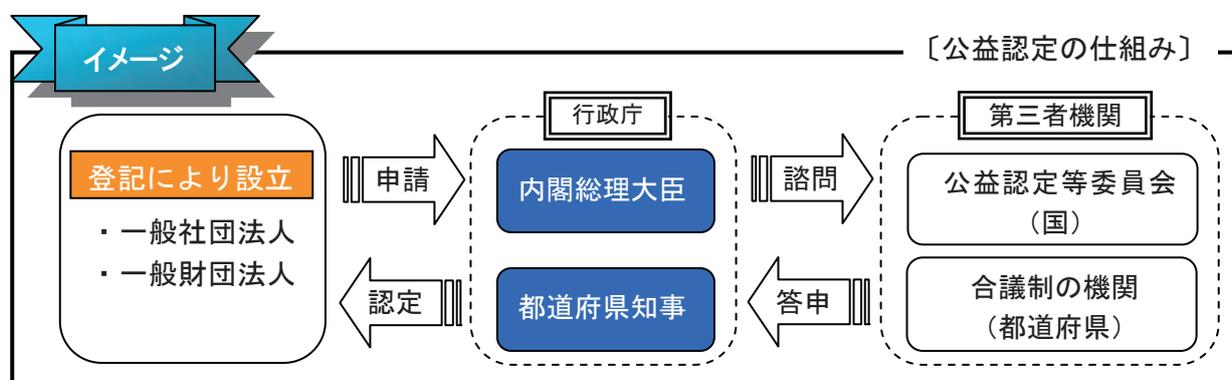
「公益目的の事業」とは

学術、技芸、慈善その他の公益に関する公益法人認定法別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいいます(公益法人認定法 2 四)。

また、公益認定に係る申請書の提出先は、次表のとおり、法人の区分に応じた行政庁となります（公益法人認定法3、7）。申請手続に関してご不明な点やご質問等がある場合には、それぞれの行政庁へお尋ねください。

法人の区分	行政庁
① 二以上の都道府県の区域内に事務所を設置するもの	内閣総理大臣
② 公益目的事業を二以上の都道府県の区域内において行う旨を定款で定めるもの	
上記①及び②以外の法人	その事務所が所在する都道府県の知事

行政庁の連絡先については、36 頁をご覧ください。

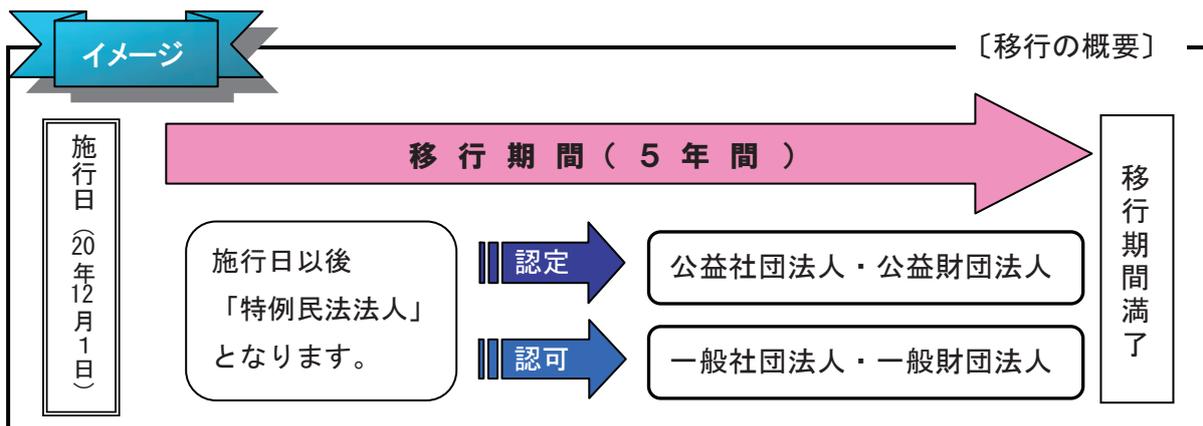


（3）従来の社団法人・財団法人（旧民法34条法人）の新制度への移行について

従来の社団法人・財団法人は、公益三法の施行日（平成20年12月1日）以後一般社団法人又は一般財団法人として存続することとなりますが、新制度に移行するまでの間は、「特例民法法人」として従来の法人制度が維持されることとなります（整備法40、42）。

また、特例民法法人は、公益三法の施行日から5年間を移行期間として、公益社団法人若しくは公益財団法人への移行の認定申請又は一般社団法人若しくは一般財団法人への移行の認可申請を行うことができます（整備法44、45）。

なお、公益三法の施行日から5年間の移行期間の終了までに移行申請を行わなかった又は移行期間の終了までに移行申請を行ったが、移行期間の終了後に認定又は認可が得られなかった特例民法法人は、原則として移行期間の満了日に解散したものとみなされます（整備法46）。



《参考》

従来の有限責任中間法人及び無限責任中間法人からの新制度への移行

公益法人制度改革により一般社団・財団法人法が制定されたことに伴い、中間法人法は廃止されましたが、従来の有限責任中間法人及び無限責任中間法人は、公益三法の施行日（平成20年12月1日）以後「一般社団法人」として存続することとなります（整備法2、24）。

一般社団法人は、その名称中に一般社団法人という文字を用いなければなりません（一般社団・財団法人法5①）、一般社団法人として存続する有限責任中間法人は公益三法の施行日の属する事業年度の終了後最初に招集される定時社員総会の終結の時までは名称変更の必要はありません（整備法3①）。

また、一般社団法人として存続する無限責任中間法人は、その名称中に無限責任中間法人という文字を用いなければならず、その名称を用いて存続する一般社団法人を特例無限責任中間法人といいます（整備法25）。

（注） 特例無限責任中間法人は、公益三法の施行日から1年以内に債権者保護手続や理事の選任等を行うことによって、通常の一般社団法人へ移行し、その名称中に一般社団法人という文字を用いる名称変更をすることとなります（整備法30～33）。

なお、債権者保護手続や理事の選任等を行わなかった特例無限責任中間法人は、移行期間（1年）が経過した時に解散したものとみなされます（整備法37）。

（参考）

公益法人制度改革の詳細については、こちらをご覧ください。

ホームページから公益三法等の法令等を確認することもできます。

○ 国・都道府県公式公益法人行政統合情報サイト
「公益法人 information」
<https://www.koeki-info.go.jp>

※ なお、ホームページのアドレス等は変更になる場合がありますので留意してください。

2 公益法人関係税制について

新たな公益法人制度の創設に伴い、公益法人関係税制が次のとおり整備されています。

(1) 税制改正後の社団法人・財団法人の区分

公益三法の制定による新たな法人の種類の新設と社団法人・財団法人の廃止に伴い、従来の社団法人・財団法人は、法人税法上、公益社団法人・公益財団法人、一般社団法人・一般財団法人及び特例民法法人の3つに区分されます。

イ 公益社団法人・公益財団法人

行政庁から公益認定を受けたものをいい、法人税法上、公益法人等として取り扱われます（法2六）。

「公益法人等」とは

法人税法別表第二に掲げられた法人をいい、これらの法人は収益事業から生じた所得以外の所得に課税されないなど、普通法人とは異なる取扱いがされることとなります。

ロ 一般社団法人・一般財団法人

公益認定を受けていない一般社団法人又は一般財団法人（以下単に「一般社団法人・一般財団法人」といいます。）は、非営利型法人及び非営利型法人以外の法人の2つに区分されます。

(イ) 非営利型法人

一般社団法人・一般財団法人のうち一定の要件に該当する次のものを「非営利型法人」といい、法人税法上、公益法人等として取り扱われます（法2六、九の二）。

- ① 非営利性が徹底された法人
- ② 共益的活動を目的とする法人

イメージ

〔非営利型法人〕

< 非営利型法人 >

公益認定を受けていない一般社団法人又は一般財団法人のうち一定の要件に該当するもの

- | | |
|--|---|
| ① 非営利性が徹底された法人
事業により利益を得ること又は得た利益を分配することを目的としない法人
(法2九のニイ) | ② 共益的活動を目的とする法人
会員から受け入れる会費により会員に共通する利益を図るための事業を行う法人
(法2九の二ロ) |
|--|---|

※ 非営利型法人の要件については、次頁をご覧ください。

＜非営利型法人の要件＞(法2九の二、令3)

一般社団法人・一般財団法人のうち、次の①又は②に該当するもの（それぞれの要件の全てに該当する必要があります。）は、非営利型法人になります。

類型	要件
① 非営利性が徹底された法人 <small>(法2九の二イ、令3①)</small>	1 剰余金の分配を行わないことを定款に定めていること。
	2 解散したときは、残余財産を国・地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与することを定款に定めていること。
	3 上記1及び2の定款の定め違反する行為（上記1、2及び下記4の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。）を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
	4 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。
② 共益的活動を目的とする法人 <small>(法2九の二ロ、令3②)</small>	1 会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的としていること。
	2 定款等に会費の定めがあること。
	3 主たる事業として収益事業を行っていないこと。
	4 定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を行うことを定めていないこと。
	5 解散したときにその残余財産を特定の個人又は団体に帰属させることを定款に定めていないこと。
	6 上記1から5まで及び下記7の要件に該当していた期間において、特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
	7 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

非営利型法人の要件の詳細については、31 頁をご覧ください。

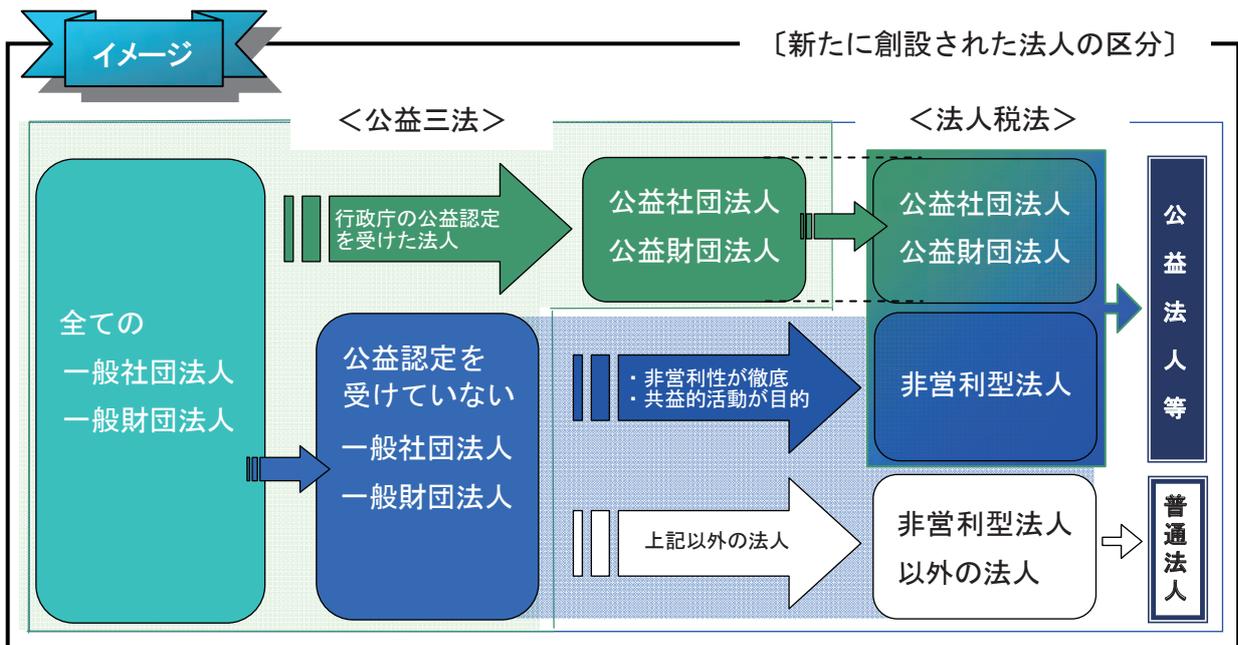
(ロ) 非営利型法人以外の一般社団法人・一般財団法人

一般社団法人・一般財団法人のうち、非営利型法人でないものは、法人税法上、普通法人として取り扱われます。

(注) この「新たな公益法人関係税制の手引」において、一般社団法人・一般財団法人のうち非営利型法人でないものを「非営利型法人以外の法人」といいます。

チェックポイント

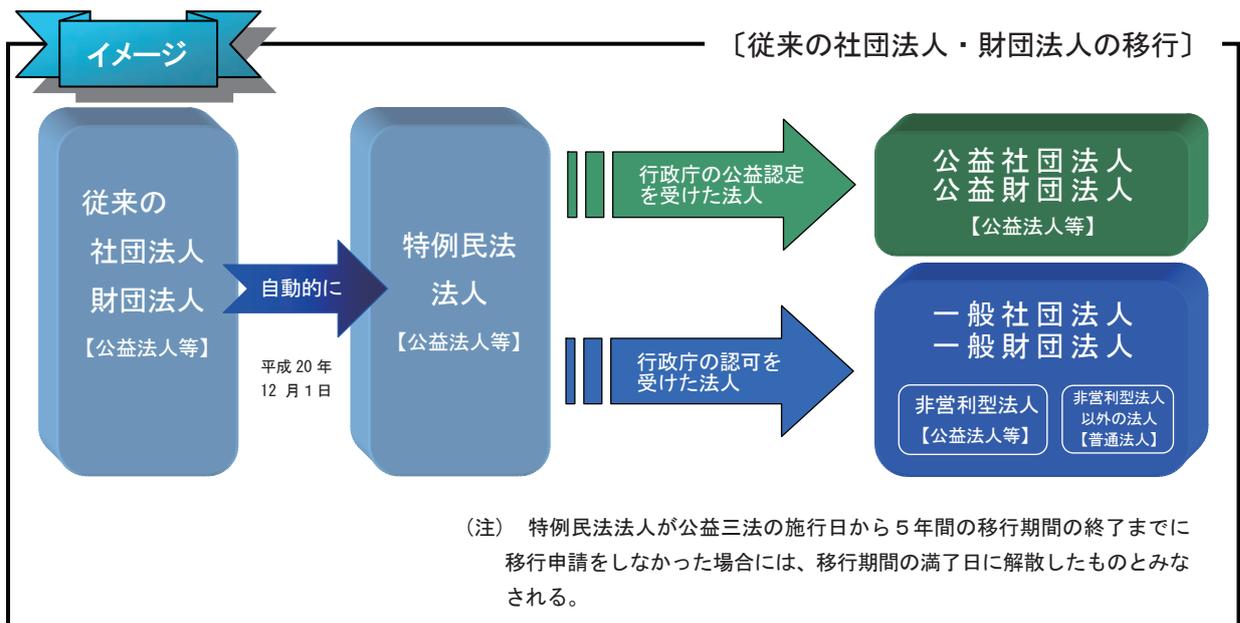
- ・ 非営利型法人の要件の全てに該当する一般社団法人及び一般財団法人は、特段の手続を踏むことなく公益法人等である非営利型法人となります。
 - ・ 非営利型法人が、その要件のうち、一つでも該当しなくなったときには、特段の手続を踏むことなく普通法人となります。
- ※ 非営利型法人になったとき又は非営利型法人が非営利型法人以外の法人になったときは速やかに「異動届出書」の提出をお願いします。
- なお、「異動届出書」については、18頁以降をご覧ください。
- ・ 法2九のニイの類型の非営利型法人が、剰余金の分配を行うことを決定し、又は行った場合や、特定の個人や団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことにより普通法人となった場合、その後は同類型の非営利型法人になることはできません（法基通1-1-9）。
- また、法2九のニロの類型の非営利型法人が、特定の個人や団体に特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことにより普通法人となった場合についても同様です。



ハ 特例民法法人

公益三法の施行日（平成 20 年 12 月 1 日）において存していた社団法人・財団法人で公益社団法人・公益財団法人又は一般社団法人・一般財団法人への移行の登記をしていないものを特例社団法人・特例財団法人（特例民法法人と総称します。）といい、公益三法の施行日前と同様に、法人税法上、公益法人等として取り扱われます（平成 20 年改正法附則 10）。

特例民法法人の移行の詳細については、12 頁をご覧ください。



(参 考)

法人区分ごとの法人税法上の取扱いをまとめると下の表のとおりとなります。

法人区分		法人税法上の取扱い
公益社団法人・公益財団法人		公益法人等
一般社団法人 一般財団法人	非営利型法人	公益法人等
	非営利型法人以外の法人	普通法人
特例民法法人 (旧民法34条法人)		公益法人等

(2) 新たな法人区分ごとの課税所得の範囲及び税率並びに寄附金税制等

イ 課税所得の範囲及び税率

新たな法人の区分の創設に伴い、課税所得の範囲及び税率について、次のように整備されています（法4①、7、66①～③、措法42の3の2、令5）。

	公益社団法人 公益財団法人	一般社団法人・一般財団法人		特例民法法人
		非営利型法人	非営利型法人以外の法人 《普通法人》	
課税所得 の範囲	収益事業から生じた 所得に対して課税 公益目的事業は非課 税(注1)	収益事業から生じた 所得に対して課税	全ての所得に対して 課税	収益事業から生じた 所得に対して課税
法人税率	25.5% (所得金額年800万円以下の金額は15%(注2))			19% (所得金額年800万 円以下の金額は 15%(注2))

- (注) 1 行政庁は、公益認定をしたとき（特例民法法人にあっては、公益認定を受けて移行の登記をし、その旨の届出があったとき）には、その旨を公示することとされています（公益法人認定法10、整備法108）。この公示の際には公益認定を受けた法人に係る公益目的事業が記載されますので、この記載された公益目的事業が非課税となります。
- 2 租税特別措置法の規定により、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に開始する各事業年度については、年800万円以下の金額に対する法人税率が15%（法人税法では19%）に引き下げられています。
- 3 原則として、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの期間内に最初に開始する事業年度開始の日から同日以後3年を経過する日までの期間内の日の属する事業年度については、法人税の額の10%の復興特別法人税を法人税と同時期に申告・納付することとなります。

収益事業の範囲については、32頁をご覧ください。

ロ 寄附金税制

公益法人制度改革に伴い、寄附金税制について、次のように整備されています。

(イ) 公益社団法人・公益財団法人に寄附をした個人・法人に対する優遇措置

公益社団法人・公益財団法人は、全て特定公益増進法人となり、寄附金優遇措置の対象となります（法37④、令77三、所法78②三、所令217三）。

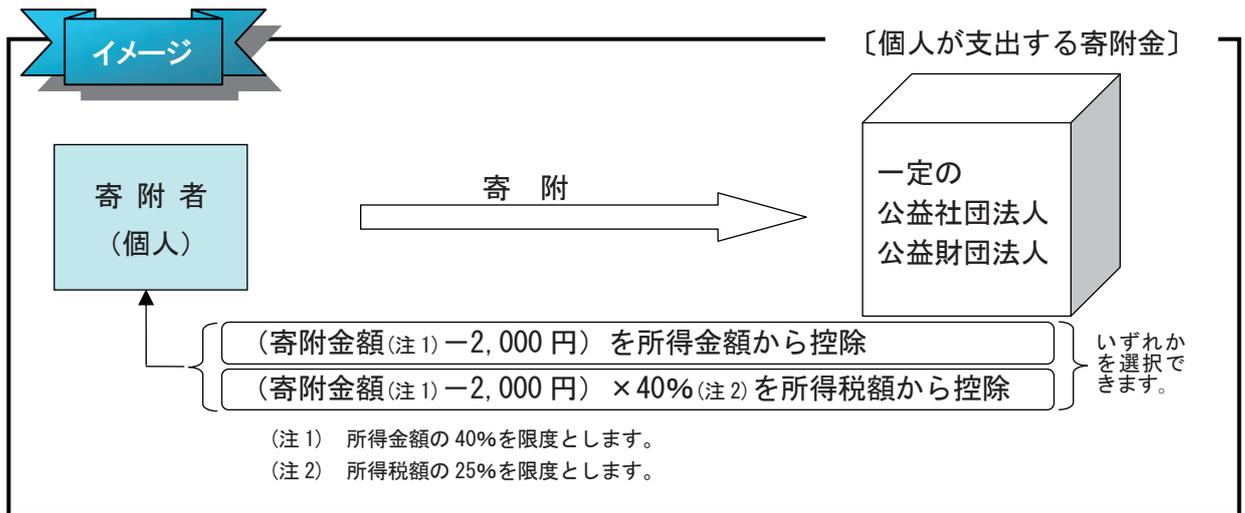
A 個人が支出する寄附金

(A) 寄附金控除（所得控除）

個人が、国や地方公共団体、特定公益増進法人等に対し寄附金を支出したときは、それらの寄附金の額の合計額（所得金額の40%が上限）から2,000円を控除した金額が寄附金控除として所得から控除されることとなります（所法78①）。

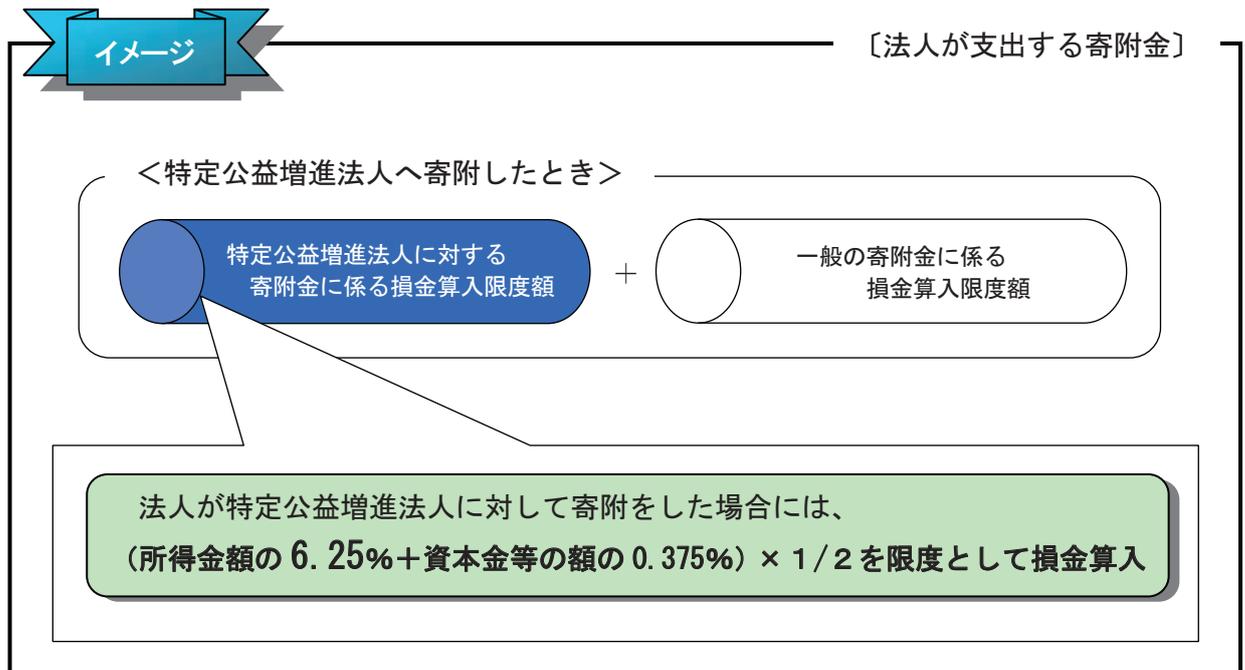
(B) 公益社団法人等寄附金特別控除（税額控除）

個人が、運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人等に対し寄附金を支出したときは、(A)との選択により、それらの寄附金の額の合計額（原則として所得金額の40%が上限）から2,000円を控除した金額の40%相当額（その年分の所得税額の25%が上限）が公益社団法人等寄附金特別控除としてその年分の所得税額から控除されることとなります（措法41の18の3①）。



B 法人が支出する寄附金

会社などの法人が特定公益増進法人に対して支出した寄附金については、一般寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられています（令 77 の 2）。



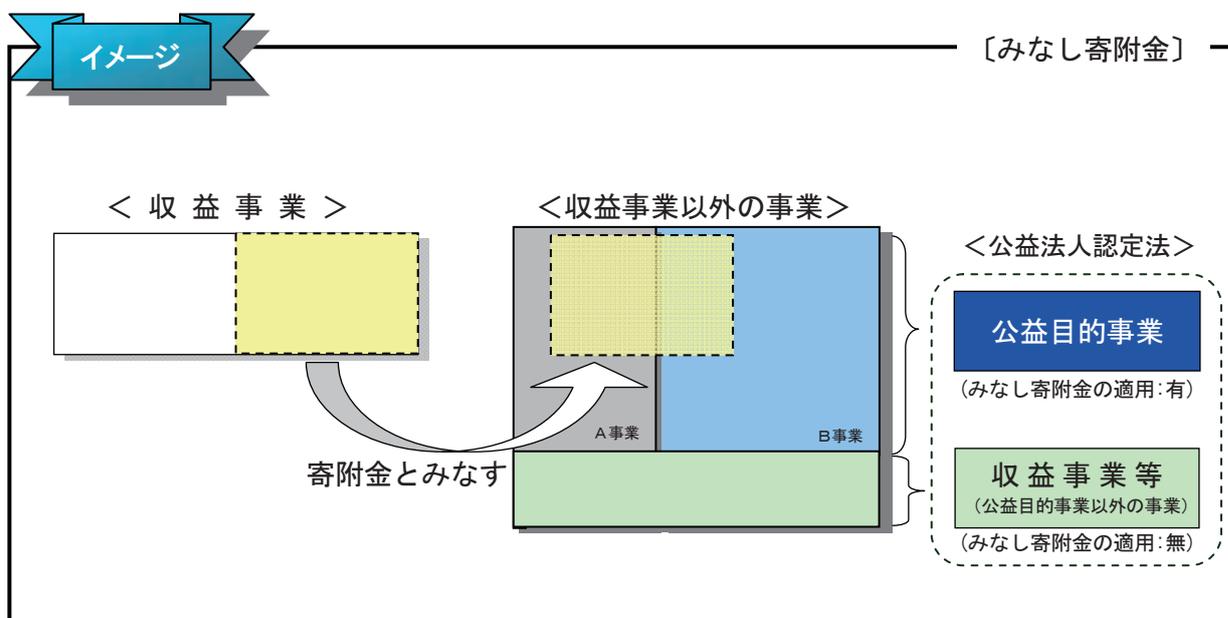
(参 考)

- ・ 特定公益増進法人とは、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして所得税法施行令第 217 条又は法人税法施行令第 77 条において列挙されている法人をいいます。
- ・ 個人又は法人が、特定公益増進法人に対する寄附金を所得控除又は損金算入するためには、「主たる目的である業務に関連する寄附金であることの証明書」等の保存や確定申告書への添付等が必要となります（法 37⑨、規則 24、所令 262、所規 47 の 2③）。
- ・ 個人が、一定の要件を満たす公益社団法人・公益財団法人等に対する寄附金を所得税額から控除するためには、「公益社団法人等が一定の要件を満たすものであることの行政庁の証明書の写し」等を公益社団法人等から交付を受け、確定申告書へ添付する必要があります（措法 41 の 18 の 3②、措規 19 の 10 の 4⑩）。

(ロ) 公益社団法人・公益財団法人のみなし寄附金及び寄附金の損金算入限度額

公益社団法人・公益財団法人においては、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で**自らが行う公益目的事業のために支出した金額**について、その収益事業に係る寄附金の額とみなして、寄附金の損金算入限度額の計算を行います。

(注) 非営利型法人については、みなし寄附金の適用はありません(法 37④⑤、令 77 の 3)。



< 寄附金の損金算入限度額 > (令 73①三イ、73 の 2)

【みなし寄附金がない場合】

その事業年度の所得の金額の 100 分の 50 に相当する金額

【みなし寄附金がある場合】

②の金額が①の金額を超えるときは、②の金額

① その事業年度の所得の金額の 100 分の 50 に相当する金額

② 公益目的事業の実施のために必要な金額 (その金額がみなし寄附金を超える場合には、そのみなし寄附金額に相当する金額。以下「公益法人特別限度額」といいます。)

(注) 公益法人特別限度額を適用する場合には、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に明細を記載した書類の添付が必要となります。

公益社団法人・公益財団法人のみなし寄附金の詳細については、34 頁をご覧ください。

ハ その他の法令に係る取扱い

所得税法や租税特別措置法においても、新たな公益法人制度の創設に伴い、例えば、次のような取扱いがされることとなります。

(イ) 利子等に係る源泉所得税の非課税

公益社団法人及び公益財団法人については、所得税法別表第一（公共法人等の表）に掲げられ、これらの法人が支払を受ける一定の利子等に係る源泉所得税は非課税とされます（所法 11①）。特例民法法人にあっても同様です。

（注）一般社団法人・一般財団法人については、法人税法上、非営利型法人（公益法人等）及び非営利型法人以外の法人（普通法人）のいずれに該当する場合であっても、この取扱いの適用はありません。

非営利型法人が収益事業を行っている場合において、収益事業に属する預貯金等から生じた利子等に対して課された所得税の額があるときには、その所得税の額は、法人税の申告に際して、法人税の額から控除することができます（法 68）。

(ロ) 一定の公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税の特例

個人が特例の対象となる一定の公益法人等に対し財産の贈与又は遺贈をした場合において、その贈与又は遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与することなど一定の要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたときは、譲渡所得等に係る所得税が非課税となる特例が設けられています。

特例の対象となる一定の公益法人等とは、公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人（非営利型法人のうち非営利性が徹底された法人）及びその他の公益を目的として事業を行う法人をいいます。

なお、特例の対象となる一定の公益法人等が寄附を受けた財産を公益目的事業の用に直接供した後に承認が取り消された場合には、その公益法人等を個人とみなして所得税が課税されます（措法 40①、③）。

（参 考）

中間法人法の廃止に伴い、平成 20 年度税制改正において、有限責任中間法人及び無限責任中間法人に関する税制の整備が行われました。概要については、以下のとおりとなっていますので、参考にしてください。

（公益三法の施行前）

法人の区分		法人税法上の区分
中間法人	有限責任中間法人	普通法人（全所得課税、税率 30% ^{（注2）} ）
	無限責任中間法人	

（公益三法の施行後）

法人の区分		法人税法上の区分	
一般社団法人	旧有限責任中間法人	非営利型法人 ^{（注1）} に該当するもの	公益法人等<非営利型法人> （収益事業課税、税率 30% ^{（注2,3）} ）
		上記以外のもの	普通法人 （全所得課税、税率 30% ^{（注2,3）} ）
	特例無限責任中間法人	普通法人（全所得課税、税率 30% ^{（注2）} ）	

- （注） 1 「非営利型法人」については、4 頁をご覧ください。
2 所得の金額のうち年 800 万円以下の金額については 22% となります。
3 平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度については、税率が 25.5%（所得の金額のうち 800 万円以下の金額については 15%）となります。
4 特例無限責任中間法人については、債権者保護手続等の終了後に通常の一般社団法人へ移行します。

(3) 法人区分の変更に伴う所要の調整

イ 事業年度の区分

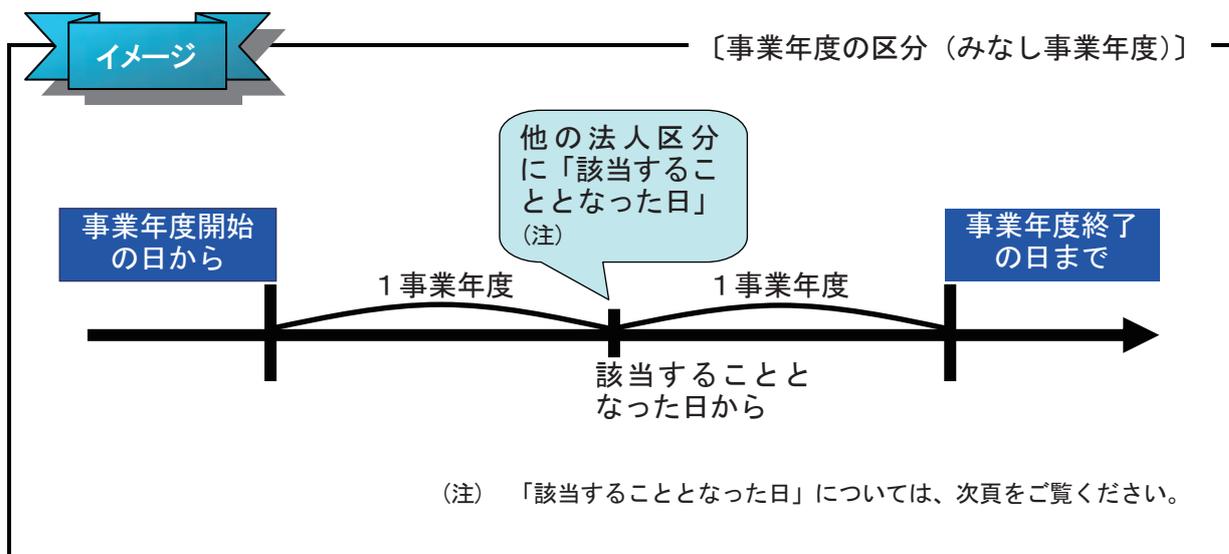
(イ) 事業年度

法人税法における事業年度とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間で、法令で定めるものや法人の定款等に定めるものをいいます（法 13①）。

公益三法の規定により、例えば、一般社団法人又は一般財団法人が、行政庁から公益認定を受けたときには、貸借対照表などの計算書類を事業年度開始の日から公益認定を受けた日の前日までの期間と公益認定を受けた日からその事業年度の末日までの期間とに分けて作成することとされていますので、これに伴い、事業年度を区分することとなります。

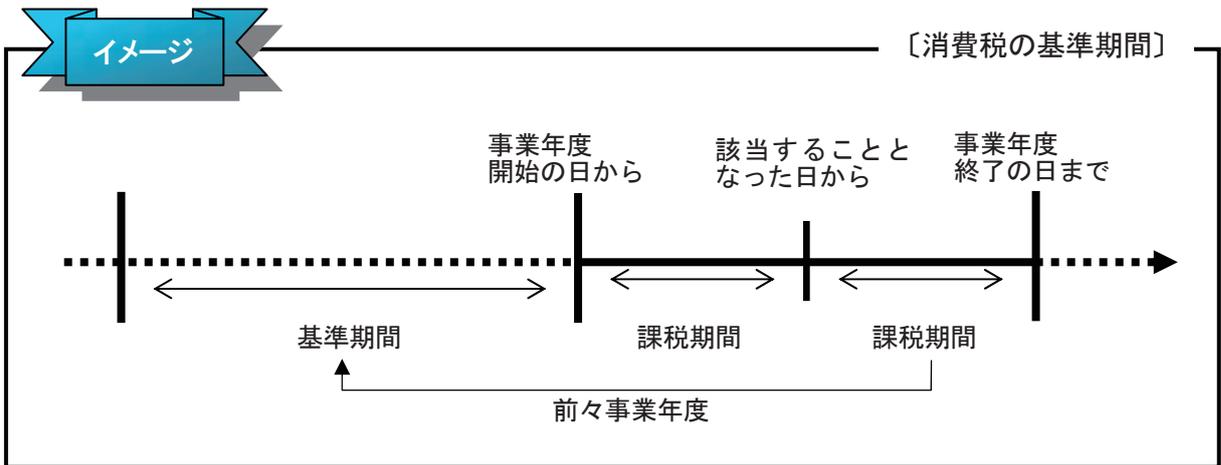
(ロ) みなし事業年度

公益法人等が普通法人に該当することとなった場合又は普通法人が公益法人等に該当することとなった場合には、定款等で定めた事業年度の開始の日からその該当することとなった日の前日までの期間及びその該当することとなった日からその定款で定めた事業年度終了の日までの期間をそれぞれ 1 事業年度とみなすこととされています（法 14①二十）。



(ハ) 消費税及び地方消費税の課税期間

法人の消費税の課税期間については、その法人の事業年度とされています（課税期間の特例を選択している場合を除きます。）（消法 19①二）。したがって、上記(イ)又は(ロ)のように事業年度が区分された場合は、区分された事業年度それぞれが消費税の 1 課税期間となります。



＜法人区分の変更とその該当することとなった日＞

次表に掲げる法人区分の変更があった場合には、次の①の期間と②の期間がそれぞれ1事業年度となります。

- ① 定款で定めた事業年度開始の日からその該当することとなった日の前日まで
- ② その該当することとなった日から定款で定めた事業年度終了の日まで

法人区分の変更		該当することとなった日	根拠法令等
公益社団法人 公益財団法人 【公益法人等】	非営利型法人 【公益法人等】	公益認定の取消しの日 (同時に非営利型法人の要件の全てに該当することとなった場合)	法13①、 法基通1-2-3(2)
	非営利型法人以外の法人 【普通法人】	公益認定の取消しの日	法14①二十、 法基通1-2-6(1)イ
一般社団法人・ 一般財団法人	非営利型法人 【公益法人等】	公益社団法人 公益財団法人 【公益法人等】 公益認定を受けた日	法13①、 法基通1-2-3(1)
	非営利型法人以外の法人 【普通法人】	非営利型法人以外の法人 【普通法人】 非営利型法人の要件に該当しなくなった日	法14①二十、 法基通1-2-6(1)ロ
特例社団法人 特例財団法人 (旧民法34条法人) 【公益法人等】	公益社団法人 公益財団法人 【公益法人等】	公益社団法人 公益財団法人 【公益法人等】 移行の登記をした日	法13①、 平成20年改正通達経過的 取扱い(1)
	非営利型法人 【公益法人等】	非営利型法人 【公益法人等】 移行の登記をした日 (同時に非営利型法人の要件の全てに該当することとなった場合)	法13①、 平成20年改正通達経過的 取扱い(1)
	非営利型法人以外の法人 【普通法人】	非営利型法人以外の法人 【普通法人】 移行の登記をした日	法14①二十、 平成20年改正通達経過的 取扱い(1)

(二) 事業年度の区分に伴う確定申告書の提出

① 法人税

法人税の納税義務がある法人については、原則として、事業年度終了の日の翌日から2月以内に確定申告書を納税地の所轄税務署長に対して提出するとともに、法人税を納付しなければなりません（法 74、77）。

法人の事業年度が区分されるときは、その区分された事業年度について、それぞれ申告期限までに確定申告書の提出が必要となります。

② 消費税及び地方消費税

消費税及び地方消費税の納税義務がある法人については、原則として、課税期間の末日の翌日から2月以内に確定申告書を納税地の所轄税務署長に対して提出するとともに、消費税額及び地方消費税額を併せて納付しなければなりません（消法 45、49）。

法人の事業年度が区分され、各課税期間において課税事業者に該当する場合は、各課税期間について、それぞれ申告期限までに確定申告書の提出が必要となります。

(注) 1 基準期間（原則：前々事業年度）における課税売上高が1,000万円を超える場合は、消費税の課税事業者となります（消法 9①）。

ただし、基準期間における課税売上高が1,000万円以下の場合であっても、特定期間（原則：前事業年度開始の日以後6月の期間）における課税売上高が1,000万円を超える場合には、課税事業者となる場合があります（消法 9の2①）。

詳しくは、リーフレット「消費税法改正のお知らせ（平成23年9月）」をご覧ください。国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）にも掲載しています。

2 法人区分の変更があった場合でも、既に提出している「消費税簡易課税制度選択届出書」や「消費税課税事業者選択届出書」等については、改めて届出を行う必要はありません。

チェックポイント

- ・ 事業年度が区分されたときは確定申告書の提出が必要となります（納税義務がある法人に限ります。）。
 - ・ 特例社団法人・特例財団法人の「該当することとなった日」は、行政庁の認定又は認可を受けた日ではなく、それぞれの移行の登記をした日となります。
 - ・ 消費税法においては、法人税法上の法人区分に関わらず、全ての法人が事業者該当しますので、その課税期間の基準期間における課税売上高が1,000万円を超える場合には、その課税期間中に収益事業部門及び非収益事業部門で行った課税資産の譲渡等について、合算したところで申告する必要があります。
- ※ その他詳細につきましては、「国、地方公共団体や公共・公益法人等と消費税」をご覧ください。国税庁ホームページにも掲載しています。

ロ 普通法人が公益法人等に移行する場合の所要の調整

非営利型法人以外の法人が公益社団法人・公益財団法人又は非営利型法人に該当することとなる場合には、①その該当することとなる日の前日にその普通法人が解散したものとみなし、②その該当することとなった日にその公益法人等が設立されたものとみなして、一定の法人税に関する法令の規定等を適用することとなります（法 10 の 3）。

（注） 非営利型法人以外の法人が公益社団法人・公益財団法人に合併（適格合併）される場合には、その合併は適格合併に該当しないものとみなして、所要の調整を行うこととなります。

対象となる法人税に関する法令の規定の詳細等については、35 頁をご覧ください。

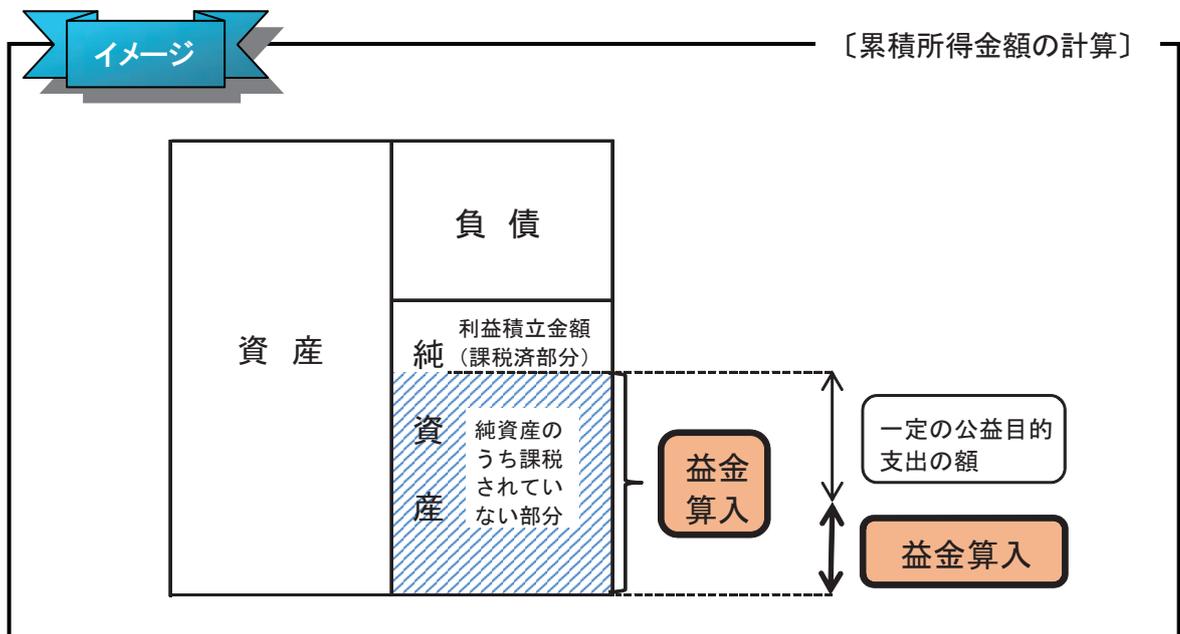
ハ 公益法人等が普通法人に移行する場合の所要の調整

公益社団法人・公益財団法人又は非営利型法人が非営利型法人以外の法人に該当することとなった場合には、過去の収益事業以外の事業から生じた所得の累積額（以下「累積所得金額」といいます。）を益金の額に算入することとなります（法 64 の 4）。

【算式】

$$\text{益金に算入すべき額(累積所得金額)} = \text{資産の帳簿価額} - \text{負債帳簿価額等}$$

- （注） 1 上記算式により計算した金額がマイナス（累積欠損金額）となる場合には、損金の額に算入します。
2 負債帳簿価額等とは、負債の帳簿価額及び利益積立金額の合計額をいいます。



- (注) 1 特例民法法人が一般社団法人・一般財団法人に移行する場合において、その一般社団法人・一般財団法人が非営利型法人でないときについても対象となります。
- 2 特例民法法人は、一般社団法人・一般財団法人への移行認可の申請に当たり、移行時の純資産額を基礎として算定した公益目的財産額に相当する金額を公益の目的のために消費していく計画（公益目的支出計画）を作成することになっています（整備法 119）。
この公益目的支出計画の実施が完了したことの確認を受けていない法人にあつては、移行日以後に公益の目的のために支出される修正公益目的財産残額を累積所得金額から控除することとされています（法 64 の 4③、令 131 の 5①三）。
※ この場合には、確定申告書に明細の記載及び一定の書類の添付が必要となります。下記の 3 及び 4 において同じです（法 64 の 4④）。
- 3 公益社団法人・公益財団法人が行政庁から認定の取消しを受けたことにより非営利型法人以外の法人に該当することとなった場合には、当該取消しの日以降に公益目的のために支出されることが義務付けられている公益目的取得財産残額を累積所得金額から控除することとされています（令 131 の 5①一）。
- 4 公益社団法人・公益財団法人又は非営利型法人が非営利型法人以外の法人に合併（適格合併）される場合には、被合併法人である公益社団法人・公益財団法人又は非営利型法人について上記の算式により計算した金額を、合併法人の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入することとなります（法 64 の 4②）。なお、被合併法人が公益社団法人・公益財団法人である場合には、その合併の直前の公益目的取得財産残額を累積所得金額から控除する等の一定の調整を行うこととされています（令 131 の 5①二、四）。

(4) 各種届出関係

収益事業を新たに開始したときや行政庁から公益認定を受けたときなど、届出の要件となる法律で定められた事実等が生じたときは、各種届出書を納税地の所轄税務署長に対し、その提出期限までに提出してください。

各届出書の具体的記載例については、21 頁以降をご覧ください。

届出事由	届出書名	備考
一般社団法人・一般財団法人 を設立したとき 設立時に非営利型法人の要件に該当していないとき	法人設立届出書 給与支払事務所等の開設届出書	・ 従業員等に対する給与等の支払がない場合は、「給与支払事務所等の開設届出書」の提出は必要ありません。
設立時に非営利型法人の要件に該当しているとき	給与支払事務所等の開設届出書	・ 「法人設立届出書」の提出は必要ありません。 ・ 設立と同時に収益事業を開始する場合は、「収益事業開始届出書」を提出してください。
収益事業を開始したとき	収益事業開始届出書	
行政庁から公益法人認定法の公益認定を受けたとき	異動届出書	・ 公益社団法人・公益財団法人への移行後、速やかな提出をお願いします。
非営利型法人となったとき	異動届出書	・ 次の法人が非営利型法人となった後、速やかな提出をお願いします。 ① 公益社団法人・公益財団法人 ② 非営利型法人以外の法人 ③ 特例民法法人
公益法人等で収益事業を行っていないものが普通法人に該当することとなったとき	普通法人又は協同組合等となった旨の届出書	
収益事業を廃止したとき	収益事業廃止届出書	・ 申告書の発送の要否等を確認するために必要となりますので、速やかな提出をお願いします。

(5) 損益計算書等の提出制度

イ 制度の概要

公益法人等（収益事業を行っていることにより法人税の確定申告書を提出する法人を除きます。）は、年間の収入金額の合計額が8,000万円以下の場合を除き、**原則として事業年度終了の日の翌日から4月以内に**、その事業年度の損益計算書又は収支計算書（以下「損益計算書等」といいます。）を、主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければなりません（措法68の6、措令39の37、措規22の22）。

ロ 適用対象法人

(イ) 対象法人は公益法人等とされていますので、**公益社団法人、公益財団法人、非営利型法人及び特例民法法人についても、この制度の対象**となります。

(ロ) ただし、次に掲げる法人については、対象から除かれます。

- ① 法人税の確定申告書を提出する法人
- ② ①以外の法人で年間の収入金額の合計額が8,000万円以下の法人

(注) 年間の収入金額の合計額が8,000万円以下であるかどうかの判定は、事業年度単位で計算した事業収入、会費、寄附金、基本財産の運用益などの収入金額のうち、土地、建物などの資産の売却による収入で臨時的なものを除いた合計金額によります。

ハ 損益計算書等提出に当たっての注意事項

(イ) 提出する損益計算書等の内容等

A 提出する損益計算書等は、事業収益又は事業収入について事業の種類ごとに収益又は収入が区分されている必要があります。また、勘定科目は事業の内容に見合ったものとしてください。

なお、損益計算書等を他の法令により作成している場合には、その損益計算書等を提出して差し支えありませんが、それが事業の種類ごとの収益又は収入の金額を区分記載したものでない場合には、区分記載した明細書を添付してください。

B 損益計算書等には、年間の収入金額の合計額が8,000万円以下であるかどうかの判定に含めない収入（資産の売却による収入で臨時的なもの）も記載する必要があります。

(ロ) 提出する損益計算書等に記載すべき事項

次の事項は必ず記載してください。

- ① 公益法人等の名称及び主たる事務所の所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 事業年度の開始及び終了の日
- ④ その他参考となるべき事項

<記載例一覧>

(1) 法人設立届出書	21
(2) 収益事業開始届出書	22
(3) 普通法人又は協同組合等となった旨の届出書	23
(4) 異動届出書	
① 特例民法法人で、収益事業を行っているものが 公益社団法人・公益財団法人となった場合	24
② 特例民法法人で、収益事業を行っているものが 一般社団法人・一般財団法人となった場合	25
③ 普通法人が公益認定を受けた場合	26
④ 普通法人が非営利型法人となった場合	27
(5) 収益事業廃止届出書	28
(6) 給与支払事務所等の開設届出書	29

各種届出書は納税地を所轄する税務署へ提出してください。
なお、納税地を所轄する税務署は、国税庁ホームページの「国
税局・税務署を調べる」のコーナーで確認できます。

《国税庁ホームページ》 [【www.nta.go.jp】](http://www.nta.go.jp)

(1) 法人設立届出書

法人税法上の普通法人に該当する一般社団法人又は一般財団法人を設立したときは、「法人設立届出書」を次の記載例を参考として作成し、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

《記載例》

税務署受付印		法人設立届出書		※整理番号	
平成24年 11月××日 麴町 税務署長殿 新たに内国法人を設立したので届け出ます。	法人名 (フリガナ)	イッパンシャダンホウジン トウキョウキョウカイ 一般社団法人 東京協会			
	本店又は主たる事務所の所在地	〒102-0000 東京都千代田区九段南1丁目△番××号 電話(03) 3221-××××			
	納税地	同上			
	代表者氏名 (フリガナ)	トウキョウ タロウ 東京太郎			
代表者住所	〒101-0000 東京都神田錦町3丁目△番地 電話(03) 3294-××××				
設立年月日	平成24年11月△△日	事業年度	(自) 1月 1日 (至) 12月 31日		
資本金又は出資金の額	0 円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	平成 年 月 日		
事業の目的 (定款等に記載しているもの) 勤労者の福祉の向上を目的とする事業 (現に営んでいる又は営む予定のもの) 企業・団体における福祉制度の実態把握と制度内容の調査・研究 書籍の販売	支店・出張所・工場等	名称	所在地 名古屋出張所 名古屋市中区三の丸1丁目○番△号		
設立の形態	1 個人企業を法人組織とした法人である場合 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 ⑤ その他 ()				
設立の形態が1～4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況	事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称 分割法人の名称又は出資者の氏名、名称	納税地	事業内容等		
設立の形態が2～4である場合の適格区分	適格・その他	添付書類等	① 定款等の写し ② 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用(照会番号:) (発行年月日: 年 月 日) ③ 株主等の名簿 ④ 設立趣意書 ⑤ 設立時の貸借対照表 ⑥ 合併契約書の写し ⑦ 分割計画書の写し ⑧ その他 ()		
事業開始(見込み)年月日	平成 24年 11月 ○○日	「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有 ・ 無		
関係税理士 氏名	赤坂 次郎		事務所所在地 東京都港区赤坂3丁目○番△号 電話(03) 0000-××××		
設立した法人が連結子法人である場合	連結親法人名	連結親法人の納税地	電話() -	所轄税務署	
	「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日			連結親法人	連結子法人
				年 月 日	年 月 日
税理士署名押印	赤坂 次郎				
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿
					通信日付印
					年月日 確認印

登記してある法人名(名称)及びフリガナを記載してください。

登記してある主たる事務所の所在地を記載してください。

設立の登記年月日を記載してください。

定款で定めている会計期間を記載してください。

出張所、工場、支部等がある場合にその名称と所在地を記載してください。

定款などに記載した事業の目的を記載してください。また、現に行っている(行う予定である)ものを具体的に記載してください。

事業を開始した年月日を記載してください(まだ開始していない場合は見込みの年月日で結構です)。

この届出書と同時に「給与支払事務所等の開設届出書」を提出する場合又は既に提出済みの場合は「有」を○で囲んでください。

(規格A4)

この届出書は、設立の日以後2月以内に提出してください。

(2) 収益事業開始届出書

公益社団法人若しくは公益財団法人、非営利型法人又は特例民法法人で収益事業を行っていないものが、新たに収益事業を開始したときには、「収益事業開始届出書」を次の記載例を参考として作成し、納税地を所轄する税務署長に提出してください。

《記載例》

税務署受付印		収益事業開始届出書		※整理番号
平成24年 11月××日	名 称	(フリガナ) イッパンシヤダンホウジン ナゴヤジョウホウセンター 一般社団法人 名古屋情報センター	登録してある法人名(名称)及びフリガナを記載してください。	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒456-×××× 名古屋市熱田区花表町○番△△号 電話(052)○○○-△△△△	登録してある主たる事務所の所在地を記載してください。	
	納 税 地	同 上 電話() -		
	代 表 者 氏 名	(フリガナ) ナゴヤ アキラ 名古屋 明		
	代 表 者 住 所	〒458-×××× 名古屋市中区三の丸○丁目△番××号 電話(052)○○○-△△△△	収益事業を開始した年月日を記載してください。	
熱田 税務署長殿				
新たに収益事業を開始したので届け出ます。				
取 益 事 業 開 始 日	平成 24年 11月 〇〇日	事 業 年 度	自 11月 〇〇日 自 1月 1日 至 12月 31日 至 12月 31日	
事 業 の 目 的	学術及び科学技術の振興 研究用機材の販売(物品販売業) 駐車場の貸付け(不動産貸付業)		収益事業の種類 研究用機材の販売(物品販売業) 駐車場の貸付け(不動産貸付業)	
取 益 事 業 を 営 む 事 業 場 等	収益事業の種類	事業場等の名称	所 在 地	収益事業の経営責任者
	研究用機材の販売	サイエンス事業部	名古屋市熱田区 花表町○番△△号	名古屋 進一
駐車場の貸付け	パーキング事業部	名古屋市中区三の丸 ○丁目△番××号	名古屋 緑	
関 与 税 理 士	氏 名	三 河 誠 一		添 付 書 類 ① 収益事業の概要を記載した書類 ② 収益事業についての貸借対照表 ③ 定款等の写し ④ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用(照会番号:) (発行年月日: 年 月 日) ⑤ 合併契約書の写し
	事務所所在地	愛知県豊橋市大岡町○○番地 電話(0532)○○○-××××		
(備 考) 「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無				
税 理 士 署 名 押 印		三 河 誠 一		
※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力
				名簿
				通信日付印
				年 月 日
				確 認 印

(規 格 A 4)

この届出書は、収益事業を開始した日以後2月以内に提出してください。

(3) 普通法人又は協同組合等となった旨の届出書

公益社団法人若しくは公益財団法人、非営利型法人又は特例民法法人で、収益事業を行っていないものが、普通法人に該当することとなった場合は、「普通法人又は協同組合等となった旨の届出書」を次の記載例を参考として作成し、納税地を所轄する税務署長へ提出してください。

《記載例》

税務署受付印		普通法人又は協同組合等となった旨の届出書		※整理番号	
平成24年 11月××日	法人名	(フリガナ) イッパンシャダンホウジン オオサカレキシケンキュウカイ	登記してある法人名(名称)及びフリガナを記載してください。		
	本店又は主たる事務所の所在地	〒530-0000 大阪市北区南扇町○番××号 電話(06) 6313 - ××××	登記してある主たる事務所の所在地を記載してください。		
	納税地	同上			
	代表者氏名	(フリガナ) オオサカ サブロウ 大阪 三郎			
北 税務署長殿	代表者住所	〒540-0000 大阪市中央区大手前1丁目○番△△号 電話(06) 6941 - ××××	定款に記載した事業の目的を記載してください。また、現に行っている(行う予定である)ものを具体的に記載してください。		
普通法人又は協同組合等に該当することとなったので届け出ます。	事業の目的	(定款等に記載しているもの) 文化及び芸術の振興を目的とする事業 (現に行っている又は行う予定のもの) 歴史に関する調査・研究	支店・出張所・工場等	名称	所在地
			東京出張所	東京都台東区蔵前2丁目○番△△号	出張所、工場、支部等がある場合にその名称と所在地を記載してください。
該当することとなった日	平成24年11月○○日	事業年度	(自) 4月1日 (至) 3月31日	定款で定めている会計期間を記載してください。	
該当理由	① 公益認定の取消し ② 法人税法施行令第3条第1項又は第2項の規定に該当しなくなった場合 ③ その他()				
該当することとなった日における源泉徴収義務の有無	有・無		① 定款等の写し ② 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用(照会番号:) (発行年月日: 年 月 日) ③ 貸借対照表 ④ その他		
該当することとなった日における消費税課税事業者の状況	該当 非該当		普通法人に該当することとなった日(この記載例の場合は公益認定取消しの日)を記載してください。		
関与税理士	氏名	堺 正士		普通法人に該当することとなった日において源泉徴収義務者となっている場合には「有」を○で囲んでください。	
	事務所所在地	大阪府堺市堺区南瓦○番△号 電話(072) 0000 - ××××			
(備考)	旧法人名 公益社団法人 大阪歴史研究会 登記年月日 平成24年11月△△日				
税理士署名押印		堺 正士		(規格A4)	
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿
					通信日付印
					年月日
					確認印

この届出書は、普通法人に該当することとなった日以後2月以内に提出してください。

(4) 異動届出書①

特例民法法人で、収益事業を行っているものが、公益認定を受けて公益社団法人又は公益財団法人となった場合は、「異動届出書」を次の記載例を参考として作成し、納税地を所轄する税務署長へ提出をお願いします。

《記載例》

異 動 届 出 書				※整理番号	※課税/非課税	
<p>税務署受付印</p> <p>平成24年 11月××日</p> <p>大宮 税務署長殿</p> <p>次の事項について異動したので届け出ます。</p>	提出法人	(フリガナ)	コウエキザイダンホウジン サイタマケンキョウカイ			
	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人等の名称	公益財団法人	さいたま研究会		登記してある法人名(名称)及びフリガナを記載してください。
	単体法人	(フリガナ)	サイタマシオオミヤクドテチョウ			
	連結親法人	本店又は主たる事務所の所在地	〒330-0000	さいたま市大宮区土手町3丁目○番地		登記してある主たる事務所の所在地を記載してください。
	連結子法人となる法人	(フリガナ)		電話(048) 0000-xxxx		
	単体法人	納税地	〒	同上		
	(フリガナ)	オオミヤ ジロウ				
	代表者氏名	大宮 次郎				
	(フリガナ)	サイタマシウラワクトキワ				
	代表者住所	〒330-0000	さいたま市浦和区常盤4丁目○番△号			
<p>異動のあった</p> <p><input type="checkbox"/> 連結子法人</p> <p><input type="checkbox"/> 連結親法人</p> <p><input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人</p> <p><input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人</p> <p>(提出法人の場合は記載不要)</p>	(フリガナ)			整理番号		
	法人名等			部 門		
	納税地	〒 (局 署)		決 算 期		
	(本店又は主たる事務所の所在地)	電話() -		業 種 番 号		
	(フリガナ)			整 理 簿		
代表者氏名			回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署		
代表者住所	〒			<input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課		
異動事項等	異 動 前	異 動 後	異動年月日(登記年月日)			
名称の変更	財団法人 さいたま研究会	公益財団法人 さいたま研究会	平成24年11月0日		名称の変更について「異動前」欄に変更前の法人名を、「異動後」欄に変更後の法人名を記載し、「異動年月日」欄に移行の登記年月日を記載してください。	
法人区分の変更	特例民法法人	公益認定法人	"		公益社団法人又は公益財団法人へ移行し、法人税法上の公益法人等となった場合は、法人区分の変更として「異動前」欄に「特例民法法人」、「異動後」欄に「公益認定法人」と記載してください。	
所轄税務署	税務署	税務署			《法人区分について》 法人区分は次の4つとしてください。 ① 公益認定法人 ② 非営利型法人 ③ 普通法人 ④ 特例民法法人 ※ 詳しくは「異動届出書の記載要領等」の3(4)をご覧ください。	
納税地を変更した場合	給与支払事務所等の移転の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無(名称等変更有) <input type="checkbox"/> 無(名称等変更無) ※ 「有」及び「無(名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。					
事業年度を変更した場合	変更後最初の事業年度：(自)平成 年 月 日～(至)平成 年 月 日					
合併、分割の場合	合 併	<input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併	分 割	<input type="checkbox"/> 分割型分割 : <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 分社型分割 : <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他	
(備 考)						
税理士署名押印						
※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿	

この届出書は、公益認定を受けた日以後速やかな提出をお願いします。

(4) 異動届出書②

特例民法法人で、収益事業を行っているものが、認可を受けて一般社団法人又は一般財団法人へ移行した場合は、「異動届出書」を次の記載例を参考として作成し、納税地を所轄する税務署長へ提出をお願いします。

《記載例》

提出法人		(フリガナ)	※整理番号
平成24年 11月××日 大宮 税務署長殿 次の事項について異動したので届け出ます。	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人等の名称	※読/ハ-7電話番号
	単体法人	(フリガナ)	「イッパビシイダシホウジン」サイタマケンキョウカイ
	連結親法人	(フリガナ)	「サイタマシヨオミヤグドデチヨウ」
	連結子法人となる法人	本店又は主たる事務所の所在地	〒330-0000 さいたま市大宮区土手町3丁目○番地 電話(048) 0000-××××
	連結子法人となる法人	納税地	〒 同 上
		代表者氏名	オオミヤ ジロウ
		代表者住所	サイタマシウラワウトキワ 〒330-0000 さいたま市浦和区常盤4丁目○番△号
<input type="checkbox"/> 法人名等 <input type="checkbox"/> 納税地 <input type="checkbox"/> 代表者氏名 <input type="checkbox"/> 代表者住所 (提出法人の場合は記載不要) <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人に係る <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	(フリガナ)	法人名等	整理番号
	納税地	(本店又は主たる事務所の所在地)	※ 税務署処理欄
	代表者氏名		部門
	代表者住所		決算期
			業種番号
			整理簿
			回付先 <input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
異動事項等	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)
名称の変更	財団法人 さいたま研究会	一般財団法人 さいたま研究会	平成24年11月0日
法人区分の変更	特例民法法人	普通法人	〃
所轄税務署	税務署	税務署	
納税地を変更した場合	給与支払事務所等の移転の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更有) <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更無) ※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。		
事業年度を変更した場合	変更後最初の事業年度：(自)平成 年 月 日～(至)平成 年 月 日		
合併、分割の場合	合併 <input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併	分割 <input type="checkbox"/> 分割型分割 : <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割 : <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他	
(備考)			
税理士署名押印	Ⓢ		
※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
			入力
			名簿

登記してある法人名(名称)及びフリガナを記載してください。

登記してある主たる事務所の所在地を記載してください。

名称の変更について「異動前」欄に変更前の法人名を、「異動後」欄に変更後の法人名を記載し、「異動年月日」欄に移行の登記年月日を記載してください。

一般社団法人又は一般財団法人へ移行し、法人税法上の普通法人となった場合は、法人区分の変更として「異動前」欄に「特例民法法人」、「異動後」欄に「普通法人」と記載してください。
 なお、法人税法上の非営利型法人となった場合は、「異動後」欄に「非営利型法人」と記載してください。

(規格A4)

この届出書は、認可を受けた日以後速やかな提出をお願いします。

(4) 異動届出書③

法人税法上の普通法人に該当している一般社団法人又は一般財団法人が、公益認定を受けた場合は、「異動届出書」を次の記載例を参考として作成し、納税地を所轄する税務署長へ提出をお願いします。

《記載例》

異動届出書		※整理番号	
		※課税/非課税	
<p>平成24年 11月××日</p> <p>麴 町 税務署長 殿</p> <p>次の事項について異動したので届け出ます。</p>	提出法人	(フリガナ)	コウエキザイダンホウジン マルノウチカイ
	<input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	法人等の名称	公益財団法人 丸の内会
	<input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	(フリガナ)	トウキョウトチヨダクマルノウチ
		本店又は主たる事務所の所在地	〒100-0000 東京都千代田区丸の内1丁目○番×号 電話(03)0000-××××
		(フリガナ)	〒 同上
		納税地	マルノウチ キョシ
	代表者氏名	丸の内 清志 ㊟	
	代表者住所	トウキョウトチヨダクカスミガセキ 〒100-0000 東京都千代田区霞が関3丁目○番△号	
異動のあった <input type="checkbox"/> 連結子法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 (提出法人の場合は記載不要)	(フリガナ)	法人名等	整理番号
	納税地	〒 (局 署)	部門
	(フリガナ)	代表者氏名	決算期
	代表者住所	〒	業種番号
			整理簿
		回付先	<input type="checkbox"/> 親署 → 子署 <input type="checkbox"/> 子署 → 調査課
異動事項等	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)
名称の変更	一般財団法人 丸の内会	公益財団法人 丸の内会	平成24年11月0日
法人区分の変更	普通法人	公益認定法人	〃
所轄税務署	税務署	税務署	
納税地を変更した場合	給与支払事務所等の移転の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更有) <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更無) ※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。		
事業年度を変更した場合	変更後最初の事業年度：(自)平成 年 月 日～(至)平成 年 月 日		
合併、分割の場合	合併 <input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併	分割 <input type="checkbox"/> 分割型分割 <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他	<input type="checkbox"/> 分社型分割 <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他
(備考)	収益事業 有 (〇〇業)		
税理士署名押印	㊟		
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号
		入力	名簿

登記してある法人名(名称)及びフリガナを記載してください。

登記してある主たる事務所の所在地を記載してください。

《参考》名称の変更
 公益認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人は、その名称中の一般社団法人又は一般財団法人の文字をそれぞれ公益社団法人又は公益財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなされます(公益認定法9)。
 また、一般社団法人又は一般財団法人が名称を変更した場合には、2週間以内に名称の変更の登記をすることとなります(一般社団・財団法人法303)。

名称の変更について「異動前」欄に変更前の法人名を、「異動後」欄に変更後の法人名を記載し、「異動年月日」欄に公益認定を受けた年月日を記載してください。
 ※ 公益認定を受けた年月日と名称の変更の登記年月日が異なる場合には、備考欄に登記年月日を記載してください。

法人区分の変更について「異動前」欄に「普通法人」、「異動後」欄に「公益認定法人」と記載し、「異動年月日」欄に公益認定を受けた年月日を記載してください。

法人区分が普通法人から公益認定法人又は非営利型法人に変更となった場合に、収益事業の有無と、収益事業の内容を記載してください。

この届出書は、公益認定を受けた日以後速やかな提出をお願いします。

(4) 異動届出書④

法人税法上の普通法人に該当している一般社団法人又は一般財団法人が、一定の要件に該当して法人税法に定める非営利型法人となった場合には、「異動届出書」を次の記載例を参考として作成し、納税地を所轄する税務署長へ提出をお願いします。

《記載例》

提出法人		(フリガナ)	※整理番号		
平成24年 11月××日 麹町 税務署長 殿 次の事項について異動したので届け出ます。	<input checked="" type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連続親法人 <input type="checkbox"/> 連続子法人 <input type="checkbox"/> 連続親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連続子法人となる法人	(フリガナ) アイパンデザインホウジン マルノウチカイ 法人等の名称 一般財団法人 丸の内会	※整理番号 ※連絡先電話番号		
		(フリガナ) トウキョウトチヨダクマルノウチ	〒100-0000 東京都千代田区丸の内1丁目○番×号 電話(03)0000-××××		
		(フリガナ) 納税地	〒 同上		
		(フリガナ) 代表者氏名	マルノウチ キヨシ 丸の内 清志		
		(フリガナ) 代表者住所	トウキョウトチヨダクカスミガセキ 〒100-0000 東京都千代田区霞が関3丁目○番△号		
		異動のあった <input type="checkbox"/> 連続親法人 <input type="checkbox"/> 連続子法人 <input type="checkbox"/> 連続親法人に係る法人 <input type="checkbox"/> 連続子法人となる法人 (提出法人の場合は記載不要) <input type="checkbox"/> 連続親法人 <input type="checkbox"/> 連続親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連続子法人 <input type="checkbox"/> 連続子法人となる法人	(フリガナ) 法人名等 納税地 (本店又は主たる事務所の所在地) 〒 (局 署) 電話() - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所	※ 税務署処理欄 整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 回付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
異動事項等	異動前	異動後	異動年月日 (登記年月日)		
法人区分の変更	普通法人	非営利型法人	平成24年11月△日		
所轄税務署	税務署	税務署			
納税地を変更した場合	給与支払事務所等の移転の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更有) <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更無) ※ 「有」及び「無(名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。				
事業年度を変更した場合	変更後最初の事業年度:(自)平成 年 月 日～(至)平成 年 月 日				
合併、分割の場合	合併 <input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併	分割 <input type="checkbox"/> 分割型分割 : <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割 : <input type="checkbox"/> 適格 <input type="checkbox"/> その他			
(備考)	収益事業 有 (〇〇業)				
税理士署名押印	⑤				
※ 税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿

登記してある法人名(名称)及びフリガナを記載してください。

登記してある主たる事務所の所在地を記載してください。

法人区分の変更について「異動前」欄に「普通法人」、「異動後」欄に「非営利型法人」と記載し、「異動年月日」欄に非営利型法人となった年月日を記載してください。

法人区分が普通法人から公益認定法人又は非営利型法人に変更となった場合に、収益事業の有無と、収益事業の内容を記載してください。

この届出書は、非営利型法人となった日以後速やかな提出をお願いします。

(5) 収益事業廃止届出書

公益法人等が行っていた収益事業を廃止したときは、「収益事業廃止届出書」を次の記載例を参考として作成し、納税地を所轄する税務署長へ提出をお願いします。

《記載例》

税務署受付印		収益事業廃止届出書		※整理番号
平成25年 1月××日	名 称	(フリガナ) イッパンシャダンホウジン ナゴヤジョウホウセンター	登録してある法人名(名称)及びフリガナを記載してください。	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒456-×××× 名古屋市長区花表町○番△△号 電話(052)○○○-△△△△	登録してある主たる事務所の所在地を記載してください。	
	納 税 地	〒 同 上 電話() -		
	代 表 者 氏 名	(フリガナ) ナゴヤ アキラ 名古屋 明 ③		
	代 表 者 住 所	〒458-×××× 名古屋市長区篠の風OT目△△番地 電話(052)○○○-△△△△		
収益事業を廃止したので届け出ます。				
収益事業廃止年月日	平成 24年 12月 00日			
収益事業を廃止した日を含む事業年度	(自) 平成 24年 1月 1日 (至) 平成 24年 12月 31日			
(参考事項) 収益事業を開始した年月日	23年 8月 00日			
税 理 士 署 名 押 印		三 河 誠 一 ③		
※ 税 務 署 処 理 欄	部門	決算期	業種番号	入力 名簿

この届出書は、収益事業を廃止した日以後速やかな提出をお願いします。

(6) 給与支払事務所等の開設届出書

給与の支払事務を取り扱う事務所等を開設した場合は、「給与支払事務所等の開設届出書」を次の記載例を参考として作成し、その事務所等の所在地を所轄する税務署長に提出してください。

《記載例》

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

(フリガナ) イッパンシャダンホウジン トウキョウキョウカイ

事務
氏名又は名称 **一般社団法人 東京協会**

所
住所又は
本店所在地 〒102-0000
東京都千代田区九段南1丁目0番××号

開設
代表者氏名 (フリガナ) トウキョウ タロウ
東京 太郎

平成24年11月××日

魏 町 税務署長殿

所得税法第230条の規定により次のとおり届け出ます。

(注) 「住所又は本店所在地」欄については、個人の方については申告所得税の納税地、法人については本店所在地を記載してください。

開設・移転・廃止年月日 平成 24年 11月 △△日 給与支払を開始する年月日 平成 24年 12月 ××日

○届出の内容及び理由
(該当する事項のチェック欄に✓印を付してください。)

<p><input checked="" type="checkbox"/> 開設又は法人の設立</p> <p>開設 <input type="checkbox"/> 上記以外 ※本店所在地等とは別の所在地に支店等を開設した場合</p> <p><input type="checkbox"/> 所在地の移転</p> <p>移転 <input type="checkbox"/> 既存の給与支払事務所等への引継ぎ (理由) <input type="checkbox"/> 法人の合併 <input type="checkbox"/> 法人の分割 <input type="checkbox"/> 支店等の閉鎖 <input type="checkbox"/> その他 ()</p> <p>廃止 <input type="checkbox"/> 廃業又は清算終了 <input type="checkbox"/> 休業</p> <p>その他 ()</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">「給与支払事務所等について」欄の記載事項</th> </tr> <tr> <th>開設・異動前</th> <th>異動後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開設した支店等の所在地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>移転前の所在地</td> <td>移転後の所在地</td> </tr> <tr> <td>引継ぎをする前の給与支払事務所等</td> <td>引継ぎ先の給与支払事務所等</td> </tr> <tr> <td>異動前の事項</td> <td>異動後の事項</td> </tr> </tbody> </table>	「給与支払事務所等について」欄の記載事項		開設・異動前	異動後	開設した支店等の所在地		移転前の所在地	移転後の所在地	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継ぎ先の給与支払事務所等	異動前の事項	異動後の事項
「給与支払事務所等について」欄の記載事項													
開設・異動前	異動後												
開設した支店等の所在地													
移転前の所在地	移転後の所在地												
引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継ぎ先の給与支払事務所等												
異動前の事項	異動後の事項												

○給与支払事務所等について

	開設・異動前	異動後
(フリガナ)	イッパンシャダンホウジン トウキョウキョウカイ	
氏名又は名称	一般社団法人 東京協会	
住所又は所在地	〒102-0000 東京都千代田区九段南1丁目0番××号 電話 (03) 3221 - ××××	〒 電話 () -
(フリガナ)	カンダ ヒロシ	
責任者氏名	神田 弘	
従事員数	役員 3人 従業員 2人 (7割以上) 1人 () 人 () 人 計 6人	
(その他参考事項)		

税 理 士 署 名 押 印 **赤坂 次郎**

※税務署 処理欄 部門 決算 期 業種 番号 入力 名簿 等 用紙 交付 通 信 日付印 年 月 日 確認 印

この届出書は、給与の支払事務を取り扱う事務所等を開設した日から1月以内に提出してください。

- 29 -

<参考資料一覧>

(1) 非営利型法人の要件	31
(2) 収益事業の範囲	32
(3) 公益社団法人・公益財団法人のみなし寄附金	34
(4) 課税所得の範囲の変更等に伴う所要の調整	35
(5) 行政庁の連絡先	36
(6) 届出書様式及び記載要領	37
(7) 関係法令等	51

(1) 非営利型法人の要件(法2九の二、令3)

非営利型法人の要件は、次のとおりとなります。

類 型	要 件
(イ) 一般社団法人・一般財団法人のうち、その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であってその事業を運営するための組織が適正であるものとして右欄に掲げる要件の全てに該当するもの(注1)	① その定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること。
	② その定款に解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨の定めがあること。 i 公益社団法人又は公益財団法人 ii 公益法人認定法第5条第17号イからトまでに掲げる法人
	③ ①及び②の定款の定めに対する行為(①、②及び④に掲げる要件の全てに該当していた期間において、剰余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法(合併による資産の移転を含みます。))により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含みます。)を行うことを決定し、又は行ったことがないこと。
	④ 各理事(清算人を含みます。以下同じです。)について、その理事及びその理事の配偶者又は3親等以内の親族その他のその理事と一定の特殊の関係のある者(注2)である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1以下であること(注3)。
(ロ) 一般社団法人・一般財団法人のうち、その会員から受け入れる会費によりその会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であってその事業を運営するための組織が適正であるものとして右欄に掲げる要件の全てに該当するもの(注1)	① その会員の相互の支援、交流、連絡その他のその会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としていること。
	② その定款(定款に基づく約款その他これに準ずるものを含みます。)に、その会員が会費として負担すべき金銭の額の定め又はその金銭の額を社員総会若しくは評議員会の決議により定める旨の定めがあること。
	③ その主たる事業として収益事業を行っていないこと。
	④ その定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと。
	⑤ その定款に解散したときはその残余財産が特定の個人又は団体(国若しくは地方公共団体、上記(イ)② i 若しくは ii に掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人を除きます。)に帰属する旨の定めがないこと。
	⑥ ①から⑤まで及び⑦に掲げる要件の全てに該当していた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法(合併による資産の移転を含みます。)により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。
	⑦ 各理事について、その理事及びその理事の配偶者又は3親等以内の親族その他のその理事と一定の特殊の関係のある者(注2)である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、3分の1以下であること(注3)。

- (注) 1 清算中に表の右欄に掲げる要件の全てに該当することとなったものを除きます。
 2 理事と一定の特殊の関係のある者は、次の者をいいます(規則2の2①)。
 i その理事の配偶者
 ii その理事の3親等以内の親族
 iii その理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 iv その理事の使用人
 v i～iv以外の者でその理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
 vi iii～vの者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は3親等以内の親族
 3 一般社団法人又は一般財団法人の使用人(職制上使用人としての地位のみを有する者に限ります。)以外の者でその一般社団法人又は一般財団法人の経営に従事しているものは、その一般社団法人又は一般財団法人の理事とみなして、上記(イ)④又は(ロ)⑦の要件を満たすかどうかの判定をします(令3③)。

非営利型法人の要件について、法人税基本通達1-1-8から1-1-12まで及び平成21年改正通達経過的取扱い(2)にその取扱いが定められていますので、その内容については82頁以降をご覧ください。

《取扱いの例》

- ・ 「特別の利益を与えること」の意義について例示により明らかにしているもの(法基通1-1-8)
- ・ 理事の親族等の割合に係る要件は、原則として判定される時の現況によることを明らかにしているもの(法基通1-1-12)
- ・ 特例民法法人が既に法基通15-1-28(実費弁償による事務処理の受託等)の確認を受けた業務を行っている場合の取扱い(平成21年改正通達経過的取扱い(2))

(2) 収益事業の範囲(令5)

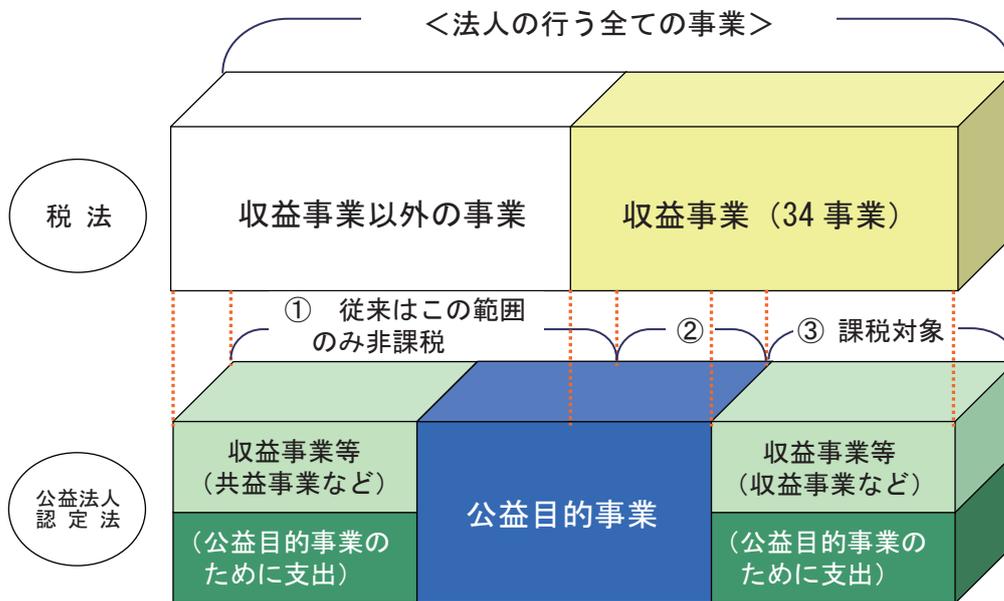
公益法人等の収益事業から生じた所得に対しては、法人税が課税されます。
収益事業とは次の34の事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

収益事業の範囲

1	物品販売業	18	代理業
2	不動産販売業	19	仲立業
3	金銭貸付業	20	問屋業
4	物品貸付業	21	鉱業
5	不動産貸付業	22	土石採取業
6	製造業	23	浴場業
7	通信業	24	理容業
8	運送業	25	美容業
9	倉庫業	26	興行業
10	請負業	27	遊技所業
11	印刷業	28	遊覧所業
12	出版業	29	医療保健業
13	写真業	30	技芸教授業
14	席貸業	31	駐車場業
15	旅館業	32	信用保証業
16	料理店業その他 の飲食店業	33	無体財産権の提供 等を行う事業
17	周旋業	34	労働者派遣業

(注) 法律の規定に基づいて行われる一定の事業のほか、上記に掲げる種類の事業であっても、次に掲げる事業は、その種類を問わず収益事業から除外されています(令5②)。

- ① 公益社団法人・公益財団法人が行う公益目的事業
- ② 身体障害者及び生活保護者等が事業に従事する者の総数の2分の1以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの等



(注) 1 公益法人認定法上、公益目的事業以外の事業を「収益事業等」といいます (公益法人認定法5七)。

2 ②の範囲に該当する事業については、法人税法上、収益事業から除外されています。

(3) 公益社団法人・公益財団法人のみなし寄附金（法 37、令 73 の 2、規則 22 の 5）

公益社団法人・公益財団法人の寄附金の損金算入限度額は次のとおりとなります。

1 みなし寄附金額（法 37⑤）

公益社団法人・公益財団法人については、収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で自ら行う公益目的事業のために支出した金額をその収益事業に係る寄附金の額とみなすこととされています。

2 公益社団法人・公益財団法人の寄附金の損金算入限度額（令 73①三イ、73 の 2）

【みなし寄附金がない場合】

その事業年度の所得の金額の 100 分の 50 に相当する金額

【みなし寄附金がある場合】

②の金額が①の金額を超えるときは、②の金額

① その事業年度の所得の金額の 100 分の 50 に相当する金額

② 公益目的事業の実施のために必要な金額（その金額がみなし寄附金を超える場合には、そのみなし寄附金額に相当する金額。以下「公益法人特別限度額」といいます。）

（注）公益法人特別限度額を適用する場合には、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に明細を記載した書類の添付が必要となります。

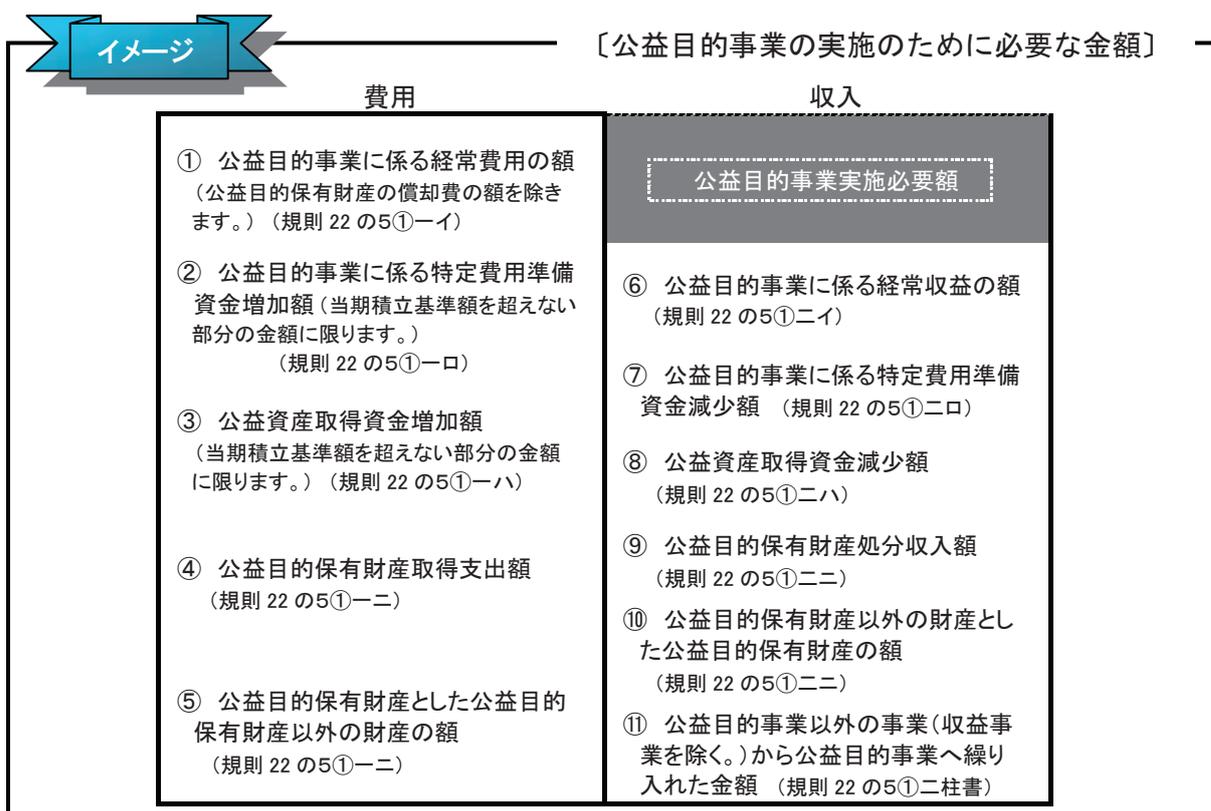
3 公益目的事業の実施のために必要な金額の計算（規則 22 の 5）

公益目的事業実施必要額は、次の算式により計算した金額となります。

《算式》

$$\boxed{\text{公益目的事業実施必要額}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{当期の公益目的事業} \\ \text{に係る費用の額} \\ \text{①～⑤} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{c} \text{当期の公益目的事業} \\ \text{に係る収入の額} \\ \text{⑥～⑪} \end{array}}$$

※ ①～⑪は下のイメージ「公益目的事業の実施のために必要な金額」内の各項目番号を指す。



(4) 課税所得の範囲の変更等に伴う所要の調整 (法 10 の 3、令 14 の 11 他)

普通法人が公益法人等に移行する場合の所要の調整の対象となる法人税に関する法令の規定は、次のとおりです。

1 該当日の前日の属する事業年度における法人税法等の適用

法人税法等の規定	適用内容
i 欠損金の繰戻しによる還付 (法 80④)	該当日の前日前 1 年以内に終了した事業年度又は該当日の前日の属する事業年度において生じた欠損金について、繰戻し還付規定の適用を受けることができます。 なお、欠損金の繰戻し還付の規定は、租税特別措置法において大法人による完全支配関係がない中小企業者等を除きその適用が停止されていますが、解散の場合には適用されることとなっています (措法 66 の 13①)。
ii 国庫補助金等に係る特別勘定の金額の取崩し (令 81、90)	該当日の前日において、その有している特別勘定のお金の全額を取り崩し、その取り崩した日の属する事業年度の益金の額に算入することとなります。
iii 貸倒引当金及び返品調整引当金 (法 52⑫、53⑨)	該当日の前日の属する事業年度については、貸倒引当金等の損金算入が認められません。
iv 繰り延べたデリバティブ取引等の決済損益額の計上時期等 (令 121 の 5①)	ヘッジ対象資産等の決済等が行われていないときにおいても、繰り延べた決済損益額は、その該当日の前日の属する事業年度の益金の額又は損金の額に算入することとなります。
v 長期割賦販売等に係る収益及び費用の額 (令 125③)	該当日の前日の属する事業年度において延払基準の方法により繰り延べられていた収益及び費用の額の全額を益金及び損金の額に算入することとなります。
vi 一括償却資産の損金算入 (令 133 の 2⑤)	該当日の前日の属する事業年度において、その事業年度終了の時ににおける一括償却資産の金額の残額を損金の額に算入することとなります。
vii 資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入 (令 139 の 4⑩)	該当日の前日の属する事業年度において、その事業年度終了の時ににおける繰延消費税額等の残額を損金の額に算入することとなります。
viii 退職給与引当金勘定の取崩し (14 年 8 月改正政令※ 5⑭、⑮)	該当日の前日の属する事業年度において、その有する退職給与引当金勘定の金額を全額取り崩した上で、益金の額に算入することとなります。

※ 14 年 8 月改正政令 …………… 法人税法施行令等の一部を改正する政令 (平成 14 年政令第 271 号)

2 該当日の属する事業年度及び当該事業年度後の各事業年度における法人税法等の適用

法人税法等の規定	適用内容
i 青色欠損金、災害損失金及び期限切れ欠損金の繰越し (法 57①、58①、59)	該当日の属する事業年度前の各事業年度において生じた欠損金を該当日の属する事業年度以後に繰り越すことはできないこととなります。
ii 欠損金の繰戻しによる還付 (法 80)	該当日の属する事業年度において生じた欠損金の繰戻しによる還付を受けることはできないこととなります。
iii 受取配当の益金不算入制度における株式等に係る負債の利息の額 (令 22)	負債の利息の額の按分計算について、該当日の属する事業年度以後の事業年度に係るもののみを合算することとなります。 なお、簡便法は平成 22 年 4 月 1 日に存する法人のみ適用することができますので、該当日が同日より後である場合には、簡便法の適用はできません。
iv 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金制度における貸倒引当金勘定への繰入限度額 (令 96⑥、⑧)	貸倒実績率の計算について、該当日の属する事業年度は当該事業年度の実績により計算し、翌事業年度以後は該当日の属する事業年度以後の事業年度のみ合算することとなります。
v 返品調整引当金制度における返品調整引当金勘定への繰入限度額 (令 101②)	棚卸資産の返品率の計算について、該当日の属する事業年度以後の事業年度のみで合算することとなります。

(注) 1 該当日とは、普通法人として全所得課税を受けていた一般社団法人・一般財団法人が公益法人等 (公益社団法人・公益財団法人又は非営利型法人) に該当することとなる場合のその該当することとなる日をいいます。

2 法人税法のほか、租税特別措置法の一定の規定についても適用があります。

(5) 行政庁の連絡先

国及び都道府県の行政庁の連絡先は、次のとおりです。

国	内閣府 公益認定等委員会事務局 大臣官房公益法人行政担当室	03-5403-9669（相談専用） 03-5403-9555（代）
都道府県名	担当課等	電話番号
北海道	総務部行政改革局	011-231-4111（代）
青森県	総務部総務学事課	017-734-9079（直）
岩手県	総務部法務学事課	019-629-5039（直）
宮城県	総務部私学文書課	022-211-2295（直）
秋田県	総務部総務課	018-860-1057（直）
山形県	総務部学事文書課	023-630-2056（直）
福島県	総務部私学・法人課	024-521-7048（直）
茨城県	総務部総務課	029-301-2243（直）
栃木県	経営管理部文書学事課	028-623-2065（直）
群馬県	総務部学事法制課	027-226-2148（直）
埼玉県	総務部文書課	048-830-2537（直）
千葉県	総務部政策法務課	043-223-2160（直）
東京都	生活文化局都民生活部管理法人課	03-5321-1111（代）
神奈川県	総務局情報統計部文書課	045-210-2461（直）
新潟県	総務管理部文書私学課	025-285-5511（代）
富山県	経営管理部文書学術課	076-431-4111（代）
石川県	総務部総務課	076-225-1111（代）
福井県	総務部情報公開・法制課	0776-21-1111（代）
山梨県	総務部私学文書課	055-237-1111（代）
長野県	総務部情報公開・私学課	026-235-7057（直）
岐阜県	総務部法務・情報公開課	058-272-1111（代）
静岡県	経営管理部文書局法務文書課	054-221-2866（直）
愛知県	総務部法務文書課	052-954-6024（直）
三重県	総務部行財政改革推進課	059-224-2231（直）
滋賀県	総務部総務課	077-528-3118（直）
京都府	総務部政策法務課	075-414-4038（直）
大阪府	総務部法務課	06-6944-6093（直）
兵庫県	企画県民部管理局文書課公益法人室	078-341-7711（代）
奈良県	総務部総務課	0742-27-8353（直）
和歌山県	総務部総務管理局総務学事課	073-432-4111（代）
鳥取県	公益法人・団体指導課	0857-26-7884（直）
島根県	総務部総務課	0852-22-5111（代）
岡山県	総務部総務学事課	086-226-7256（直）
広島県	総務局総務課	082-513-2246（直）
山口県	総務部学事文書課	083-933-2140（直）
徳島県	企画総務部法務文書課	088-621-2031（直）
香川県	総務部総務学事課	087-832-3062（直）
愛媛県	総務部管理局私学文書課	089-941-2111（代）
高知県	総務部法務課	088-823-9160（直）
福岡県	総務部行政経営企画課	092-651-1111（代）
佐賀県	経営支援本部法務課	0952-25-7002（直）
長崎県	総務部総務文書課	095-895-2114（直）
熊本県	総務部文書私学局県政情報文書課	096-383-1111（代）
大分県	総務部法務室	097-506-2272（直）
宮崎県	総務部行政経営課	0985-26-7111（代）
鹿児島県	総務部学事法制課	099-286-2111（代）
沖縄県	総務部総務私学課	098-866-2074（直）

(6) 届出書様式及び記載要領

届出が必要となる事実等が生じたときに、納税地を所轄する税務署長に対し提出することとされている書類及び記載すべき項目等については、法人税法等で定められています。ここでは、各種書類の提出の際にお使いいただけるよう、必要な記載項目をとりまとめた様式を掲載しています。税務署への提出の際にご活用ください。

なお、届出書様式は、国税庁ホームページにも掲載しています。

税務署受付印

法人設立届出書

※整理番号

<p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> <p>新たに内国法人を設立したので届け出ます。</p>	(フリガナ)	
	法人名	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話() -
	納税地	〒
	(フリガナ)	
代表者氏名		㊟
代表者住所	〒	電話() -

設立年月日	平成 年 月 日	事業年度	(自) 月 日 (至) 月 日
-------	----------	------	-----------------

資本金又は出資金の額	円	消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日	平成 年 月 日
------------	---	-----------------------------	----------

<p>事業の目的</p> <p>(定款等に記載しているもの)</p> <p>(現に営んでいる又は営む予定のもの)</p>	<p>支店・出張所・工場等</p>	名称	所在地

設立の形態	1 個人企業を法人組織とした法人である場合 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合 (□分割型・□分社型・□その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他()
-------	--

設立の形態が1～4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況	事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称	納税地	事業内容等

設立の形態が2～4である場合の適格区分	適格・その他	添付書類等 1 定款等の写し 2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用(照会番号:) (発行年月日: 年 月 日) 3 株主等の名簿 4 設立趣意書 5 設立時の貸借対照表 6 合併契約書の写し 7 分割計画書の写し 8 その他()
事業開始(見込み)年月日	平成 年 月 日	
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無	有 ・ 無	
関与税理士 氏名 事務所所在地 電話() -		

設立した法人が連結子法人である場合	連結親法人名		
	連結親法人の納税地	〒	所轄税務署
	「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日		連結親法人 年 月 日

税理士署名押印		㊟
---------	--	---

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿	通信日付印	年月日	確認印
---------	----	-----	------	----	----	-------	-----	-----

(規格A4)

法人設立届出書の記載要領等

内国法人である普通法人又は協同組合等（法人税法別表第3に掲げる法人）を設立した場合には、その設立の日以後2月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

1 提出部数及び添付書類等

この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。

なお、資本金1億円以上の内国普通法人の場合は2通提出してください。

- ① 定款、寄附行為、規則又は規約（以下「定款等」といいます。）の写し
- ② 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）又は登記簿謄本

(注)1 「オンライン登記情報提供制度」(<http://www.touki.or.jp>)を利用した場合には、(照会番号)及び(発行年月日： 年 月 日)欄に「照会番号」及び「発行年月日」を記載してください。この場合には、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本の添付は不要です。

2 当該「照会番号」を記載して、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」を送信（提出）した後 e-Tax によりこの届出書をオンラインで提出することもできます（その他の添付書類については、別途提出していただく必要があります。）。

- ③ 株主又は合名会社、合資会社若しくは合同会社の社員、その他法人の出資者（以下「株主等」といいます。）の名簿（次の様式によってください。）

氏 名	住 所	株数又は 口 数	金 額 円	役職名及び当該法人の役員 又は、他の株主等との関係

- ④ 設立趣意書
- ⑤ 設立の時における貸借対照表
- ⑥ 合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し
- ⑦ 分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し

2 各欄の記載方法

(1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。

(2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。

(3) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。

(注) 合併又は新設分割により設立した法人である場合には、新設合併設立法人又は新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。

(4) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なもの及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。

(5) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている会計期間を記載してください。

(6) 「資本金又は出資金の額」欄には、登記した資本金の額又は出資金額を記載してください。

(7) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本金の額又は出資金額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。

(注) 新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本金の額又は出資金の額が1千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間（一般的には、設立第1期目及び第2期目）について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。

なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間（一般的には、設立第3期目）からは、原則として基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。

このため、設立第3期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書（第1号様式）」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。

(8) 「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無にかかわらずすべての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。

(9) 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を○で囲んでください。

新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9（分割型分割）に該当する場合には「分割型」、同第12号の10（分社型分割）に該当する場合には「分社型」、又は分割承継法人の株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付するものである場合には「その他」のそれぞれ□にレ点を付してください。

なお、個人企業を法人組織とした法人である場合又は合併により設立した法人である場合には、「設立の形態が1から4である場合の設立前の個人、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名又は合併により消滅した法人の名称、納税地及び事業内容等を記載してください。

(10) 「適格区分」欄は、「設立の形態」が2から4である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第2条第12号の8（適格合併）、同第12号の11（適格分割）又は同第12号の14（適格現物出資）に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を○で囲んでください。

(11) 「事業開始（見込み）年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。

(12) 「『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを○で囲んでください（既に別途に提出している場合は「有」を○で囲んでください。）。

(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

(13) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

(14) 「添付書類」欄は、この届出書に添付したものの番号を○で囲んでください。

(15) 「設立した法人が連結子法人である場合」欄は、設立と同時に連結子法人となった場合に記載してください。それ以外の場合は記入しないでください。

なお、連結子法人である場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を別途提出する必要があります。

(16) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(17) 「※」欄は、記入しないでください。

税務署受付印

収益事業開始届出書

※整理番号

平成 年 月 日 税務署長殿	(フリガナ)	
	名 称	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話() -
	納 税 地	〒 電話() -
	(フリガナ)	
代 表 者 氏 名	㊟	
代 表 者 住 所	〒 電話() -	

新たに収益事業を開始したので届け出ます。

収 益 事 業 開 始 日	平成 年 月 日	事 業 年 度	自 月 日 至 月 日	自 月 日 至 月 日
事 業 の 目 的	収 益 事 業 の 種 類			
収 益 事 業 を 営 む 事 業 場 等	収 益 事 業 の 種 類	事 業 場 等 の 名 称	所 在 地	収 益 事 業 の 経 営 責 任 者
関 与 税 理 士	氏 名	電話() -	添 付 書 類	1 収益事業の概要を記載した書類 2 収益事業についての貸借対照表 3 定款等の写し 4 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用(照会番号:) (発行年月日: 年 月 日) 5 合併契約書の写し
	事務所所在地			
(備 考)				
「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無 有 ・ 無				

税 理 士 署 名 押 印	㊟
---------------	---

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	名簿	通信日付印	年 月 日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	----	-------	-------	---------

(規格 A 4)

収益事業開始届出書の記載要領等

公益法人等又は人格のない社団等が新たに収益事業を開始した場合には、その開始した日以後2月以内に収益事業開始届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載要領等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

1 収益事業開始届出書を提出しなければならない法人等

- (1) 内国法人である公益法人等(法人税法別表第2に掲げる法人)又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合
- (2) 外国法人(人格のない社団等に限る。)が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった場合

2 収益事業開始届出書の提出部数及び添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通(外国法人(人格のない社団等に限る。))の場合は2通提出してください。

- (1) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等

- イ 収益事業の概要を記載した書類
- ロ 収益事業開始の日における収益事業についての貸借対照表
- ハ 定款、寄付行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し
- ニ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本

(注) 「オンライン登記情報提供制度」(<http://www.touki.or.jp>)を利用した場合には、(照会番号)及び(発行年月日: 年 月 日)欄に「照会番号」及び「発行年月日」を記載してください。この場合には、登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本の添付は不要です。

- ホ 合併により法人が設立され、かつ、その設立の時に収益事業を開始した場合における合併契約書の写し

- (2) 外国法人(人格のない社団等に限ります。)

- イ 収益事業の概要を記載した書類
- ロ 国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった時における収益事業についての貸借対照表

3 各欄の記載方法

- (1) 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合には、次により記載します。

- イ 「本店又は主たる事務所の所在地」欄は、次により記載します。

(イ) 公益法人等にあつては、登記してある主たる事務所の所在地を記載してください。

(ロ) 人格のない社団等にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の定めがある場合にはその定められた所在地、これらの定めがない場合には主たる事業場の所在地(移動販売業のように事業場が転々移動する場合において、その事業の本拠として代表者又は管理人が駐在し、当該社団等の行う業務を企画し、経理を統括している場所があるときはその場所とし、その場所が転々移転するときは代表者又は管理人の住所とする。)を記載してください。

- ロ 「代表者氏名」欄には、公益法人等又は人格のない社団等を代表する者の氏名を記載してください。ただし、人格のない社団等で代表者の定めがなく、管理人の定めがあるものにあつては管理人の氏名を記載してください。

- ハ 「事業の目的」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の本来の事業目的を記載してください。

- ニ 「事業年度」欄には、公益法人等又は人格のない社団等の事業年度を記載してください。

- ホ 「収益事業の種類」欄には、公益法人等又は人格のない社団等が営んでいる収益事業の種類を具体的に記載してください。

- ヘ 「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください(既に別途に提出している場合も含まれます。)

(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

- ト 「(備考)」欄には、その他参考となる事項を記載してください。

- チ 「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。

- (2) 外国法人(人格のない社団等に限る。)が国内源泉所得のうち収益事業から生ずるものを有することとなった場合は、「内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を開始した場合」に準じて記載しますが、次の点に注意してください。

- イ 「納税地」欄は、次により記載します。

(イ) その法人が国内に恒久的施設を有する外国法人(法人税法第141条第1号から第3号までに規定するもの)に該当するときは、その収益事業についての国内にある事務所、事業所、その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地を納税地として記載してください。

(ロ) その法人が(イ)以外で不動産の貸付け等の対価(船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。)を受ける法人に該当するときは、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地を納税地として記載してください。

(ハ) その法人が(イ)及び(ロ)以外のものである場合には、その法人が法人税に関する申告、請求その他の行為をする場所として選択した場所を納税地として記載してください。

- ロ 「収益事業開始日」欄には、国内において行う収益事業開始の日を記載してください。

- (3) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。

- (4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

- (5) 「※」欄は記載しないでください。

税務署受付印

普通法人又は協同組合等となった旨の届出書

※ 整理番号

平成 年 月 日 税務署長殿 普通法人又は協同組合等に該当することとなったので届け出ます。	(フリガナ) 法人名	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話() —
	納税地	〒
	(フリガナ) 代表者氏名	
	代表者住所	〒 電話() —

事業の目的	(定款等に記載しているもの)	支店・出張所・工場等	名称	所在地
	(現に行っている又は行う予定のもの)			

該当することとなった日	平成 年 月 日	事業年度	(自) 月 日 (至) 月 日
-------------	----------	------	-----------------

該当理由	1 公益認定の取消し 2 法人税法施行令第3条第1項又は第2項の規定に該当しなくなった場合 3 その他()
------	--

該当することとなった日における源泉徴収義務の有無	有・無	添付書類等	1 定款等の写し 2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、登記簿謄本又はオンライン登記情報提供制度利用(照会番号:) (発行年月日: 年 月 日) 3 貸借対照表 4 その他 ()
該当することとなった日における消費税課税事業者の状況	該当・非該当		
関与税理士 氏名 事務所所在地 電話() —			

(備考)

税理士署名押印	
---------	--

※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿	通信日付印	年月日	確認印
---------	----	-----	------	----	----	-------	-----	-----

(規格A4)

異 動 届 出 書

税務署受付印

※整理番号	
※連結グループ整理番号	

<p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center; font-size: 1.2em;">税務署長殿</p> <p style="text-align: center;">次の事項について異動したので届け出ます。</p>	提出法人	(フリガナ)		
	□□□□□□	法人等の名称		
	単体法人	(フリガナ)	〒	本店又は主たる事務所の所在地
	連結親法人	納 税 地	〒	電話 () -
	連結子法人	(フリガナ)		
	連結子法人となる法人	代 表 者 氏 名	㊟	
		(フリガナ)	〒	代 表 者 住 所

<p style="writing-mode: vertical-rl;">異動のあった</p> <p style="writing-mode: vertical-rl;">□ 連結子法人 □ 連結親法人となる法人</p> <p style="writing-mode: vertical-rl;">□ 連結親法人 □ 連結子法人となる法人</p> <p style="writing-mode: vertical-rl;">(提出法人の場合は記載不要)</p>	(フリガナ)			※税務署処理欄	整理番号		
	法人名等				部 門		
	納 税 地	〒	(局 署)		電話() -	決 算 期	
	(本店又は主たる事務所の所在地)					業 種 番 号	
	(フリガナ)					整 理 簿	
	代 表 者 氏 名					回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
代 表 者 住 所	〒						

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日 (登記年月日)
所 轄 税 務 署	税 務 署	税 務 署	/
納税地を変更した場合	給与支払事務所等の移転の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更有) <input type="checkbox"/> 無 (名称等変更無) ※ 「有」及び「無 (名称等変更有)」の場合には「給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。		
事業年度を変更した場合	変更後最初の事業年度：(自)平成 年 月 日 ～ (至)平成 年 月 日		
合併、分割の場合	合 併 <input type="checkbox"/> 適格合併 <input type="checkbox"/> 非適格合併	分 割 <input type="checkbox"/> 分割型分割 <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 分社型分割 <input type="checkbox"/> 適 格 <input type="checkbox"/> その他	
(備 考)			

税 理 士 署 名 押 印	㊟						
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	入 力	名 簿		

(規格 A 4)

異動届出書の記載要領等

1 この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人、法人課税信託を含む。）が事業年度等の変更、納税地の異動、資本金額等の異動、商号又は名称の変更、代表者の変更、事業目的の変更、法人の合併、法人の分割による事業の譲渡若しくは譲受け、法人区分の変更、法人の解散（信託の終了）・清算終了、支店・工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。

（注）法人の合併又は分割により新たに設立した法人が、「法人設立届出書」を届け出る場合には、当該届出書の届出は必要ありません（「法人課税信託の受託者となった旨の届出書」についても同様です。）。

2 この届出書は次の提出先にそれぞれ1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。

- (1) 納税地の異動があつた場合（提出法人：納税地を異動した法人）
異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長
- (2) 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があつた場合（提出法人：連結親法人）
 - ① 連結親法人の納税地の所轄税務署長
 - ② 異動のあつた連結子法人の異動前の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長
 - ③ 異動のあつた連結子法人の異動後の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長

（注）上記①～③のすべてに提出していただくことになります。

- (3) 上記(1)及び(2)以外の異動があつた場合（提出法人：異動のあつた法人）
異動のあつた法人の納税地（連結子法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長

3 各欄は、次により記載してください。

- (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人等の名称」、「納税地」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。なお、提出法人が法人課税信託の受託者である場合には、「法人等の名称」欄に法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。また、受託者が個人である場合には「代表者氏名」及び「代表者住所」をそれぞれ「氏名」及び「住所」と読み替えて記載してください。
- (2) 「異動のあつた□連結子法人等」欄には、次の場合に応じて該当する□にレ印を付すとともに、当該法人の「法人名等」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。
 - ① 提出法人が連結親法人（又は連結親法人となる法人）の場合は、異動のあつた連結子法人（又は連結子法人となる法人）の□にレ印を付してください。
 - ② 提出法人が連結子法人（又は連結子法人となる法人）の場合は、異動のあつた法人に係る連結親法人（又は連結親法人となる法人）の□にレ印を付してください。
- (3) 法人の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合

異動事項等	異動前	異動後	異動（登記）年月日
本店又は主たる事務所の所在地（連結子法人）	○○○ △△△ □□	△△△ □□□ ○○	19・○・○
	↑	↑	↑
	↑	↑	↑

異動内容を記載
（転出）法務局の本店移転登記の日を記載

連結親法人の場合、異動事項等の該当する法人の親・子の関係を記載

ロ 吸収合併の場合（被合併法人）

異動事項等	異動前	異動後	異動（登記）年月日
吸収合併		合併法人（株）○○○ （△△市××町）	（合併期日） 19・○・○
	→		↑

合併法人の名称及び本店所在地を記載
合併契約書において合併の効力発生日と定めた日を記載

（注）連結子法人が合併等で連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、別途「連結完全支配関係を有しなくなった旨を記載した書類」を提出してください。

ハ 新設合併の場合（被合併法人）

異動事項等	異動前	異動後	異動（登記）年月日
新設合併		新設合併設立法人（株）◇◇◇ （○○市××町）	19・○・○
	→		↑

新設合併設立法人の名称及び本店所在地を記載
新設合併設立法人の設立登記の日を記載

（注）1 新設分割型分割についても「異動年月日」欄には、新設分割設立法人の設立登記の日を記載してください。

2 信託の併合は合併とみなされるので、適格合併、非適格合併のいずれかの□にレ印を付してください。

- (4) 普通法人に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が公益法人等に該当することとなった場合、公益法人等に該当していた一般社団法人若しくは一般財団法人が普通法人に該当することとなった場合、又は社団法人若しくは財団法人が行政庁の認定若しくは認可を受けた場合は、「異動事項等」欄に「法人区分の変更」と記載の上、右側の各欄にそれぞれ異動前、異動後の法人区分等を記載してください。なお、公益法人等に該当することとなった場合には「（備考）」欄に収益事業の有無を併せて記載してください。

（注）法人区分は、一般社団法人又は一般財団法人のうち、①公益認定を受けているものを「公益認定法人」、②法人税法上の非営利型法人に該当しているものを「非営利型法人」、①及び②以外のもので行政庁の認可を受けているものを「普通法人」とし、行政庁の認定又は認可を受ける前の社団法人又は財団法人を「特例民法法人」としてください。

- (5) 「所轄税務署」欄には、納税地を異動した場合のみ記入してください。
- (6) 「納税地を変更した場合」欄には、給与支払事務書等の移転の有無について、該当する□にレ印を付してください。給与支払事務所等の名称等に変更があつた場合には、「無（名称等変更有）」にレ印を付してください。また、「有」及び「無（名称等変更有）」の場合は、「給与支払事務書等の開設・移転・廃止届出書」を提出してください。
- (7) 「合併、分割の場合」欄には、該当する□にレ印を付してください。なお、分割の場合には、分割型分割、分社型分割の区分のほか、適格分割に該当するかどうかの区分も□にレ印を付してください。また、信託の分割は、分割型分割に含まれるものとされています。
- (8) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (9) 「※」欄は、記載しないでください。

4 異動事項の内容確認のため、登記事項証明書、定款等の写しを確認させていただく場合があります。

5 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等に申請書等を提出する場合には、申請書等の「法人等の名称」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

※整理番号

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書

税務署受付印

平成 年 月 日 税務署長殿 所得税法第 230 条の規定により次のとおり届け出ます。	事務所開設者	(フリガナ) 氏名又は名称	
		住所又は本店所在地	〒 電話 () -
		(フリガナ) 代表者氏名	

(注) 「住所又は本店所在地」欄については、個人の方については申告所得税の納税地、法人については本店所在地を記載してください。

開設・移転・廃止年月日 平成 年 月 日 給与支払を開始する年月日 平成 年 月 日

○届出の内容及び理由

(該当する事項のチェック欄□に✓印を付してください。)

開設	<input type="checkbox"/> 開業又は法人の設立 <input type="checkbox"/> 上記以外 <small>※本店所在地等とは別の所在地に支店等を開設した場合</small>
移転	<input type="checkbox"/> 所在地の移転 <input type="checkbox"/> 既存の給与支払事務所等への引継ぎ <small>(理由) <input type="checkbox"/> 法人の合併 <input type="checkbox"/> 法人の分割 <input type="checkbox"/> 支店等の閉鎖 <input type="checkbox"/> その他 ()</small>
廃止	<input type="checkbox"/> 廃業又は清算終了 <input type="checkbox"/> 休業
その他	()

「給与支払事務所等について」欄の記載事項

開設・異動前	異動後
開設した支店等の所在地	
移転前の所在地	移転後の所在地
引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継先の給与支払事務所等
異動前の事項	異動後の事項

○給与支払事務所等について

開設・異動前		異動後	
(フリガナ) 氏名又は名称			
住所又は所在地	〒 電話 () -	〒 電話 () -	
(フリガナ) 責任者氏名			

従事員数 役員 人 従業員 人 () 人 () 人 () 人 計 人

(その他参考事項)

税理士署名押印	
---------	--

※税務署 処理欄	部門	決算 期	業種 番号	入力	名簿 等	用紙 交付	通信 日付印	年月日	確認 印
-------------	----	---------	----------	----	---------	----------	-----------	-----	---------

(規格 A 4)

給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書の記載要領等

1 この届出書は、給与等の支払事務を取り扱う事務所等（以下「給与支払事務所等」といいます。）を開設、移転又は廃止した日から1か月以内にその給与支払事務所等の所在地の所轄税務署長（移転の場合には、移転前と移転後のそれぞれの事務所等の所在地の所轄税務署長）に提出してください。

2 各欄は、次により記載してください。

(1) 「事務所開設者」の各欄には、届出者の氏名又は名称、住所（居所）又は本店（主たる事務所）の所在地及び法人の場合は代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

(2) 「給与支払を開始する年月日」欄は、給与支払事務所等を開設した月中に給与の支払が開始されない場合に、給与の支払を開始した日（又は開始予定日）を記載してください。

(3) 「届出の内容及び理由」欄は、該当する事項のチェック欄口に✓印を付してください。

給与支払事務所等の名称の変更など届出事項に異動があった場合は、「その他」欄に異動した届出事項を記入し、「給与支払事務所等について」欄に異動の内容を記載してください。

(4) 「給与支払事務所等について」の各欄には、届出の内容及び理由に基づき所要の事項を記載してください。

(注) 給与支払事務所等の移転があった場合、移転前の支払に係る源泉所得税の納税地は、この届出書に記載された移転後の給与支払事務所等の所在地とされます。

そのため、法人の合併又は分割の場合は、被合併法人又は分割法人の源泉所得税の納税地は、合併法人又は分割承継法人の給与支払事務所等（本店又は支店等）の所在地に引き継がれることになります。

また、支店等の給与支払事務所等は、事務所開設者が廃業又は清算終了しない限り廃止したことにはならないため、支店等を閉鎖した場合のその納税地は、他の給与支払事務所等（本店又は他の支店等）の所在地に引き継がれることになります。

【既存の給与支払事務所等への引継ぎをする場合の理由別の記載事項】

引継理由	引継ぎをする前の給与支払事務所等	引継先の給与支払事務所等
法人の合併	被合併法人（被合併法人の本店及び支店等）	合併法人の本店又は支店等
法人の分割	分割法人（分割法人の本店及び支店等）	分割承継法人の本店又は支店等
支店等の閉鎖	閉鎖される支店等	閉鎖される支店等の給与支払事務を引き継ぐ本店又は他の支店等

(5) 「従事員数」欄には給与等を支払う職種別の人員数を記載してください。

(6) 「その他参考事項」欄は、法人成りにより個人の事業を廃止した場合のその廃止した事業に係る事業主、納税地、整理番号など、参考となる事項を記載してください。

(7) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。

(8) 「※」欄は、記載しないでください。

3 留意事項

○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、この届出書を提出する場合には、申請書等の「氏名又は名称」の欄には、受託者の氏名又は法人の名称のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載してください。

税務署受付印

収益事業廃止届出書

※整理番号

<p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>	(フリガナ)	
	名 称	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒 電話() -
	納 税 地	〒 電話() -
	(フリガナ)	
代 表 者 氏 名		㊟
代 表 者 住 所	〒	電話() -

収益事業を廃止したので届け出ます。

収 益 事 業 廃 止 年 月 日	平成 年 月 日
収 益 事 業 を 廃 止 し た 日 を 含 む 事 業 年 度	(自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日

(参考事項)

収益事業を開始した年月日 年 月 日

税 理 士 署 名 押 印		㊟
---------------	--	---

※ 税 務 署 処 理 欄	部門		決算期		業種番号		入力		名簿	
---------------	----	--	-----	--	------	--	----	--	----	--

収益事業廃止届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、収益事業を行っていた公益法人等又は人格のない社団等が収益事業を廃止した場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。
- 2 この届出書は1通（外国法人である公益法人等又は人格のない社団等の場合は2通）提出してください。
- 3 各欄は、次により記載してください。
 - (1) 「納税地」欄は、収益事業を廃止する直前の納税地を記載してください。
 - (2) 「収益事業廃止年月日」欄には、収益事業を廃止した年月日を記載してください。
 - (3) 「(参考事項)」欄には、先に提出した「収益事業開始届出書」の「収益事業開始日」を「収益事業を開始した年月日」欄に記載するほか、その他参考となる事項等がある場合に記載してください。
 - (4) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
 - (5) 「※」欄は、記載しないでください。

税務署受付印

公益法人等の損益計算書等の提出書

平成 年 月 日 税務署長殿	※ 税 務 署 処 理 欄	一連番号		
	整理番号			
	提出年月日	年	月	日
	通信日付印		確認印	

租税特別措置法第68条の6（公益法人等の損益計算書等の提出）の規定に基づき、
 別添のとおり 損益計算書 収支計算書 を提出します。

事業年度	自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日
(フリガナ) 法人名	
主たる事務所の所在地	〒 電話 () -
(フリガナ) 代表者氏名	

損益計算書又は収支計算書上、対価を得て行う事業に係る収入について、事業の種類ごとに区分して記載していない場合には、下の欄に記載してください（雑収入に含めている場合にも、忘れずに記載してください。）。

なお、事業の科目欄には、その事業内容を示す適当な名称を記載してください。

また、下の欄に記載しきれない場合には、適宜の用紙に記載して添付してください。

事業の科目	収入金額	事業の科目	収入金額
	円		円

（規格A4）

(7) 関係法令等

この手引において説明した内容に係る規定を抜粋して、次のとおり取りまとめていますのでご活用ください。

1	法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）（抜粋）	52
2	法人税法施行令（昭和40年3月31日政令第97号）（抜粋）	57
3	法人税法施行規則（昭和40年3月31日大蔵省令第12号）（抜粋）	68
4	所得税法（昭和40年3月31日法律第33号）（抜粋）	72
5	所得税法施行令（昭和40年3月31日政令第96号）（抜粋）	74
6	所得税法施行規則（昭和40年3月31日大蔵省令第11号）（抜粋）	75
7	消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）（抜粋）	76
8	租税特別措置法（昭和32年3月31日法律第26号）（抜粋）	78
9	租税特別措置法施行令（昭和32年3月31日政令第43号）（抜粋）	80
10	租税特別措置法施行規則（昭和32年3月31日大蔵省令第15号）（抜粋）	81
11	法人税基本通達（昭和44年5月1日直審(法)25）（抜粋）	82

1 法人税法（昭和40年3月31日法律第34号）（抜粋）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～五 （省略）

六 公益法人等 別表第二に掲げる法人をいう。

七～九 （省略）

九の二 非営利型法人 一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を除く。）のうち、次に掲げるものをいう。

イ その行う事業により利益を得ること又はその得た利益を分配することを目的としない法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

ロ その会員から受け入れる会費により当該会員に共通する利益を図るための事業を行う法人であつてその事業を運営するための組織が適正であるものとして政令で定めるもの

十～十二の十七 （省略）

十三 収益事業 販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいう。

十四～四十四 （省略）

第二章 納税義務者

第四条 内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合、法人課税信託の引受けを行う場合又は第八十四条第一項（退職年金等積立金の額の計算）に規定する退職年金業務等を行う場合に限る。

2～4 （省略）

（内国公益法人等の非収益事業所得等の非課税）

第七条 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得については、第五条（内国法人の課税所得の範囲）の規定にかかわらず、各事業年度の所得に対する法人税を課さない。

（課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用）

第十条の三 特定普通法人（一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人のうち、普通法人であるものをいう。以下この条において同じ。）が公益法人等に該当することとなる場合には、その該当することとなる日の前日に当該特定普通法人が解散したものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

一 第八十条第四項（欠損金の繰戻しによる還付）

二 第八十一条の三十一第三項（連結欠損金の繰戻しによる還付）

2 特定普通法人が公益法人等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日に当該公益法人等が設立されたものとみなして、次に掲げる規定その他政令で定める規定を適用する。

一 第五十七条第一項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）

二 第五十八条第一項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）

三 第五十九条（会社更生等による債務免除等があつた場合の欠損金の損金算入）

四 第八十条

3 特定普通法人が当該特定普通法人を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする適格合併を行つた場合の処理その他前二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

（事業年度の意義）

第十三条 この法律において「事業年度」とは、法人の財産及び損益の計算の単位となる期間（以下この章において「会計期間」という。）で、法令で定めるもの又は法人の定款、寄附行為、規則、規約その他これらに準ずるもの（以下この章において「定款等」という。）に定めるものをいい、法令又は定款等に会計期間の定めがない場合には、次項の規定により納税地の所轄税務署長に届け出た会計期間又は第三項の規定により納税地の所轄税務署長が指定した会計期間若しくは第四項に規定する期間をいう。ただし、これらの期間が一年を超える場合は、当該期間をその開始の日以後一年ごとに

区分した各期間（最後に一年未満の期間を生じたときは、その一年未満の期間）をいう。

2～4 （省略）

（みなし事業年度）

第十四条 次の各号に規定する法人（第五号から第七号までにあつてはこれらの規定に規定する他の内国法人とし、第八号、第十二号、第十三号及び第十五号にあつてはこれらの規定に規定する連結子法人とし、第十一号及び第十六号にあつてはこれらの規定に規定する連結法人とし、第十四号にあつては同号に規定する連結親法人とする。）が当該各号に掲げる場合に該当することとなつたときは、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める期間をそれぞれ当該法人の事業年度とみなす。

一～十八 （省略）

十九 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が事業年度の中途において新たに収益事業を開始した場合（人格のない社団等にあつては、前条第四項に規定する場合に該当する場合を除く。）その開始した日から同日の属する事業年度終了の日までの期間

二十 公益法人等が事業年度の中途において普通法人若しくは協同組合等に該当することとなつた場合又は普通法人若しくは協同組合等が事業年度の中途において公益法人等に該当することとなつた場合 その事業年度開始の日からこれらの場合のうちいずれかに該当することとなつた日の前日までの期間及びその該当することとなつた日からその事業年度終了の日までの期間

二十一～二十五 （省略）

2 （省略）

（寄附金の損金不算入）

第三十七条 内国法人が各事業年度において支出した寄附金の額（次項の規定の適用を受ける寄附金の額を除く。）の合計額のうち、その内国法人の当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える部分の金額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。

2・3 （省略）

4 第一項の場合において、同項に規定する寄附金の額のうち、公共法人、公益法人等（別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人を除く。以下この項及び次項において同じ。）その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（前項各号に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額があるときは、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が当該事業年度終了の時の資本金等の額又は当該事業年度の所得の金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額を超える場合には、当該計算した金額に相当する金額）は、第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入しない。ただし、公益法人等が支出した寄附金の額については、この限りでない。

5 公益法人等がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額（公益社団法人又は公益財団法人にあつては、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で公益に関する事業として政令で定める事業に該当するものために支出した金額）は、その収益事業に係る寄附金の額とみなして、第一項の規定を適用する。

6～8 （省略）

9 第三項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第三項各号に掲げる寄附金の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付がある場合に限り、第四項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない第四項に規定する寄附金の額及び当該寄附金の明細を記載した書類の添付があり、かつ、当該書類に記載された寄附金が同項に規定する寄附金に該当することを証する書類として財務省令で定める書類を保存している場合に限り、適用する。この場合において、第三項又は第四項の規定により第一項に規定する寄附金の額の合計額に算入されない金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

10～12 （省略）

第十款 公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算

第六十四条の四 一般社団法人若しくは一般財団法人又は医療法人（公益法人等に限る。次項において

「特定公益法人等」という。)である内国法人が普通法人に該当することとなつた場合には、その内国法人のその該当することとなつた日(以下この項及び第三項において「移行日」という。)前の収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額(第三項において「累積所得金額」という。)又は当該移行日前の収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額(第三項において「累積欠損金額」という。)に相当する金額は、当該内国法人の当該移行日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。

- 2 特定公益法人等を被合併法人とし、普通法人である内国法人を合併法人とする適格合併が行われた場合には、当該被合併法人の当該適格合併前の収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額(次項において「合併前累積所得金額」という。)又は当該適格合併前の収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額(次項において「合併前累積欠損金額」という。)に相当する金額は、当該内国法人の当該適格合併の日の属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入する。
- 3 第一項の内国法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第二十九条第一項又は第二項(公益認定の取消し)の規定によりこれらの規定に規定する公益認定を取り消されたことにより普通法人に該当することとなつた法人である場合、前項の内国法人が公益社団法人又は公益財団法人を被合併法人とする同項に規定する適格合併に係る合併法人である場合その他の政令で定める場合に該当する場合における前二項の規定の適用については、移行日又は当該適格合併の日以後に公益の目的のために支出される金額として政令で定める金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、累積所得金額若しくは合併前累積所得金額から控除し、又は累積欠損金額若しくは合併前累積欠損金額に加算する。
- 4 前項の規定は、確定申告書に同項に規定する政令で定める金額及びその計算に関する明細の記載があり、かつ、財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。
- 5 税務署長は、前項の記載又は書類の添付がない確定申告書の提出があつた場合においても、その記載又は添付がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、第三項の規定を適用することができる。
- 6 前二項に定めるもののほか、第三項に規定する政令で定める金額を支出した事業年度における処理その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(各事業年度の所得に対する法人税の税率)

第六十六条 内国法人である普通法人、一般社団法人等(別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。次項及び第三項において同じ。)又は人格のない社団等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の二十五・五の税率を乗じて計算した金額とする。

- 2 前項の場合において、普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの、一般社団法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、同項の規定にかかわらず、百分の十九の税率による。
- 3 公益法人等(一般社団法人等を除く。)又は協同組合等に対して課する各事業年度の所得に対する法人税の額は、各事業年度の所得の金額に百分の十九の税率を乗じて計算した金額とする。
- 4 事業年度が一年に満たない法人に対する第二項の規定の適用については、同項中「年八百万円」とあるのは、「八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。
- 5 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 6 内国法人である普通法人のうち各事業年度終了の時ににおいて次に掲げる法人に該当するものについては、第二項の規定は、適用しない。
 - 一 保険業法に規定する相互会社(次号ロにおいて「相互会社」という。)
 - 二 大法人(次に掲げる法人をいう。以下この号及び次号において同じ。)との間に当該大法人による完全支配関係がある普通法人
 - イ 資本金の額又は出資金の額が五億円以上である法人
 - ロ 相互会社(これに準ずるものとして政令で定めるものを含む。)
 - ハ 第四条の七(受託法人等に関するこの法律の適用)に規定する受託法人(第四号において「受託法人」という。)

三 普通法人との間に完全支配関係がある全ての大法人が有する株式及び出資の全部を当該全ての大法人のうちいずれか一の法人が有するものとみなした場合において当該いずれか一の法人と当該普通法人との間に当該いずれか一の法人による完全支配関係があることとなるときの当該普通法人（前号に掲げる法人を除く。）

四 受託法人

（所得税額の控除）

第六十八条 内国法人が各事業年度において所得税法第七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に規定する利子等、配当等、給付補填金、利息、利益、差益、利益の分配又は賞金（以下この条において「利子及び配当等」という。）の支払を受ける場合には、これらにつき同法の規定により課される所得税の額は、政令で定めるところにより、当該事業年度の所得に対する法人税の額から控除する。

2 前項の規定は、内国法人である公益法人等又は人格のない社団等が支払を受ける利子及び配当等で収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生ずるものにつき課される同項の所得税の額については、適用しない。

3 第一項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項の規定による控除を受けるべき金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定による控除をされるべき金額は、当該金額として記載された金額を限度とする。

（確定申告）

第七十四条 内国法人は、各事業年度終了の日の翌日から二月以内に、税務署長に対し、確定した決算に基づき次に掲げる事項を記載した申告書を提出しなければならない。

一 当該事業年度の課税標準である所得の金額又は欠損金額

二 前号に掲げる所得の金額につき前節（税額の計算）の規定を適用して計算した法人税の額

三 第六十八条及び第六十九条（所得税額等の控除）の規定による控除をされるべき金額で前号に掲げる法人税の額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

四 その内国法人が当該事業年度につき中間申告書を提出した法人である場合には、第二号に掲げる法人税の額から当該申告書に係る中間納付額を控除した金額

五 前号に規定する中間納付額で同号に掲げる金額の計算上控除しきれなかつたものがある場合には、その控除しきれなかつた金額

六 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2 清算中の内国法人につきその残余財産が確定した場合には、当該内国法人の当該残余財産の確定の日の属する事業年度に係る前項の規定の適用については、同項中「二月以内」とあるのは、「一月以内（当該翌日から一月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）」とする。

3 第一項の規定による申告書には、当該事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務省令で定める書類を添付しなければならない。

（内国普通法人等の設立の届出）

第四百四十八条 新たに設立された内国法人である普通法人又は協同組合等は、その設立の日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその設立の時ににおける貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地（連結子法人にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地。第一号において同じ。）の所轄税務署長に提出しなければならない。

一 その納税地

二 その事業の目的

三 その設立の日

2 （省略）

（公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出）

第五百十条 内国法人である公益法人等又は人格のない社団等は、新たに収益事業を開始した場合には、

その開始した日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその開始した時における収益事業に係る貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 その納税地
- 二 その事業の目的
- 三 その収益事業の種類
- 四 その収益事業を開始した日

2 公益法人等（収益事業を行っていないものに限る。）が普通法人又は協同組合等に該当することとなつた場合には、その該当することとなつた日以後二月以内に、次に掲げる事項を記載した届出書にその該当することとなつた時における貸借対照表その他の財務省令で定める書類を添付し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。

- 一 その納税地
- 二 その事業の目的
- 三 その該当することとなつた日

3 （省略）

別表第二 公益法人等の表（第二条、第三条、第三十七条、第六十六条関係）（抜粋）

名 称	根 拠 法
一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）
一般社団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）	
公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律
公益社団法人	

附 則（平成 20 年 4 月 30 日法律第 23 号）（抜粋）

（公益法人等の範囲に関する経過措置）

第十条 第二条の規定による改正前の法人税法（以下附則第二十二条までにおいて「旧法人税法」という。）別表第二第一号の表に掲げる社団法人又は財団法人であつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下この条において「整備法」という。）第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、整備法第百六条第一項（整備法第百二十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（整備法第百三十一条第一項の規定により整備法第四十五条の認可を取り消されたもの（以下この条においてそれぞれ「認可取消社団法人」又は「認可取消財団法人」という。）にあつては、新法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人に該当するものに限る。）は、新法人税法第二条第六号に規定する公益法人等（以下附則第二十四条までにおいて「公益法人等」という。）とみなして、新法人税法その他法人税に関する法令の規定を適用する。

2 前項の規定により公益法人等とみなされる認可取消社団法人及び整備法第二条第一項に規定する旧有限責任中間法人で整備法第三条第一項本文の規定の適用を受けるもの（新法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人に該当するものに限る。）は新法人税法別表第二に掲げる一般社団法人に、前項の規定により公益法人等とみなされる認可取消財団法人は同表に掲げる一般財団法人に、それぞれ該当するものとする。

3 整備法第二十五条第二項に規定する特例無限責任中間法人及び整備法第四十二条第二項に規定する特例民法法人（第一項の規定により公益法人等とみなされる認可取消社団法人及び認可取消財団法人を除く。）は、新法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人に該当しないものとする。

2 法人税法施行令（昭和40年3月31日政令第97号）（抜粋）

（非営利型法人の範囲）

第三条 法第二条第九号の二イ（定義）に規定する政令で定める法人は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する一般社団法人又は一般財団法人（清算中に当該各号に掲げる要件のすべてに該当することとなつたものを除く。）とする。

- 一 その定款に剰余金の分配を行わない旨の定めがあること。
- 二 その定款に解散したときはその残余財産が国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に帰属する旨の定めがあること。

イ 公益社団法人又は公益財団法人

ロ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第五条第十七号イからトまで（公益認定の基準）に掲げる法人

- 三 前二号の定款の定めを反する行為（前二号及び次号に掲げる要件のすべてに該当していた期間において、剰余金の分配又は残余財産の分配若しくは引渡し以外の方法（合併による資産の移転を含む。）により特定の個人又は団体に特別の利益を与えることを含む。）を行うことを決定し、又は行つたことがないこと。

四 各理事（清算人を含む。以下この号及び次項第七号において同じ。）について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。

2 法第二条第九号の二ロに規定する政令で定める法人は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当する一般社団法人又は一般財団法人（清算中に当該各号に掲げる要件のすべてに該当することとなつたものを除く。）とする。

- 一 その会員の相互の支援、交流、連絡その他の当該会員に共通する利益を図る活動を行うことをその主たる目的としていること。

二 その定款（定款に基づく約款その他これに準ずるものを含む。）に、その会員が会費として負担すべき金銭の額の定め又は当該金銭の額を社員総会若しくは評議員会の決議により定める旨の定めがあること。

三 その主たる事業として収益事業を行つていないこと。

四 その定款に特定の個人又は団体に剰余金の分配を受ける権利を与える旨の定めがないこと。

五 その定款に解散したときはその残余財産が特定の個人又は団体（国若しくは地方公共団体、前項第二号イ若しくはロに掲げる法人又はその目的と類似の目的を有する他の一般社団法人若しくは一般財団法人を除く。）に帰属する旨の定めがないこと。

六 前各号及び次号に掲げる要件のすべてに該当していた期間において、特定の個人又は団体に剰余金の分配その他の方法（合併による資産の移転を含む。）により特別の利益を与えることを決定し、又は与えたことがないこと。

七 各理事について、当該理事及び当該理事の配偶者又は三親等以内の親族その他の当該理事と財務省令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数の理事の総数のうちに占める割合が、三分の一以下であること。

3 前二項の一般社団法人又は一般財団法人の使用人（職制上使用人としての地位のみを有する者に限る。）以外の者で当該一般社団法人又は一般財団法人の経営に従事しているものは、当該一般社団法人又は一般財団法人の理事とみなして、前二項の規定を適用する。

4・5 （省略）

（収益事業の範囲）

第五条 法第二条第十三号（収益事業の意義）に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業（その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。）とする。

- 一 物品販売業（動植物その他通常物品としないものの販売業を含む。）のうち次に掲げるもの以外のもの

イ 公益社団法人若しくは公益財団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人若しくは一般財団法人（第二十九号において「公益社団法人等」という。）が行う児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項（児童福祉施設）に規定する児童福祉施設の児童の給食用の輸入脱脂粉乳（関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第九条第一項（軽減税率の適用手続）の規定の適用を受けたものに限る。）の販売業

ロ 小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和三十一年法律第百十五号）第十四条（特定の

貸与機関)に規定する貸与機関が同法第二条第六項(定義)に規定する設備貸与事業として行う設備の販売業

二 不動産販売業のうち次に掲げるもの以外のもの

イ 次に掲げる法人で、その業務が地方公共団体の管理の下に運営されているもの(以下この項において「特定法人」という。)の行う不動産販売業

(1) その社員総会における議決権の総数の二分の一以上の数が当該地方公共団体により保有されている公益社団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人

(2) その拠出をされた金額の二分の一以上の金額が当該地方公共団体により拠出をされている公益財団法人又は法別表第二に掲げる一般財団法人

(3) その社員総会における議決権の全部が(1)又は(2)に掲げる法人により保有されている公益社団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人

(4) その拠出をされた金額の全額が(1)又は(2)に掲げる法人により拠出をされている公益財団法人又は法別表第二に掲げる一般財団法人

ロ 日本勤労者住宅協会が日本勤労者住宅協会法(昭和四十一年法律第百三十三号)第二十三号第一号及び第二号(住宅の建設及び譲渡等)に掲げる業務として行う不動産販売業

ハ 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法(平成十四年法律第百二十七号)附則第六条第一項第二号(業務の特例)に掲げる業務として行う不動産販売業

ニ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第百四十七号)第十五条第一項第八号及び第九号(業務の範囲)、同条第二項第五号、同法附則第五条第一項第一号から第三号まで(公団の工業再配置等業務に係る業務の特例)、同条第二項第一号並びに同法附則第六条第三項第一号及び第二号(公団の産炭地域経過業務に係る業務の特例)に掲げる業務並びに同法附則第八条の二第一項(旧新事業創出促進法に係る業務の特例)、同法附則第八条の四第一項(旧特定産業集積活性化法に係る業務の特例)及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律(平成十一年法律第十八号)附則第四条第一項(独立行政法人中小企業基盤整備機構法の特例)の規定に基づく業務として行う不動産販売業

ホ 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第三条第一項(民間都市開発推進機構の指定)に規定する民間都市開発推進機構(次号及び第五号において「民間都市開発推進機構」という。)が同法第四条第一項第一号(機構の業務)及び同法附則第十四条第二項第一号(機構の業務の特例)に掲げる業務並びに同条第十項(同条第十二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定に基づく業務として行う不動産販売業

ヘ 食品流通構造改善促進法(平成三年法律第五十九号)第十一条第一項(指定)に規定する食品流通構造改善促進機構(第五号において「食品流通構造改善促進機構」という。)が同法第十二条第二号(業務)に掲げる業務として行う不動産販売業

三 金銭貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの

イ 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律(平成十八年法律第二十六号)附則第十三条第二項(独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の業務の特例等)の規定に基づく業務として行う金銭貸付業

ロ 独立行政法人勤労者退職金共済機構が中小企業退職金共済法(昭和三十四年法律第百六十号)第七十条第二項第一号(業務の範囲)に掲げる業務並びに同法附則第二条第一項(業務の特例)及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成十四年法律第百六十四号)附則第五条(業務の特例)の規定に基づく業務として行う金銭貸付業

ハ 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第三号、第四号、第十二号及び第十四号並びに第二項第八号に掲げる業務として行う金銭貸付業

ニ 所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第七十四条第五項(特定退職金共済団体の承認)に規定する特定退職金共済団体が行う同令第七十三条第一項第五号へ(特定退職金共済団体の要件)に掲げる貸付金に係る金銭貸付業

ホ 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第一項第二号に掲げる業務として行う金銭貸付業

ヘ 独立行政法人自動車事故対策機構が独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第百八十三号)第十三条第五号及び第六号(業務の範囲)に掲げる業務として行う金銭

貸付業

- ト 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成十四年法律第百四十五号）附則第六条第一項及び第九条第二項（経過業務）の規定に基づく業務として行う金銭貸付業
- チ 民間都市開発推進機構が民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第二号（機構の業務）に掲げる業務として行う金銭貸付業
- リ 日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項第二号（業務）に掲げる業務として行う金銭貸付業
- ヌ 小規模企業者等設備導入資金助成法第十四条に規定する貸与機関が同法第二条第五項に規定する設備資金貸付事業として行う金銭貸付業
- ル 独立行政法人情報通信研究機構が独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第百六十二号）附則第九条第五項（業務の特例）の規定に基づく業務として行う金銭貸付業
- 四 物品貸付業（動植物その他通常物品としないものの貸付業を含む。）のうち次に掲げるもの以外のもの
 - イ 土地改良事業団体連合会が会員に対し土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百十一条の九（事業）に掲げる事業として行う物品貸付業
 - ロ 特定法人が農業若しくは林業を営む者、地方公共団体又は農業協同組合、森林組合その他農業若しくは林業を営む者の組織する団体（以下この号及び第十号ハにおいて「農業者団体等」という。）に対し農業者団体等の行う農業又は林業の目的に供される土地の造成及び改良並びに耕うん整地その他の農作業のために行う物品貸付業
 - ハ 小規模企業者等設備導入資金助成法第十四条に規定する貸与機関が同法第二条第六項に規定する設備貸与事業として行う設備の貸付業
- 五 不動産貸付業のうち次に掲げるもの以外のもの
 - イ 特定法人が行う不動産貸付業
 - ロ 日本勤労者住宅協会が日本勤労者住宅協会法第二十三条第一号及び第二号に掲げる業務として行う不動産貸付業
 - ハ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人が同法第二条第三項第八号（定義）に掲げる事業として行う不動産貸付業
 - ニ 宗教法人法（昭和二十六年法律第百二十六号）第四条第二項（宗教法人の定義）に規定する宗教法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人が行う墳墓地の貸付業
 - ホ 国又は地方公共団体に対し直接貸し付けられる不動産の貸付業
 - ヘ 主として住宅の用に供される土地の貸付業（イからハまで及びホに掲げる不動産貸付業を除く。）で、その貸付けの対価の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件を満たすもの
 - ト 民間都市開発推進機構が民間都市開発の推進に関する特別措置法第四条第一項第一号に掲げる業務として行う不動産貸付業
 - チ 独立行政法人農業者年金基金が独立行政法人農業者年金基金法附則第六条第一項第二号に掲げる業務として行う不動産貸付業
 - リ 食品流通構造改善促進機構が食品流通構造改善促進法第十二条第二号に掲げる業務として行う不動産貸付業
 - ヌ 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第三条第一項（基本指針）に規定する商工会等が同法第五条第一項（基盤施設計画の認定）に規定する基盤施設事業として行う不動産（同項に規定する施設に該当するもののうち小規模事業者に貸し付けられるものとして財務省令で定めるものに限る。）の貸付業
 - ル 独立行政法人中小企業基盤整備機構が独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第八号及び第九号、同法附則第五条第一項第一号から第四号まで、同条第二項第一号並びに同法附則第六条第三項第一号及び第二号に掲げる業務並びに同法附則第八条の二第一項、同法附則第八条の四第一項及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律附則第四条第一項の規定に基づく業務として行う不動産貸付業
- 六 製造業（電気又はガスの供給業、熱供給業及び物品の加工修理業を含むものとし、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構が独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第百九十二号）第十四条第一項第三号及び第四号（業務の範囲）に掲げる業務として行うものを除く。）
- 七 通信業（放送業を含む。）

- 八 運送業（運送取扱業を含む。）
- 九 倉庫業（寄託を受けた物品を保管する業を含むものとし、第三十一号の事業に該当するものを除く。）
- 十 請負業（事務処理の委託を受ける業を含む。）のうち次に掲げるもの以外のもの
 - イ 法令の規定に基づき国又は地方公共団体の事務処理を委託された法人の行うその委託に係るもので、その委託の対価がその事務処理のために必要な費用を超えないことが法令の規定により明らかなことその他の財務省令で定める要件に該当するもの
 - ロ 土地改良事業団体連合会が会員又は国若しくは都道府県に対し土地改良法第百十一条の九に掲げる事業として行う請負業
 - ハ 特定法人が農業者団体等に対し農業者団体等の行う農業又は林業の目的に供される土地の造成及び改良並びに耕うん整地その他の農作業のために行う請負業
 - ニ 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人がその設置している大学に対する他の者の委託を受けて行う研究に係るもの（当該研究に係る実施期間が三月以上のもの並びにその委託に係る契約又は協定において当該研究の成果の帰属及び公表に関する事項が定められているものに限る。）
- 十一 印刷業
- 十二 出版業（特定の資格を有する者を会員とする法人がその会報その他これに準ずる出版物を主として会員に配布するために行うもの及び学術、慈善その他公益を目的とする法人がその目的を達成するため会報を専らその会員に配布するために行うものを除く。）
- 十三 写真業
- 十四 席貸業のうち次に掲げるもの
 - イ 不特定又は多数の者の娯楽、遊興又は慰安の用に供するための席貸業
 - ロ イに掲げる席貸業以外の席貸業（次に掲げるものを除く。）
 - (1) 国又は地方公共団体の用に供するための席貸業
 - (2) 社会福祉法第二条第一項（定義）に規定する社会福祉事業として行われる席貸業
 - (3) 私立学校法第三条に規定する学校法人若しくは同法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人又は職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第三十一条（職業訓練法人）に規定する職業訓練法人がその主たる目的とする業務に関連して行う席貸業
 - (4) 法人がその主たる目的とする業務に関連して行う席貸業で、当該法人の会員その他これに準ずる者の用に供するためのもののうちその利用の対価の額が実費の範囲を超えないもの
- 十五 旅館業
- 十六 料理店業その他の飲食店業
- 十七 周旋業
- 十八 代理業
- 十九 仲立業
- 二十 問屋業
- 二十一 鋳業
- 二十二 土石採取業
- 二十三 浴場業
- 二十四 理容業
- 二十五 美容業
- 二十六 興行業
- 二十七 遊技所業
- 二十八 遊覧所業
- 二十九 医療保健業（財務省令で定める血液事業を含む。以下この号において同じ。）のうち次に掲げるもの以外のもの
 - イ 日本赤十字社が行う医療保健業
 - ロ 社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人が行う医療保健業
 - ハ 私立学校法第三条に規定する学校法人が行う医療保健業
 - ニ 全国健康保険協会、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会又は国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会が行う医療保健業
 - ホ 国家公務員共済組合又は国家公務員共済組合連合会が行う医療保健業

- ヘ 地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会が行う医療保健業
 - ト 日本私立学校振興・共済事業団が行う医療保健業
 - チ 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人が行う医療保健業（同法第四十二条（附帯業務）の規定に基づき同条各号に掲げる業務として行うもの及び同項の規定に基づき同項に規定する収益業務として行うものを除く。）
 - リ 公益社団法人等が政府又は独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構の委託を受けて行う国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百十号）附則第四条（厚生年金保険法の一部改正に伴う経過措置）若しくは船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第五十七条ノ二（福祉事業）又は独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構法（平成十七年法律第七十一号）第十三条第二号（業務の範囲）に規定する年金福祉施設等又は同法附則第四条第一項（業務の特例）に規定する施設の運営若しくは管理又は事業に係る医療保健業
 - ヌ 公益社団法人等で、結核に係る健康診断（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十七条第一項並びに第五十三条の二第一項及び第三項（健康診断）の規定に基づく健康診断に限る。）、予防接種（予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第三条第一項及び第六条第一項（予防接種）の規定に基づく予防接種に限る。）及び医療を行い、かつ、これらの医学的研究（その研究につき国の補助があるものに限る。）を行うもののうち法人格を異にする支部を含めて全国的組織を有するもの及びその支部であるものが行う当該健康診断及び予防接種に係る医療保健業
 - ル 公益社団法人等が行うハンセン病患者の医療（その医療費の全額が国の補助によつて行われるものに限る。）に係る医療保健業
 - ヲ 公益社団法人若しくは公益財団法人で専ら学術の研究を行うもの又は法別表第二に掲げる一般社団法人若しくは一般財団法人で専ら学術の研究を行い、かつ、当該研究を円滑に行うための体制が整備されているものとして財務省令で定めるものがこれらの学術の研究に付随して行う医療保健業
 - ワ 一定の地域内の医師又は歯科医師を会員とする公益社団法人又は法別表第二に掲げる一般社団法人で、その残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、当該法人の開設する病院又は診療所が当該地域内の全ての医師又は歯科医師の利用に供されることとなっており、かつ、その診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当するものが行う医療保健業
 - カ 一定の医療施設を有していること、診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当する法別表第二に掲げる農業協同組合連合会が行う医療保健業
 - ヨ 公益社団法人等で看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）第十四条第一項（指定等）の規定による指定を受けたものが、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八条第四項（定義）に規定する訪問看護、同法第八条の二第四項（定義）に規定する介護予防訪問看護、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第七十八条第一項（訪問看護療養費）に規定する指定訪問看護又は健康保険法（大正十一年法律第七十号）第八十八条第一項（訪問看護療養費）に規定する訪問看護の研修に付随して行う医療保健業
 - タ イからヨまでに掲げるもののほか、残余財産が国又は地方公共団体に帰属すること、一定の医療施設を有していること、診療報酬の額が低廉であることその他の財務省令で定める要件に該当する公益法人等が行う医療保健業
- 三十 洋裁、和裁、着物着付け、編物、手芸、料理、理容、美容、茶道、生花、演劇、演芸、舞踊、舞踏、音楽、絵画、書道、写真、工芸、デザイン（レタリングを含む。）。自動車操縦若しくは小型船舶（船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二条第四項（定義）に規定する小型船舶をいう。）の操縦（以下この号において「技芸」という。）の教授（通信教育による技芸の教授及び技芸に関する免許の付与その他これに類する行為を含む。以下この号において同じ。）のうちイ及びハからホまでに掲げるもの以外のもの又は学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため若しくは学校教育の補習のための学力の教授（通信教育による当該学力の教授を含む。以下この号において同じ。）のうちロ及びハに掲げるもの以外のもの若しくは公開模擬学力試験（学校の入学者を選抜するための学力試験に備えるため広く一般に参加者を募集し当該学力試験にその内容及び方法を擬して行われる試験をいう。）を行う事業

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条（学校の範囲）に規定する学校、同法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校又は同法第三百四十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校において行われる技芸の教授で財務省令で定めるもの
- ロ イに規定する学校、専修学校又は各種学校において行われる学力の教授で財務省令で定めるもの
- ハ 社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第五十一条（通信教育の認定）の規定により文部科学大臣の認定を受けた通信教育として行う技芸の教授又は学力の教授
- ニ 理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）第三条第三項（理容師試験の受験資格）又は美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）第四条第三項（美容師試験の受験資格）の規定により厚生労働大臣の指定を受けた施設において養成として行う技芸の教授で財務省令で定めるもの並びに当該施設に設けられた通信課程に係る通信及び添削による指導を専ら行う法人の当該指導として行う技芸の教授
- ホ 技芸に関する国家試験（法令において、国家資格（資格のうち、法令において当該資格を有しない者は当該資格に係る業務若しくは行為を行い、若しくは当該資格に係る名称を使用することができないこととされているもの又は法令において一定の場合には当該資格を有する者を使用し、若しくは当該資格を有する者に当該資格に係る行為を依頼することが義務付けられているものをいう。ホにおいて同じ。）を取得し、若しくは維持し、又は当該国家資格に係る業務若しくは行為を行うにつき、試験、検定その他これらに類するもの（ホにおいて「試験等」という。）を受けることが要件とされている場合における当該試験等をいう。）の実施に関する事務（法令において当該国家資格を取得し、若しくは維持し、又は当該国家資格に係る業務若しくは行為を行うにつき、登録、免許証の交付その他の手続（ホにおいて「登録等」という。）を経ることが要件とされている場合における当該登録等に関する事務を含む。ホにおいて「国家資格付与事務」という。）を行う者として法令において定められ、又は法令に基づき指定された法人が法令に基づき当該国家資格付与事務として行う技芸の教授（国の行政機関の長又は地方公共団体の長が当該国家資格付与事務に関し監督上必要な命令をすることができるものに限る。）で、次のいずれかの要件に該当するもの
 - (1) その対価の額が法令で実費を勘案して定めることとされているものであること又はその対価の額が当該国家資格付与事務の処理のために必要な費用の額を超えないと見込まれるものであること。
 - (2) 国の行政機関の長又は地方公共団体の長以外の者で当該国家資格付与事務を行う者が、公益法人等又は一般社団法人若しくは一般財団法人に限られていることが法令で定められているものであること。

三十一 駐車場業

三十二 信用保証業のうち次に掲げるもの以外のもの

- イ 信用保証協会法（昭和二十八年法律第九十六号）その他財務省令で定める法令の規定に基づき行われる信用保証業
- ロ イに掲げる信用保証業以外の信用保証業で、その保証料が低額であることその他の財務省令で定める要件を満たすもの

三十三 その有する工業所有権その他の技術に関する権利又は著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）の譲渡又は提供（以下この号において「無体財産権の提供等」という。）のうち次に掲げるもの以外のものを行う事業

- イ 国又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局を含む。）に対して行われる無体財産権の提供等
- ロ 独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人海洋研究開発機構その他特別の法令により設立された法人で財務省令で定めるものがその業務として行う無体財産権の提供等
- ハ その主たる目的とする事業に要する経費の相当部分が無体財産権の提供等に係る収益に依存している公益法人等として財務省令で定めるものが行う無体財産権の提供等

三十四 労働者派遣業（自己の雇用する者その他の者を、他の者の指揮命令を受けて、当該他の者のために当該他の者の行う事業に従事させる事業をいう。）

2 次に掲げる事業は、前項に規定する事業に含まれないものとする。

- 一 公益社団法人又は公益財団法人が行う前項各号に掲げる事業のうち、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第四号（定義）に規定する公益目的事業に該当するもの
- 二 公益法人等が行う前項各号に掲げる事業のうち、その事業に従事する次に掲げる者がその事業に

従事する者の総数の半数以上を占め、かつ、その事業がこれらの者の生活の保護に寄与しているもの

- イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条（身体障害者の意義）に規定する身体障害者
 - ロ 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定により生活扶助を受ける者
 - ハ 児童相談所、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第九条第六項（更生援護の実施者）に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第六条第一項（精神保健福祉センター）に規定する精神保健福祉センター又は精神保健指定医により知的障害者として判定された者
 - ニ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項（精神障害者保健福祉手帳の交付）の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - ホ 年齢六十五歳以上の者
 - ヘ 母子及び寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百二十九号）第六条第一項（定義）に規定する配偶者のない女子であつて民法第八百七十七条（扶養義務者）の規定により現に母子及び寡婦福祉法第六条第二項に規定する児童を扶養しているもの又は同条第三項に規定する寡婦
- 三 母子及び寡婦福祉法第六条第六項に規定する母子福祉団体が行う前項各号に掲げる事業のうち母子及び寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）第六条第一項各号（貸付けの対象となる母子福祉団体の事業）に掲げる事業で、次に掲げるもの
- イ 母子及び寡婦福祉法第十四条（母子福祉団体に対する貸付け）（同法第三十二条第三項（母子福祉団体が寡婦を使用するものに対する準用）において準用する場合を含む。）の規定による貸付金の貸付けに係る事業のうち、その貸付けの日から当該貸付金の最終の償還日までの期間内の日の属する各事業年度において行われるもの
 - ロ 母子及び寡婦福祉法第二十五条第一項（売店等の設置の許可）に規定する公共的施設内において行われている事業
- 四 保険業法（平成七年法律第五号）第二百五十九条（目的）の保険契約者保護機構が同法第二百六十五条の二十八第一項第五号（業務）に掲げる業務として行う事業

第二章の二 課税所得等の範囲等

第十四条の十一 法第十条の三第一項（課税所得の範囲の変更等の場合のこの法律の適用）に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

- 一 第八十一条（国庫補助金等に係る特別勘定の金額の取崩し）
- 二 第九十条（保険差益等に係る特別勘定の金額の取崩し）
- 三 法第八十一条の三第一項（前二号に掲げる規定により同項に規定する個別益金額を計算する場合に限る。）（個別益金額又は個別損金額の益金又は損金算入）

2 法第十条の三第二項に規定する政令で定める規定は、次に掲げる規定とする。

- 一 第二十二條（株式等に係る負債の利子の額）
- 二 第九十六条第六項及び第八項（貸倒引当金勘定への繰入限度額）
- 三 第一百一条第二項（返品調整引当金勘定への繰入限度額）

3 法第十条の三第一項に規定する特定普通法人が、当該特定普通法人を被合併法人とし、公益法人等を合併法人とする合併（適格合併に限る。）を行つた場合には、当該合併は適格合併に該当しないものとみなして、次に掲げる規定を適用する。

- 一 法第五十二条第一項及び第二項（貸倒引当金）
- 二 法第五十三条第一項（返品調整引当金）
- 三 法第五十七条第二項（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）
- 四 法第五十八条第二項（青色申告書を提出しなかつた事業年度の災害による損失金の繰越し）
- 五 法第六十一条の六第三項（繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ）
- 六 法第八十条第四項（欠損金の繰戻しによる還付）
- 七 法第八十一条の三十一第三項（連結欠損金の繰戻しによる還付）
- 八 法第一百三十五条（仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例）
- 九 第二十二條第五項
- 十 第八十一条
- 十一 第九十条
- 十二 第九十六条第六項及び第八項
- 十三 第一百一条第二項

- 十四 第二百一十一条の五第一項（繰り延べたデリバティブ取引等の決済損益額の計上時期等）
- 十五 第二十五条第二項（延払基準の方法により経理しなかつた場合等の処理）
- 十六 第二十八条（適格組織再編成が行われた場合における延払基準の適用）
- 十七 第三十三条の二第四項（一括償却資産の損金算入）
- 十八 第三十九条の四第九項（資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入）
- 十九 第八十一条の三第一項（第一号、第二号、第五号又は第十号から前号までに掲げる規定により同項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限る。）

（一般寄附金の損金算入限度額）

第七十三条 法第三十七条第一項（寄附金の損金不算入）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等（次号に掲げるものを除く。） 次に掲げる金額の合計額の四分の一に相当する金額
 - イ 当該事業年度終了の時における資本金等の額（当該資本金等の額が零に満たない場合には、零）を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額の千分の二・五に相当する金額
 - ロ 当該事業年度の所得の金額の百分の二・五に相当する金額
- 二 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本又は出資を有しないもの、法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに財務省令で定める法人 当該事業年度の所得の金額の百分の一・二五に相当する金額
- 三 公益法人等（法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに財務省令で定める法人を除く。以下この号において同じ。） 次に掲げる法人の区分に応じそれぞれ次に定める金額
 - イ 公益社団法人又は公益財団法人 当該事業年度の所得の金額の百分の五十に相当する金額
 - ロ 私立学校法第三条（定義）に規定する学校法人（同法第六十四条第四項（専修学校及び各種学校）の規定により設立された法人で学校教育法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校を設置しているものを含む。）、社会福祉法第二十二条（定義）に規定する社会福祉法人、更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二条第六項（定義）に規定する更生保護法人又は医療法第四十二条の二第一項（社会医療法人）に規定する社会医療法人 当該事業年度の所得の金額の百分の五十に相当する金額（当該金額が年二百万円に満たない場合には、年二百万円）
 - ハ イ又はロに掲げる法人以外の公益法人等 当該事業年度の所得の金額の百分の二十に相当する金額
- 2 （省略）
- 3 第一項各号に規定する所得の金額は、内国法人が当該事業年度において支出した法第三十七条第七項（寄附金の意義）に規定する寄附金の額の全額は損金の額に算入しないものとして計算するものとする。
- 4 事業年度が一年に満たない法人に対する第一項第三号ロの規定の適用については、同号ロ中「年二百万円」とあるのは、「二百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。
- 5 第一項及び前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 6 内国法人が第一項各号に掲げる法人のいずれに該当するかの判定は、各事業年度終了の時の現況による。

（公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例）

第七十三条の二 公益社団法人又は公益財団法人の各事業年度において法第三十七条第五項（寄附金の損金不算入）の規定によりその収益事業に係る同項に規定する寄附金の額とみなされる金額（以下この項において「みなし寄附金額」という。）がある場合において、当該事業年度のその公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第四号（定義）に規定する公益目的事業をいう。）の実施のために必要な金額として財務省令で定める金額（当該金額が当該みなし寄附金額を超える場合には、当該みなし寄附金額に相当する金額。以下この項において「公益法人特別限度額」という。）が前条第一項第三号イに定める金額を超えるときは、当該事業年度の同号イに定める金額は、同号イの規定にかかわらず、当該公益法人特別限度額に相当する金額とする。

- 2 前項の規定は、確定申告書、修正申告書又は更正請求書に同項に規定する財務省令で定める金額及びその計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。
- 3 第一項の場合において、法人が公益社団法人又は公益財団法人に該当するかどうかの判定は、各事

業年度終了の時の現況による。

(公益の増進に著しく寄与する法人の範囲)

第七十七条 法第三十七条第四項(公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金)に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

- 一 独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項(定義)に規定する独立行政法人
- 一の二 地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項(定義)に規定する地方独立行政法人で同法第二十一条第一号又は第三号から第五号まで(業務の範囲)に掲げる業務(同条第三号に掲げる業務にあつては同号チに掲げる事業の経営に、同条第五号に掲げる業務にあつては地方独立行政法人法施行令(平成十五年政令第四百八十六号)第四条第一号(公共的な施設の範囲)に掲げる介護老人保健施設の設置及び管理に、それぞれ限るものとする。)を主たる目的とするもの
- 二 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社
- 三 公益社団法人及び公益財団法人
- 四 私立学校法第三条(定義)に規定する学校法人で学校(学校教育法第一条(定義)に規定する学校をいう。以下この号において同じ。)の設置若しくは学校及び専修学校(学校教育法第二百二十四条(専修学校)に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)若しくは各種学校(学校教育法第百三十四条第一項(各種学校)に規定する各種学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第六十四条第四項(私立専修学校等)の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの
- 五 社会福祉法第二十二条(定義)に規定する社会福祉法人
- 六 更生保護事業法第二条第六項(定義)に規定する更生保護法人

(特定公益増進法人に対する寄附金の特別損金算入限度額)

第七十七条の二 法第三十七条第四項(寄附金の損金不算入)に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、次の各号に掲げる内国法人の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等(次号に掲げるものを除く。) 次に掲げる金額の合計額の二分の一に相当する金額
 - イ 当該事業年度終了の時における資本金等の額(当該資本金等の額が零に満たない場合には、零)を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額の千分の三・七五に相当する金額
 - ロ 当該事業年度の所得の金額の百分の六・二五に相当する金額
- 二 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本又は出資を有しないもの、法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに財務省令で定める法人 当該事業年度の所得の金額の百分の六・二五に相当する金額
- 2 前項各号に規定する所得の金額は、第七十三条第二項各号(一般寄附金の損金算入限度額)に掲げる規定を適用しないで計算した場合における所得の金額とする。
- 3 第一項各号に規定する所得の金額は、内国法人が当該事業年度において支出した法第三十七条第七項に規定する寄附金の額の全額は損金の額に算入しないものとして計算するものとする。
- 4 第一項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。
- 5 内国法人が第一項各号に掲げる法人のいずれに該当するかの判定は、各事業年度終了の時の現況による。

(公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の額とみなされる金額に係る事業)

第七十七条の三 法第三十七条第五項(寄附金の損金不算入)に規定する公益に関する事業として政令で定める事業は、同項の公益社団法人又は公益財団法人が行う公益目的事業(公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二条第四号(定義)に規定する公益目的事業をいう。)とする。

(累積所得金額又は累積欠損金額の計算)

第三百三十一条の四 法第六十四条の四第一項(公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算)に規定する収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の同項に規定する移行日(以下この項及び次条第一項において「移

行日」という。)における資産の帳簿価額が負債帳簿価額等(負債の帳簿価額及び利益積立金額の合計額をいう。以下この項において同じ。)を超える場合におけるその超える部分の金額(次条第二項において「累積所得金額」という。)とし、法第六十四条の四第一項に規定する収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の移行日における負債帳簿価額等が資産の帳簿価額を超える場合におけるその超える部分の金額(次条第二項及び第三項において「累積欠損金額」という。)とする。

- 2 法第六十四条の四第二項に規定する収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の同項に規定する適格合併に係る移転資産帳簿価額(適格合併により被合併法人から引継ぎを受けた資産の帳簿価額をいう。以下この項において同じ。)が移転負債帳簿価額等(適格合併により被合併法人から引継ぎを受けた負債の帳簿価額及び当該適格合併に係る第九条第一項第二号(利益積立金額)に掲げる金額の合計額をいう。以下この項において同じ。)を超える場合におけるその超える部分の金額(次条第二項において「合併前累積所得金額」という。)とし、法第六十四条の四第二項に規定する収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額は、同項の内国法人の同項に規定する適格合併に係る移転負債帳簿価額等が移転資産帳簿価額を超える場合におけるその超える部分の金額(次条第二項及び第三項において「合併前累積欠損金額」という。)とする。

(累積所得金額から控除する金額等の計算)

第百三十一条の五 法第六十四条の四第三項(公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算)に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同項に規定する政令で定める金額は、当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。

- 一 法第六十四条の四第一項の内国法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第二十九条第一項又は第二項(公益認定の取消し)の規定によりこれらの規定に規定する公益認定を取り消されたことにより普通法人に該当することとなつた法人である場合 当該内国法人の移行日における公益目的取得財産残額(同法第三十条第二項(公益認定の取消し等に伴う贈与)に規定する公益目的取得財産残額をいう。次号及び第四項において同じ。)に相当する金額
 - 二 法第六十四条の四第二項の内国法人が公益社団法人又は公益財団法人を被合併法人とする同項に規定する適格合併に係る合併法人である場合 当該被合併法人の当該適格合併の直前の公益目的取得財産残額に相当する金額
 - 三 法第六十四条の四第一項の内国法人が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号。以下この号及び第五項において「整備法」という。)第二百二十三条第一項(移行法人の義務等)に規定する移行法人(整備法第二百二十六条第三項(合併をした場合の届出等)の規定により整備法第二百二十三条第一項に規定する移行法人とみなされるものを含む。次号において「移行法人」という。)である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額
 - イ 当該内国法人の移行日における修正公益目的財産残額(整備法第一百九条第二項第二号(公益目的支出計画の作成)に規定する公益目的財産残額を基礎として財務省令で定めるところにより計算した金額をいう。次号イにおいて同じ。)
 - ロ 当該内国法人の移行日における資産の帳簿価額から前条第一項に規定する負債帳簿価額等を控除した金額
 - 四 法第六十四条の四第二項の内国法人が移行法人を被合併法人とする同項に規定する適格合併に係る合併法人である場合 次に掲げる金額のうちいずれか少ない金額
 - イ 当該被合併法人の当該適格合併の直前の修正公益目的財産残額
 - ロ 当該適格合併に係る前条第二項に規定する移転資産帳簿価額から同項に規定する移転負債帳簿価額等を控除した金額
- 2 内国法人が、法第六十四条の四第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合において、前項各号に掲げる場合に該当するとき(累積所得金額又は合併前累積所得金額がある場合に限る。)は、同条第一項に規定する収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する収益事業以外の事業から生じた所得の金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額は、前条の規定にかかわらず、当該累積所得金額又は合併前累積所得金額から当該各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除した金額とする。この場合において、当該累積所得金額又は合併前累積所得金額から控除しきれない金額があるときは、その控除しきれない金額は、それぞれ累積欠損金額又は合併前累積欠損金額とみなして、同条の規定を適用する。

- 3 内国法人が、法第六十四条の四第一項又は第二項の規定の適用を受ける場合において、第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当するとき（累積欠損金額又は合併前累積欠損金額がある場合に限る。）は、同条第一項に規定する収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額又は同条第二項に規定する収益事業以外の事業から生じた欠損金額の累積額として政令で定めるところにより計算した金額は、前条の規定にかかわらず、当該累積欠損金額又は合併前累積欠損金額に第一項第一号又は第二号に掲げる場合の区分に応じこれらの号に定める金額を加算した金額とする。
- 4 内国法人が法第六十四条の四第三項の規定の適用を受ける場合（第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する場合に限る。）において、当該内国法人が公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第五条第十七号（公益認定の基準）の定款の定めに従い成立した公益目的取得財産残額に相当する額の財産の贈与に係る契約（同法第三十条第一項の規定により成立したものとみなされるものを含む。）により金銭その他の資産の贈与をしたときは、当該贈与により生じた損失の額は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。
- 5 内国法人が法第六十四条の四第三項の規定の適用を受ける場合（第一項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する場合に限る。次項において同じ。）において、当該内国法人のその適用を受ける事業年度以後の各事業年度（整備法第二百二十四条（公益目的支出計画の実施が完了したことの確認）の確認に係る事業年度（次項及び第七項において「確認事業年度」という。）後の事業年度を除く。）の整備法第一百九条第二項第一号の支出の額（以下この条において「公益目的支出の額」という。）が同項第二号の規定により同号に規定する公益目的財産残額の計算上当該公益目的支出の額から控除される同号の収入の額（次項において「実施事業収入の額」という。）を超えるときは、その超える部分の金額（当該内国法人の有する調整公益目的財産残額が当該超える部分の金額に満たない場合には、当該調整公益目的財産残額に相当する金額。第七項において「支出超過額」という。）は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、損金の額に算入しない。
- 6 内国法人が法第六十四条の四第三項の規定の適用を受ける場合において、当該内国法人のその適用を受ける事業年度以後の各事業年度（確認事業年度後の事業年度を除く。）の実施事業収入の額が公益目的支出の額を超えるとき（当該内国法人が調整公益目的財産残額を有する場合に限る。）は、その超える部分の金額（次項において「収入超過額」という。）は、当該内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入しない。
- 7 前二項に規定する調整公益目的財産残額とは、第一項第三号又は第四号に定める金額から前二項の規定の適用を受ける事業年度（以下この項において「適用事業年度」という。）前の各事業年度の支出超過額の合計額を減算し、これに当該適用事業年度前の各事業年度の収入超過額の合計額を加算した金額（確認事業年度後の事業年度にあつては、零）をいう。
- 8 法第六十四条の四第三項の規定の適用を受けた法人を被合併法人とする合併が行われた場合において、当該被合併法人が当該合併の直前において前項に規定する調整公益目的財産残額を有するときは、当該合併に係る合併法人（当該合併の日において公益社団法人又は公益財団法人に該当するものを除く。）の当該合併の日の属する事業年度以後の各事業年度においては、当該合併法人は同条第三項の規定の適用を受けた法人と、当該合併法人の当該合併の日の属する事業年度は当該適用を受けた事業年度と、当該被合併法人が有していた当該調整公益目的財産残額は当該合併法人が当該合併の日の属する事業年度開始の日において有する前項に規定する調整公益目的財産残額とそれぞれみなして、第五項及び第六項の規定を適用する。
- 9 第四項に規定する贈与により生じた損失の額及び第五項又は第六項の規定の適用を受ける場合におけるこれらの規定に規定する公益目的支出の額は、法第三十七条第七項（寄附金の損金不算入）に規定する寄附金の額に該当しないものとする。

3 法人税法施行規則（昭和40年3月31日大蔵省令第12号）（抜粋）

（理事と特殊の関係のある者の範囲等）

第二条の二 令第三条第一項第四号及び第二項第七号（非営利型法人の範囲）に規定する理事と財務省令で定める特殊の関係のある者は、次に掲げる者とする。

- 一 当該理事（清算人を含む。以下この項において同じ。）の配偶者
- 二 当該理事の三親等以内の親族
- 三 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- 四 当該理事の使用人
- 五 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によつて生計を維持しているもの
- 六 前三号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以内の親族

2 （省略）

（公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例計算）

第二十二條の五 令第七十三條の二第一項（公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例）に規定する財務省令で定める金額は、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額とする。

一 次に掲げる金額の合計額

イ 当該事業年度の公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）第二条第四号（定義）に規定する公益目的事業をいう。以下この条において同じ。）に係る経常費用の額から、当該経常費用の額に含まれる公益目的保有財産（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（平成十九年内閣府令第六十八号。以下この条において「公益認定法規則」という。）第二十六条第三号（公益目的事業を行うことにより取得し、又は公益目的事業を行うために保有していると認められる財産）に規定する公益目的保有財産をいう。次号ニにおいて同じ。）の償却費の額を控除した金額

ロ 公益認定法規則第十八条第一項（特定費用準備資金）の規定により当該事業年度の公益目的事業比率（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第十五条（公益目的事業比率）に規定する公益目的事業比率をいう。以下この条において同じ。）の計算上公益目的事業に係る費用額（公益認定法規則第十三条第二項（費用額の算定）に規定する費用額をいう。以下この条において同じ。）に算入される金額（当該金額が特定費用準備資金登記積立基準額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額。ロにおいて「算入額」という。）に相当する金額（公益目的事業に係る公益認定法規則第十八条第一項に規定する特定費用準備資金（以下この項及び次項において「特定費用準備資金」という。）を二以上有する場合には、特定費用準備資金ごとの算入額に相当する金額の合計額）

ハ 当該事業年度終了の時における資産取得資金（公益認定法規則第二十二條第三項第三号（遊休財産額）に掲げる資金をいう。以下この項及び第三項において同じ。）の額（同条第三項第一号に掲げる財産に係る部分の額に限る。以下この条において「公益資産取得資金の額」という。）が当該事業年度の前事業年度終了の時における当該公益資産取得資金の額を超える場合におけるその超える部分の金額（当該金額が公益資産取得資金当期積立基準額を超える場合には、その超える部分の金額を控除した金額。ハにおいて「増加額」という。）に相当する金額（資産取得資金を二以上有する場合には、資産取得資金ごとの増加額に相当する金額の合計額）

ニ 当該事業年度に取得した公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第十八条第五号及び第六号（公益目的事業財産）に掲げる財産並びに公益認定法規則第二十六条第六号に掲げる財産の取得価額並びに当該事業年度に同法第十八条第七号に規定する方法により公益目的事業の用に供するものである旨を表示した同号及び公益認定法規則第二十六条第七号に掲げる財産のその表示した額の合計額

二 次に掲げる金額の合計額に公益目的事業以外の事業（収益事業を除く。）から公益目的事業に繰り入れた金額を加算した金額

イ 当該事業年度の公益目的事業に係る経常収益の額

ロ 公益認定法規則第十八条第二項の規定により当該事業年度の公益目的事業比率の計算上公益目的事業に係る費用額から控除される金額（ロにおいて「控除額」という。）に相当する金額（公

益目的事業に係る特定費用準備資金を二以上有する場合には、特定費用準備資金ごとの控除額に相当する金額の合計額)

- ハ 当該事業年度の前事業年度終了の時における公益資産取得資金の額が当該事業年度終了の時における当該公益資産取得資金の額を超える場合におけるその超える部分の金額（ハにおいて「減少額」という。）に相当する金額（資産取得資金を二以上有する場合には、資産取得資金ごとの減少額に相当する金額の合計額）
 - ニ 当該事業年度において公益目的保有財産を処分した場合におけるその処分に係る公益認定法規則第二十六条第四号の額及び当該事業年度において公益目的保有財産を公益目的保有財産以外の財産とした場合におけるその財産に係る同条五号の額の合計額
- 2 前項第一号ロに規定する特定費用準備資金当期積立基準額とは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額を当該事業年度開始の日から当該特定費用準備資金を積み立てることとされた期間の末日までの期間の月数で除し、これに当該事業年度の月数（当該事業年度が当該末日の属する事業年度である場合には、当該事業年度開始の日から当該末日までの期間の月数）を乗じて計算した金額をいう。
- 一 当該事業年度終了の時における当該特定費用準備資金（公益目的事業に係るものに限る。）に係る公益認定法規則第十八条第一項第一号に規定する積立限度額
 - 二 当該特定費用準備資金につき、公益認定法規則第十八条第一項の規定により当該事業年度前の各事業年度の公益目的事業比率の計算上公益目的事業に係る費用額に算入された金額の合計額（同条第二項の規定により当該事業年度前の各事業年度の公益目的事業比率の計算上当該公益目的事業に係る費用額から控除された金額がある場合には、当該控除された金額の合計額を控除した金額）
- 3 第一項第一号ハに規定する公益資産取得資金当期積立基準額とは、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額を当該事業年度開始の日から当該資産取得資金を積み立てることとされた期間の末日までの期間の月数で除し、これに当該事業年度の月数（当該事業年度が当該末日の属する事業年度である場合には、当該事業年度開始の日から当該末日までの期間の月数）を乗じて計算した金額をいう。
- 一 当該事業年度終了の時における当該資産取得資金に係る公益認定法規則第二十二条第三項第三号に規定する最低額のうち、同項第一号に掲げる財産に係る部分の額
 - 二 当該事業年度の前事業年度終了の時における当該公益資産取得資金の額
- 4 前二項の月数は、暦に従って計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。
- 5 令第七十三条の二第一項の公益社団法人又は公益財団法人（以下この項において「適用法人」という。）が当該事業年度において他の公益社団法人又は公益財団法人（以下この項において「他の公益法人」という。）を被合併法人とする合併を行った場合には、公益認定法規則第十八条第一項の規定により当該他の公益法人の当該合併の日の前日の属する事業年度以前の各事業年度の公益目的事業比率の計算上公益目的事業に係る費用額に算入された金額若しくは同条第二項の規定により当該他の公益法人の同日の属する事業年度以前の各事業年度の公益目的事業比率の計算上公益目的事業に係る費用額から控除された金額又は当該他の公益法人の同日の属する事業年度終了の時における公益資産取得資金の額は、それぞれ当該適用法人の当該事業年度前の各事業年度の公益目的事業比率の計算上公益目的事業に係る費用額に算入された金額若しくは当該適用法人の当該事業年度前の各事業年度の公益目的事業比率の計算上公益目的事業に係る費用額から控除された金額又は当該適用法人の当該事業年度の前事業年度終了の時における公益資産取得資金の額とみなして、第一項から第三項までの規定を適用する。

（公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等）

第二十四条 法第三十七条第九項（指定寄附金等の適用要件）に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 令第七十七条第一号、第二号、第三号、第五号又は第六号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に掲げる法人に対して寄附金を支出した場合 当該寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨の当該法人が証する書類
- 二 令第七十七条第一号の二に掲げる法人に対して寄附金を支出した場合 当該寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨の当該法人が証する書類及び当該法人が同号に掲げる法人に該当する旨の地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項（財産的基礎）に規定する設立団体が証明した書類（当該寄附金を支出する日以

- 前五年内に発行されたものに限る。)の写しとして当該法人から交付を受けたもの
- 三 令第七十七条第四号に掲げる法人に対して寄附金を支出した場合 当該寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨の当該法人が証する書類及び当該法人が同号に掲げる法人に該当する旨の私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第四条(所轄庁)に規定する所轄庁が証明した書類(当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。)の写しとして当該法人から交付を受けたもの
- 四 令第七十七条の四第三項(認定特定公益信託)の規定による認定を受けた特定公益信託(法第三十七条第六項(特定公益信託)に規定する特定公益信託をいう。)の信託財産とするために金銭を支出した場合 令第七十七条の四第三項に係る書類の写し(当該書類に記載されている同項の認定の日が当該金銭を支出する日以前五年内であるものの写しに限る。)

第十一款の六 公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算

第二十七条の十六の四 令第三百三十一条の五第一項第三号イ(累積所得金額から控除する金額等の計算)に規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、公益目的財産残額(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第一百九条第二項第二号(公益目的支出計画の作成)に規定する公益目的財産残額をいう。次項第一号において同じ。)及び公益目的収支差額の収入超過額(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則(平成十九年内閣府令第六十九号。以下この項において「整備府令」という。)第二十三条第二項(公益目的財産残額)に規定する公益目的収支差額が零に満たない場合のその満たない部分の金額をいう。次項第一号において同じ。)の合計額に整備府令第十四条第一項第二号(公益目的財産額)に掲げる金額(既に有していない同項第一号に規定する時価評価資産(以下この条において「時価評価資産」という。)に係る部分の金額を除く。次項第三号において「評価損の額」という。)を加算し、これから整備府令第十四条第一項第一号に掲げる金額(既に有していない時価評価資産に係る部分の金額を除く。次項第三号において「評価益の額」という。)を控除した金額とする。

2 法第六十四条の四第四項(公益法人等が普通法人に移行する場合の所得の金額の計算)に規定する財務省令で定める書類は、令第三百三十一条の五第一項第一号又は第二号に掲げる場合に該当する場合にはこれらの号に定める金額を証する書類とし、同項第三号又は第四号に掲げる場合に該当する場合には次に掲げる事項を証する書類とする。

- 一 移行日(法第六十四条の四第一項に規定する移行日をいう。次号及び第三号において同じ。)又は適格合併(同条第二項に規定する適格合併をいう。次号及び第三号において同じ。)の直前における公益目的財産残額及び公益目的収支差額の収入超過額
- 二 移行日に有する時価評価資産又は適格合併により引継ぎを受けた時価評価資産の状況
- 三 移行日に有する時価評価資産又は適格合併により引継ぎを受けた時価評価資産に係る評価益の額及び評価損の額

(設立届出書の添付書類)

第六十三条 法第四百八条第一項(内国普通法人等の設立の届出)に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの(当該各号に掲げるものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下第六十五条までにおいて同じ。)で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類)とする。

- 一 法第四百八条第一項に規定するその設立の時における貸借対照表
- 二 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し
- 三 設立の登記の登記事項証明書
- 四 株主等の名簿の写し
- 五 法第四百八条第一項に規定する内国法人である普通法人又は協同組合等が合併、分割又は現物出資(以下この号において「合併等」という。)により設立されたものであるときは、当該合併等に係る被合併法人、分割法人又は出資者の名称又は氏名及び納税地(その納税地

- とその本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その納税地及び本店又は主たる事務所の所在地)を記載した書類
- 六 法第百四十八条第一項に規定する内国法人である普通法人が連結子法人である場合には、連結親法人の名称及びその納税地を記載した書類
- 七 設立趣意書

(収益事業の開始等届出書の添付書類)

第六十五条 法第百五十条第一項(公益法人等又は人格のない社団等の収益事業の開始等の届出)に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの(当該各号に掲げるものが電磁的記録で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類)とする。

- 一 法第百五十条第一項に規定するその開始した時における収益事業に係る貸借対照表
 - 二 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し
 - 三 法第百五十条第一項に規定する公益法人等にあつては、当該公益法人等の登記事項証明書
 - 四 収益事業に係る事業場の名称及び所在地並びにその収益事業の経営の責任者の氏名その他その収益事業の概要を記載した書類
 - 五 法第百五十条第一項に規定する公益法人等が合併により設立されたものであり、かつ、その設立の時に収益事業を開始したときは、当該合併に係る被合併法人の名称及び納税地(その納税地とその本店又は主たる事務所の所在地とが異なる場合には、その納税地及び本店又は主たる事務所の所在地)を記載した書類
- 2 法第百五十条第二項に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げるもの(当該各号に掲げるものが電磁的記録で作成され、又は当該各号に掲げるものの作成に代えて当該各号に掲げるものに記載すべき情報を記録した電磁的記録の作成がされている場合には、これらの電磁的記録に記録された情報の内容を記載した書類)とする。
- 一 法第百五十条第二項に規定する該当することとなつた時における貸借対照表
 - 二 定款、寄附行為、規則若しくは規約又はこれらに準ずるものの写し
 - 三 普通法人又は協同組合等に該当することとなつた法第百五十条第二項に規定する公益法人等の登記事項証明書
- 3 (省略)

4 所得税法（昭和40年3月31日法律第33号）（抜粋）

（公共法人等及び公益信託等に係る非課税）

第十一条 別表第一に掲げる内国法人が支払を受ける第七十四条各号（内国法人に係る所得税の課税標準）に掲げる利子等、配当等、給付補てん金、利息、利益、差益及び利益の分配（公社債又は貸付信託、投資信託若しくは特定目的信託の受益権で政令で定めるもの（以下この条において「公社債等」という。）の利子、収益の分配又は第二十四条第一項（配当所得）に規定する剰余金の配当（以下この条において「利子等」という。）にあつては、当該内国法人が当該公社債等を引き続き所有していた期間に対応する部分の額として政令で定めるところにより計算した金額に相当する部分に限る。）については、所得税を課さない。

2・3 （省略）

（寄附金控除）

第七十八条 居住者が、各年において、特定寄附金を支出した場合において、第一号に掲げる金額が第二号に掲げる金額を超えるときは、その超える金額を、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。

一 その年中に支出した特定寄附金の額の合計額（当該合計額がその者のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額）

二 二千元

2 前項に規定する特定寄附金とは、次に掲げる寄附金（学校の入学に関してするものを除く。）をいう。

一 国又は地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の規定による港務局を含む。）に対する寄附金（その寄附をした者がその寄附によつて設けられた設備を専属的に利用することその他特別の利益がその寄附をした者に及ぶと認められるものを除く。）

二 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体に対する寄附金（当該法人の設立のためにされる寄附金その他の当該法人の設立前においてされる寄附金で政令で定めるものを含む。）のうち、次に掲げる要件を満たすと認められるものとして政令で定めるところにより財務大臣が指定したもの

イ 広く一般に募集されること。

ロ 教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に寄与するための支出で緊急を要するものに充てられることが確実であること。

三 別表第一に掲げる法人その他特別の法律により設立された法人のうち、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与するものとして政令で定めるものに対する当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金（前二号に規定する寄附金に該当するものを除く。）

3 （省略）

4 第一項の規定による控除は、寄附金控除という。

別表第一 公共法人等の表（第四条、第十一条関係）（抜粋）

名 称	根 拠 法
公益財団法人	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）
公益社団法人	

附 則（平成20年4月30日法律第23号）（抜粋）

（公共法人等の範囲に関する経過措置）

第八条 旧所得税法別表第一第一号の表に掲げる社団法人又は財団法人であつて一般社団法人及

び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、同法第百六条第一項（同法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（同法第三百三十一条第一項の規定により同法第四十五条の認可を取り消されたものを除く。）は、新所得税法別表第一に掲げる内国法人とみなして、新所得税法その他所得税に関する法令の規定を適用する。

5 所得税法施行令（昭和40年3月31日政令第96号）（抜粋）

（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）

第二百七条 法第七十八条第二項第三号（公益の増進に著しく寄与する法人に対する寄附金）に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一 独立行政法人

一の二 地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項（定義）に規定する地方独立行政法人で同法第二十一条第一号又は第三号から第五号まで（業務の範囲）に掲げる業務（同条第三号に掲げる業務にあつては同号チに掲げる事業の経営に、同条第五号に掲げる業務にあつては地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）第四条第一号（公共的な施設の範囲）に掲げる介護老人保健施設の設置及び管理に、それぞれ限るものとする。）を主たる目的とするもの

二 自動車安全運転センター、日本司法支援センター、日本私立学校振興・共済事業団及び日本赤十字社

三 公益社団法人及び公益財団法人

四 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条（定義）に規定する学校法人で学校（学校教育法第一条（定義）に規定する学校をいう。以下この号において同じ。）の設置若しくは学校及び専修学校（学校教育法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）若しくは各種学校（学校教育法百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校で財務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。）の設置を主たる目的とするもの又は私立学校法第六十四条第四項（私立専修学校等）の規定により設立された法人で専修学校若しくは各種学校の設置を主たる目的とするもの

五 社会福祉法人

六 更生保護法人

（確定申告書に関する書類の提出又は提示）

第二百六十二条 法第二百十条第三項第一号（確定所得申告）（法第二百二十二条第三項（還付等を受けるための申告）、第二百二十三条第三項（確定損失申告）、第二百五条第四項（年の中途中で死亡した場合の確定申告）及び第二百二十七条第四項（年の中途中で出国をする場合の確定申告）において準用する場合を含む。）に掲げる居住者は、次に掲げる書類を確定申告書に添付し又は当該申告書の提出の際提示しなければならない。ただし、第三号から第六号までに掲げる書類で法第九十条第二号（年末調整）の規定により同号に規定する給与所得控除後の給与等の金額から控除された法第七十四条第二項第五号（社会保険料控除）に掲げる社会保険料、法第七十五条第二項（小規模企業共済等掛金控除）に規定する小規模企業共済等掛金（第四号において「小規模企業共済等掛金」という。）、法第七十六条第一項（生命保険料控除）に規定する新生命保険料（第五号イにおいて「新生命保険料」という。）若しくは旧生命保険料（第五号ロにおいて「旧生命保険料」という。）、同条第二項に規定する介護医療保険料（第五号ハにおいて「介護医療保険料」という。）、同条第三項に規定する新個人年金保険料（第五号ニにおいて「新個人年金保険料」という。）若しくは旧個人年金保険料（第五号ホにおいて「旧個人年金保険料」という。）又は法第七十七条第一項（地震保険料控除）に規定する地震保険料（第六号において「地震保険料」という。）に係るものについては、この限りでない。

一～六 （省略）

七 確定申告書に寄附金控除に関する事項を記載する場合にあつては、当該申告書に記載したその控除を受ける金額の計算の基礎となる法第七十八条第二項（寄附金控除）に規定する特定寄附金の明細書その他財務省令で定める書類

2・3 （省略）

6 所得税法施行規則（昭和40年3月31日大蔵省令第11号）（抜粋）

（生命保険料控除に関する証明事項等）

第四十七条の二 （省略）

2 （省略）

3 令第二百六十二条第一項第七号に規定する財務省令で定める書類は、次の各号に掲げる法第七十八条第二項（寄附金控除）に規定する特定寄附金（以下この項において「特定寄附金」という。）の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

一 特定寄附金で次号から第四号までに掲げるもの以外のもの 次に掲げる書類

イ 当該特定寄附金を受領した者の受領した旨（当該受領した者が令第二百十七条各号（公益の増進に著しく寄与する法人の範囲）に掲げる法人に該当する場合には、当該特定寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨を含む。）、当該特定寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類

ロ 当該特定寄附金を受領した者が令第二百十七条第一号の二に掲げる法人に該当する場合には、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六条第三項（財産的基礎）に規定する設立団体のその旨を証する書類（当該特定寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）の写しとして当該法人から交付を受けたもの

ハ 当該特定寄附金を受領した者が令第二百十七条第四号に掲げる法人に該当する場合には、私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第四条（所轄庁）に規定する所轄庁のその旨を証する書類（当該特定寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）の写しとして当該法人から交付を受けたもの

二～四 （省略）

4 （省略）

7 消費税法（昭和63年12月30日法律第108号）（抜粋）

（小規模事業者に係る納税義務の免除）

第九条 事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が千万円以下である者については、第五条第一項の規定にかかわらず、その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務を免除する。ただし、この法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 前項に規定する基準期間における課税売上高とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める金額をいう。

一 個人事業者及び基準期間が一年である法人 基準期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額（第二十八条第一項に規定する対価の額をいう。以下この項、次条第二項及び第十一条第四項において同じ。）の合計額から、イに掲げる金額からロに掲げる金額を控除した金額の合計額（以下この項及び第十一条第四項において「売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額」という。）を控除した残額

イ 基準期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額

ロ 基準期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に百分の百二十五を乗じて算出した金額

二 基準期間が一年でない法人 基準期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から当該基準期間における売上げに係る税抜対価の返還等の金額の合計額を控除した残額を当該法人の当該基準期間に含まれる事業年度の月数の合計数で除し、これに十二を乗じて計算した金額

3 前項第二号の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4～9 （省略）

（前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例）

第九条の二 個人事業者のその年又は法人のその事業年度の基準期間における課税売上高が千万円以下である場合において、当該個人事業者又は法人（前条第四項の規定による届出書の提出により消費税を納める義務が免除されないものを除く。）のうち、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度に係る特定期間における課税売上高が千万円を超えるときは、当該個人事業者のその年又は法人のその事業年度における課税資産の譲渡等については、同条第一項本文の規定は、適用しない。

2 前項に規定する特定期間における課税売上高とは、当該特定期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等の対価の額の合計額から、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除した金額の合計額を控除した残額をいう。

一 特定期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額

二 特定期間中に行つた第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額に百分の百二十五を乗じて算出した金額

3 第一項の規定を適用する場合においては、前項の規定にかかわらず、第一項の個人事業者又は法人が同項の特定期間中に支払つた所得税法第二百三十一条第一項（給与等、退職手当等又は公的年金等の支払明細書）に規定する支払明細書に記載すべき同項の給与等の金額に相当するものとして財務省令で定めるものの合計額をもつて、第一項の特定期間における課税売上高とすることができる。

4 前三項に規定する特定期間とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間をいう。

一 個人事業者 その年の前年一月一日から六月三十日までの期間

二 その事業年度の前事業年度（七月以下であるものその他の政令で定めるもの（次号において「短期事業年度」という。）を除く。）がある法人 当該前事業年度開始の日以後六月の期間

三 その事業年度の前事業年度が短期事業年度である法人 その事業年度の前々事業年度（その事業年度の基準期間に含まれるものその他の政令で定めるものを除く。）開始の日以後六月の期間（当該前々事業年度が六月以下の場合には、当該前々事業年度開始の日からその終了

の日までの期間)

5 (省略)

(課税期間)

第十九条 この法律において「課税期間」とは、次の各号に掲げる事業者の区分に応じ当該各号に定める期間とする。

- 一 個人事業者（第三号又は第三号の二に掲げる個人事業者を除く。） 一月一日から十二月三十一日までの期間
- 二 法人（第四号又は第四号の二に掲げる法人を除く。） 事業年度
- 三 第一号に定める期間を三月ごとの期間に短縮すること又は次号に定める各期間を三月ごとの期間に変更することについてその納税地を所轄する税務署長に届出書を提出した個人事業者 一月一日から三月三十一日まで、四月一日から六月三十日まで、七月一日から九月三十日まで及び十月一日から十二月三十一日までの各期間
- 三の二 第一号に定める期間を一月ごとの期間に短縮すること又は前号に定める各期間を一月ごとの期間に変更することについてその納税地を所轄する税務署長に届出書を提出した個人事業者 一月一日以後一月ごとに区分した各期間
- 四 その事業年度が三月を超える法人で第二号に定める期間を三月ごとの期間に短縮すること又は次号に定める各期間を三月ごとの期間に変更することについてその納税地を所轄する税務署長に届出書を提出したもの その事業年度をその開始の日以後三月ごとに区分した各期間（最後に三月未満の期間を生じたときは、その三月未満の期間）
- 四の二 その事業年度が一月を超える法人で第二号に定める期間を一月ごとの期間に短縮すること又は前号に定める各期間を一月ごとの期間に変更することについてその納税地を所轄する税務署長に届出書を提出したもの その事業年度をその開始の日以後一月ごとに区分した各期間（最後に一月未満の期間を生じたときは、その一月未満の期間）

2～5 (省略)

(課税資産の譲渡等についての確定申告)

第四十五条 事業者（第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を除く。）は、課税期間ごとに、当該課税期間の末日の翌日から二月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を税務署長に提出しなければならない。ただし、国内における課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）がなく、かつ、第四号に掲げる消費税額がない課税期間については、この限りでない。

- 一 その課税期間中に国内において行つた課税資産の譲渡等（第七条第一項、第八条第一項その他の法律又は条約の規定により消費税が免除されるものを除く。）に係る課税標準である金額の合計額（次号において「課税標準額」という。）
- 二 課税標準額に対する消費税額
- 三 前章の規定によりその課税期間において前号に掲げる消費税額から控除をされるべき次に掲げる消費税額の合計額
 - イ 第三十二条第一項第一号に規定する仕入れに係る消費税額
 - ロ 第三十八条第一項に規定する売上げに係る対価の返還等の金額に係る消費税額
 - ハ 第三十九条第一項に規定する領収をすることができなくなつた課税資産の譲渡等の税込価額に係る消費税額
- 四 第二号に掲げる消費税額から前号に掲げる消費税額の合計額を控除した残額に相当する消費税額
- 五 第二号に掲げる消費税額から第三号に掲げる消費税額の合計額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額
- 六 その事業者が当該課税期間につき中間申告書を提出した事業者である場合には、第四号に掲げる消費税額から当該申告書に係る中間納付額を控除した残額に相当する消費税額
- 七 第四号に掲げる消費税額から中間納付額を控除してなお不足額があるときは、当該不足額
- 八 前各号に掲げる金額の計算の基礎その他財務省令で定める事項

2～5 (省略)

8 租税特別措置法（昭和32年3月31日法律第26号）（抜粋）

（国等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税）

第四十条 国又は地方公共団体に対し財産の贈与又は遺贈があつた場合には、所得税法第五十九条第一項第一号の規定の適用については、当該財産の贈与又は遺贈がなかつたものとみなす。公益社団法人、公益財団法人、特定一般法人（法人税法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人で、同法第二条第九号の二に掲げるものをいう。）その他の公益を目的とする事業（以下この項から第三項まで及び第五項において「公益目的事業」という。）を行う法人（外国法人に該当するものを除く。以下この条において「公益法人等」という。）に対する財産（国外にある土地その他の政令で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の贈与又は遺贈（当該公益法人等を設立するためにする財産の提供を含む。以下この条において同じ。）で、当該贈与又は遺贈が教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献その他公益の増進に著しく寄与すること、当該贈与又は遺贈に係る財産（当該財産につき第三十三条第一項に規定する収用等があつたことその他の政令で定める理由により当該財産の譲渡をした場合において、当該譲渡による収入金額の全部に相当する金額をもつて取得した当該財産に代わるべき資産として政令で定めるものを取得したときは、当該資産（次項及び第三項において「代替資産」という。）が、当該贈与又は遺贈があつた日から二年を経過する日までの期間（当該期間内に当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供することが困難である場合として政令で定める事情があるときは、政令で定める期間。次項において同じ。）内に、当該公益法人等の当該公益目的事業の用に直接供され、又は供される見込みであることその他の政令で定める要件を満たすものとして国税庁長官の承認を受けたものについても、また同様とする。

2～15 （省略）

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第四十一条の十八の三 個人が支出した所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金のうち、次に掲げる法人（その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることにつき政令で定める要件を満たすものに限る。）に対するもの（同条第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「税額控除対象寄附金」という。）については、その年中に支出した税額控除対象寄附金の額の合計額（その年中に支出した特定寄附金等の金額（同条第二項に規定する特定寄附金の額及び同条第三項の規定又は第四十一条の十八第一項若しくは前条第一項の規定により当該特定寄附金とみなされたものの額並びに次条第一項に規定する控除対象特定新規株式の取得に要した金額として同項に規定する政令で定める金額の合計額をいう。以下この項において同じ。）が、当該個人のその年分の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額の百分の四十に相当する金額を超える場合には、当該百分の四十に相当する金額から所得控除対象寄附金の額（当該特定寄附金等の金額から税額控除対象寄附金の額の合計額を控除した残額をいう。以下この項において同じ。）を控除した残額）が二千元（その年中に支出した当該所得控除対象寄附金の額がある場合には、二千元から当該所得控除対象寄附金の額を控除した残額）を超える場合には、その年分の所得税の額から、その超える金額の百分の四十に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を控除する。この場合において、当該控除する金額が、当該個人のその年分の所得税の額の百分の二十五に相当する金額を超えるときは、当該控除する金額は、当該百分の二十五に相当する金額（当該金額に百円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を限度とする。

一 公益社団法人及び公益財団法人

二 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）第三条に規定する学校法人及び同法第六十四条第四項の規定により設立された法人

三 社会福祉法人

四 更生保護法人

2 前項の規定は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額についてのその控除に関する記載があり、かつ、財務省令で定めるところにより、当該金額の計算に関する明細書、当該計算の基礎となる金額その他の事項を証する書類の添付がある場合に限り、適用する。

3～5 （省略）

第一節 中小企業者等の法人税率の特例

第四十二条の三の二 次の表の第一欄に掲げる法人又は人格のない社団等（法人税法第二条第九号に規定する普通法人（以下この項において「普通法人」という。）のうち各事業年度終了の時において同法第六十六条第六項各号及び第四百四十三条第五項各号に掲げる法人に該当するものを除く。）の平成二十四年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の所得に係る同法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同欄に掲げる法

人又は人格のない社団等の区分に応じ同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる税率は、同表の第四欄に掲げる税率とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
一 普通法人のうち当該各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下であるもの若しくは資本若しくは出資を有しないもの（第四号に掲げる法人を除く。）又は人格のない社団等	法人税法第六十六条第二項及び第四百三十三条第二項	百分の十九	百分の十五
二 一般社団法人等（法人税法別表第二に掲げる一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人をいう。）又は同法以外の法律によつて公益法人等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等をいう。次号において同じ。）とみなされているもので政令で定めるもの	法人税法第六十六条第二項	百分の十九	百分の十五
三 公益法人等（前号に掲げる法人を除く。）又は法人税法第二条第七号に規定する協同組合等（第六十八条第一項に規定する協同組合等を除く。）	同法第六十六条第三項	百分の十九	百分の十九（各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、百分の十五）
四 第六十七条の二第一項の規定による承認を受けている同項に規定する医療法人	同項	百分の十九	百分の十九（各事業年度の所得の金額のうち年八百万円以下の金額については、百分の十五）

2 (省略)

3 事業年度が一年に満たない第一項の表の第三号及び第四号に掲げる法人に対する同項（同表の第三号及び第四号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同表の第三号及び第四号中「年八百万円」とあるのは、「八百万円を十二で除し、これに当該事業年度の月数を乗じて計算した金額」とする。

4 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

5 (省略)

(公益法人等の損益計算書等の提出)

第六十八条の六 法人税法第二条第六号に規定する公益法人等（同法以外の法律によつて同号に規定する公益法人等とみなされているもので政令で定める法人及び小規模な法人として政令で定める法人を除く。）は、当該事業年度につき法人税法第七十四条第一項の規定による申告書を提出すべき場合を除き、財務省令で定めるところにより、当該事業年度の損益計算書又は収支計算書を、当該事業年度終了の日の翌日から四月以内（政令で定める法人にあつては、同日から政令で定める期間内）に、当該事業年度終了の日におけるその主たる事務所の所在地の所轄税務署長に提出しなければならない。

9 租税特別措置法施行令（昭和 32 年 3 月 31 日政令第 43 号）（抜粋）

（損益計算書等の提出を要しない公益法人等の範囲等）

第三十九条の三十七 法第六十八条の六に規定する政令で定める公益法人等とみなされている法人は、地方自治法第二百六十条の二第七項に規定する認可地縁団体、建物の区分所有等に関する法律第四十七条第二項に規定する管理組合法人及び同法第六十六条の規定により読み替えられた同項に規定する団地管理組合法人、政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律第七条の二第一項に規定する法人である政党等、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第一百三十三条第一項に規定する防災街区整備事業組合並びにマンションの建替えの円滑化等に関する法律第五条第一項に規定するマンション建替組合とする。

2 法第六十八条の六に規定する政令で定める小規模な法人は、当該事業年度の収入金額（資産の売却による収入で臨時的なものを除く。）の合計額が八千万円（当該事業年度が十二月に満たない場合には、八千万円に当該事業年度の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額）以下の法人とする。

3 前項の月数は、暦に従つて計算し、一月に満たない端数を生じたときは、これを一月とする。

4 法第六十八条の六に規定する政令で定める期間内に損益計算書又は収支計算書を提出しなければならないものとされる同条に規定する政令で定める法人は、厚生年金基金、企業年金連合会、国民年金基金及び国民年金基金連合会とし、同条に規定する政令で定める期間は、六月とする。

10 租税特別措置法施行規則（昭和32年3月31日大蔵省令第15号）（抜粋）

（公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除）

第十九条の十の四 （省略）

2～9 （省略）

- 10 法第四十一条の十八の三第一項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書及び次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 その寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）
 - イ その寄附金の額
 - ロ その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日
 - ハ その寄附金が当該法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨
 - ニ その寄附金を受領した法人の名称
 - 二 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第三条に規定する行政庁、私立学校法第四条若しくは社会福祉法第三十条に規定する所轄庁又は法務大臣若しくは更生保護事業法第六十二条に規定する地方更生保護委員会の当該法人が施行令第二十六条の二十八の二第一項に規定する要件を満たすものであることを証する書類（当該寄附金を支出する日以前五年内に発行されたものに限る。）の写しとして当該法人から交付を受けたもの

（公益法人等の損益計算書等の記載事項等）

- 第二十二條の二十二 法第六十八条の六に規定する公益法人等（以下この条において「公益法人等」という。）が法第六十八条の六の規定により提出をすべき損益計算書又は収支計算書（以下この条において「損益計算書等」という。）は、当該公益法人等の行う活動の内容に応じおおむね別表第十に掲げる科目（対価を得て行う事業に係る収益又は収入（以下この条において「事業収益等」という。）については、事業の種類ごとにその事業内容を示す適当な名称を付した科目）に従つて作成した損益計算書等とし、当該損益計算書等には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 公益法人等の名称及び主たる事務所の所在地
 - 二 代表者の氏名
 - 三 当該事業年度の開始及び終了の日
 - 四 その他参考となるべき事項
- 2 公益法人等は、他の法令に基づいて作成した損益計算書等（事業収益等が事業の種類ごとに区分されているもの又は事業収益等の明細書が添付されているものに限る。）をもつて前項の損益計算書等に代えることができる。

11 法人税基本通達（昭和44年5月1日直審（法）25）（抜粋）

（非営利型法人における特別の利益の意義）

1—1—8 令第3条第1項第3号及び第2項第6号《非営利型法人の範囲》に規定する「特別の利益を与えること」とは、例えば、次に掲げるような経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付で、社会通念上不相当なものをいう。

- (1) 法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する土地、建物その他の資産を無償又は通常よりも低い賃貸料で貸し付けていること。
- (2) 法人が、特定の個人又は団体に対し、無利息又は通常よりも低い利率で金銭を貸し付けていること。
- (3) 法人が、特定の個人又は団体に対し、その所有する資産を無償又は通常よりも低い対価で譲渡していること。
- (4) 法人が、特定の個人又は団体から通常よりも高い賃借料により土地、建物その他の資産を賃借していること又は通常よりも高い利率により金銭を借り受けていること。
- (5) 法人が、特定の個人又は団体の所有する資産を通常よりも高い対価で譲り受けていること又は法人の事業の用に供すると認められない資産を取得していること。
- (6) 法人が、特定の個人に対し、過大な給与等を支給していること。

なお、「特別の利益を与えること」には、収益事業に限らず、収益事業以外の事業において行われる経済的利益の供与又は金銭その他の資産の交付が含まれることに留意する。

（特別の利益に係る要件を欠くこととなった場合）

1—1—9 令第3条第1項第3号《非営利型法人の範囲》に規定する要件を欠くことにより普通法人に該当することとなった一般社団法人又は一般財団法人は、その該当することとなった日の属する事業年度以後の事業年度において同号の要件を満たすことはないことから、再び同項に規定する非営利型法人に該当することはないことに留意する。

同条第2項第6号に規定する要件を欠くことにより普通法人に該当することとなった一般社団法人又は一般財団法人についても、同様とする。

（主たる事業の判定）

1—1—10 令第3条第2項第3号《非営利型法人の範囲》に規定する「主たる事業として収益事業を行っていない」場合に該当するかどうかは、原則として、その法人が主たる事業として収益事業を行うことが常態となっていないかどうかにより判定する。この場合において、主たる事業であるかどうかは、法人の事業の態様に応じて、例えば収入金額や費用の金額等の合理的と認められる指標（以下1—1—10において「合理的指標」という。）を総合的に勘案し、当該合理的指標による収益事業以外の事業の割合がおおむね50%を超えるかどうかにより判定することとなる。

ただし、その法人の行う事業の内容に変更があるなど、収益事業の割合と収益事業以外の事業の割合の比に大きな変動を生ずる場合を除き、当該事業年度の前事業年度における合理的指標による収益事業以外の事業の割合がおおむね50%を超えるときには、その法人は、当該事業年度の開始の日において「主たる事業として収益事業を行っていない」場合に該当しているものと判定して差し支えない。

（注） 本文後段の判定を行った結果、収益事業以外の事業の割合がおおむね50%を超えないとしても、そのことのみをもって「主たる事業として収益事業を行っていない」場合に該当しないことにはならないことに留意する。

（収益事業を行っていないことの判定）

1—1—11 一般社団法人又は一般財団法人（公益社団法人又は公益財団法人を除く。以下1—1—11において「一般社団法人等」という。）が、事務処理の受託の性質を有する業務を行う場合において、当該業務が法令の規定、行政官庁の指導又は当該業務に関する規則、規約若しくは契約に基づき実費弁償（その委託により委託者から受ける金額が当該業務のために必要な費用の額を超えないことをいう。）により行われるものであり、かつ、そのことにつきあらかじめ一定の期間（おおむね5年以内の期間とする。）を限って所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあっては、所轄国税局長）の確認を受けたときは、その確認を受けた期間については、当該業務は、その委託者の計算に係るものとし、当該一般社団法人等の収益事業としないものとして令第3条第2項第3号《非営利型法人の範囲》の要件に該当するかどうかの判定を行うこととする。

(理事の親族等の割合に係る要件の判定)

1—1—12 令第3条第1項第4号及び第2項第7号《非営利型法人の範囲》に規定する要件に該当するかどうかの判定は、原則として、判定される時の現況によることに留意する。

ただし、例えば、非営利型法人が理事の退任に基因して当該要件に該当しなくなった場合において、当該該当しなくなった時から相当の期間内に理事の変更を行う等により、再度当該要件に該当していると認められるときには、継続して当該要件に該当しているものと取り扱って差し支えない。

(非営利型法人が公益社団法人又は公益財団法人に該当することとなった場合等の事業年度)

1—2—3 非営利型法人が公益社団法人又は公益財団法人に該当することとなった場合等の事業年度は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第38条第2項《事業報告等の提出》及び第50条の2第1項《認定取消法人等の計算書類及びその附属明細書に相当する書類の作成》に定める期間をいうのであるから、当該事業年度は次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる期間となることに留意する。

- (1) 非営利型法人が公益社団法人又は公益財団法人に該当することとなった場合
 - イ 定款で定めた事業年度開始の日から公益認定を受けた日の前日までの期間
 - ロ その公益認定を受けた日からその事業年度終了の日までの期間
- (2) 公益社団法人又は公益財団法人が非営利型法人に該当することとなった場合
 - イ 定款で定めた事業年度開始の日から公益認定の取消しの日の前日までの期間
 - ロ その公益認定の取消しの日からその事業年度終了の日までの期間

(公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった日等)

1—2—6 法第14条第1項第20号《みなし事業年度》に規定する「該当することとなった日」は、次に掲げる場合には、それぞれ次に掲げる日をいう。

- (1) 公益法人等が普通法人又は協同組合等に該当することとなった場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる日
 - イ 公益社団法人又は公益財団法人が普通法人に該当することとなった場合 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下1—2—6において「公益認定法」という。）第29条第1項又は第2項《公益認定の取消し》の規定による公益認定の取消しの日
 - ロ 非営利型法人が普通法人に該当することとなった場合 令第3条第1項各号又は第2項各号《非営利型法人の範囲》に掲げる要件のいずれかに該当しないこととなった日
 - ハ 社会医療法人が普通法人に該当することとなった場合 医療法第64条の2第1項《収益業務の停止》の規定による社会医療法人の認定を取り消された日
 - ニ 法別表第二に掲げる商工組合（以下1—2—6において「非出資商工組合」という。）が法別表第三に掲げる商工組合（以下1—2—6において「出資商工組合」という。）に移行することとなった場合等、法別表第二に掲げる公益法人等（農業協同組合連合会を除く。(2)ニにおいて同じ。)が法別表第三に掲げる協同組合等（農業協同組合連合会を除く。(2)ニにおいて同じ。)に該当することとなった場合 移行の登記の日
- (2) 普通法人又は協同組合等が公益法人等に該当することとなった場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に掲げる日
 - イ 一般社団法人又は一般財団法人のうち普通法人であるものが公益社団法人又は公益財団法人に該当することとなった場合 公益認定法第4条《公益認定》に規定する行政庁の認定を受けた日
 - ロ 一般社団法人又は一般財団法人のうち普通法人であるものが非営利型法人に該当することとなった場合 令第3条第1項各号又は第2項各号に掲げる要件の全てに該当することとなった日
 - ハ 医療法人のうち普通法人であるものが社会医療法人に該当することとなった場合 医療法第42条の2第1項《社会医療法人》の規定による社会医療法人の認定を受けた日
 - ニ 出資商工組合が非出資商工組合に移行することとなった場合等、法別表第三に掲げる協同組合等が法別表第二に掲げる公益法人等に該当することとなった場合 移行の登記の日 法第14条第1項第15号及び第16号に規定する「該当することとなった日」についても、同様とする。

(実費弁償による事務処理の受託等)

15—1—28 公益法人等が、事務処理の受託の性質を有する業務を行う場合においても、当該業務が法令の規定、行政官庁の指導又は当該業務に関する規則、規約若しくは契約に基づき実費

弁償（その委託により委託者から受ける金額が当該業務のために必要な費用の額を超えないことをいう。）により行われるものであり、かつ、そのことにつきあらかじめ一定の期間（おおむね5年以内の期間とする。）を限つて所轄税務署長（国税局の調査課所管法人にあつては、所轄国税局長。以下15—1—53において同じ。）の確認を受けたときは、その確認を受けた期間については、当該業務は、その委託者の計算に係るものとして当該公益法人等の収益事業としないものとする。

（注） 非営利型法人が1—1—11の確認を受けている場合には、本文の確認を受けたものとみなす。

法人税基本通達等の一部改正について（平成20年7月2日課法2—5）

（経過の取扱い(1)…特例民法法人が公益社団法人等に移行した場合の事業年度）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下経過の取扱い(2)までにおいて「整備法」という。）第40条第1項《社団法人及び財団法人の存続》の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、整備法第106条第1項《移行の登記》（同法第121条第1項《認定に関する規定の準用》において読み替えて準用する場合を含む。）の登記をしていないもの（所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）（以下経過の取扱い(3)までにおいて「平成20年改正法」という。）附則第10条第1項《公益法人等の範囲に関する経過措置》に規定する認可取消社団法人及び認可取消財団法人を除く。）が、行政庁の認定を受けて公益社団法人若しくは公益財団法人への移行をした場合又は行政庁の認可を受けて一般社団法人若しくは一般財団法人への移行をした場合の事業年度は、次に掲げる期間となることに留意する。

- (1) その事業年度開始の日から一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律施行規則第2条第1項《計算書類等の作成に係る期間》ただし書の移行の登記をした日の前日までの期間
- (2) その移行の登記をした日からその事業年度終了の日までの期間

（経過の取扱い(2)…旧有限責任中間法人及び特例無限責任中間法人に係る事業年度）

平成20年改正法附則第10条第2項《公益法人等の範囲に関する経過措置》に規定する旧有限責任中間法人又は同条第3項に規定する特例無限責任中間法人に係る事業年度は、整備法の施行及び整備法第33条第1項《移行の登記》に規定する設立の登記によっては区分されず継続することに留意する。

ただし、旧有限責任中間法人が整備法施行の日以後、令第3条第1項各号又は第2項各号《非営利型法人の範囲》に掲げる要件のすべてに該当することとなった場合の当該旧有限責任中間法人に係る事業年度は、次に掲げる期間となることに留意する。

- (1) その事業年度開始の日から、その要件のすべてに該当することとなった日の前日までの期間
- (2) その要件のすべてに該当することとなった日からその事業年度終了の日までの期間

法人税基本通達等の一部改正について（平成21年12月28日課法2—5）

（経過の取扱い(2)…特例民法法人が一般社団法人等に移行した場合における非営利型法人の要件判定）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第40条第1項《社団法人及び財団法人の存続》の規定により一般社団法人又は一般財団法人として存続するもののうち、同法第121条第1項《認定に関する規定の準用》により読み替えて準用する同法第106条第1項《移行の登記》の登記をしていないもの（所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第10条第1項《公益法人等の範囲に関する経過措置》に規定する認可取消社団法人及び認可取消財団法人を除く。）が、行政庁の認可を受けて一般社団法人又は一般財団法人（以下経過の取扱い(2)において「一般社団法人等」という。）への移行をした場合において、当該一般社団法人等がその移行の日を含む期間について15—1—28の取扱いによる実費弁償の確認を受けたことにより収益事業としないものとされた業務があるときには、当該業務は当該一般社団法人等の収益事業に該当しないものとして令第3条第2項第3号《非営利型法人の範囲》の要件に該当するかどうかの判定を行うこととする。